

第七十二回国会 参議院農林水産委員会 會議録第六号

昭和四十九年二月十九日(火曜日)

午前十時九分開会

委員の異動

二月八日

辞任

鍋島 直紹君

中村 登美君

斎藤 十朗君

岩本 政一君

中村 波男君

二月十三日

辞任

塚田 大願君

二月十八日

辞任

渡辺 武君

二月十九日

辞任

佐藤 隆君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

久次米健太郎君

亀井 善彰君

河口 陽一君

棚田 四郎君

杉原 一雄君

補欠選任

渡辺 武君

補欠選任

塚田 大願君

補欠選任

鈴木 省吾君

初村瀧一郎君

梶木 又三君

高橋雄之助君

足鹿 覺君

鶴岡 哲夫君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚田 四郎君

温水 三郎君

堀本 宜実君

神沢 淨君

沢田 実君

国務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農林経済局長

農林省構造改善局長

農林省農産園芸局長

農林省畜産局長

農林省食品流通局長

食糧庁長官

事務局員

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

倉石 忠雄君

山本茂一郎君

大河原太一郎君

岡安 誠君

大山 一生君

松元 威雄君

澤邊 守君

池田 正範君

三善 信二君

塚田 大願君

倉石 忠雄君

山本茂一郎君

大河原太一郎君

岡安 誠君

大山 一生君

松元 威雄君

澤邊 守君

池田 正範君

三善 信二君

塚田 大願君

倉石 忠雄君

山本茂一郎君

大河原太一郎君

岡安 誠君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(昭和四十九年度農林省関係の施策及び予算に関する件)

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八日、鍋島直紹君、中村登美君、斎藤十朗君、岩本政一君及び中村波男君が委員を辞任され、その補欠として久次米健太郎君、亀井善彰君、河口陽一君、棚田四郎君及び杉原一雄君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(初村瀧一郎君) 昭和四十九年度農林省関係の施策及び予算に関する件を議題といたします。

本件につきましては、前回すでに説明を聴取い

たしておりますので、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○國務大臣 大臣の所信表明につきまして、それから同時に行なわれました農林関係予算の農林大臣説明、この二つにつきまして三点ほど伺いをいたしたいと思っております。

第一は大臣の所信表明であります。この所信表明を読みまして、昨年の一月に行なわれた大臣の所信表明とたいへん異なっております。大臣がかわったからという、非常な変わった説明になっております。これは当然だと思っております。でも、昨年は、第一番目に、農政の推進の基本という形でありました。話でありまして、ただこれを農林省の所信とから農政の推進の基本を説明をされておる。その次の二番目には、高効率の農業を展開するんだと、こういうのが二番目にあります。三番目は、米の生産調整を中心にして農業生産の再編成だ、こういう形になっております。そして、私どもたいへん、それから比まします。今度のは、まず最初に食糧政策の基本というのが出てきて、その次に国内の自給の維持向上、三番目に輸入食糧の安定確保、こういうまあ形になっておるわけですね。これたいへん変わったという印象を受けるわけです。しかし、これどうもこの三つが農政の基本を示しておるようですね。実際、私はもっと突っ込んで伺いをしなきゃならない。このように考えておるわけですが、昨年からは御承知のように、農業が高度経済成長にたいへん痛めつけられて、私は、下敷きになってきたと思っております。そういう下敷きになった中で日本の農業、農村というものは非常にくすぶって、くすぶっているという状態にきておったと思っております。そこへもってきて昨年来の国際的な食糧の関係、食糧の暴騰というようなものもあって、そういう中でこういうような考え方が出てきたものだと思うんです。

そこでまず伺いをいたしたいのは、自給率を維持向上する点であります。私は、やはり農政の基本というのはこれが一つ、もう一つは、いまこの十数年にわたって急速にくずれてきた農業、農村、農家というものをどのように立て直していくのかという点、この二つだと思っております。この一つについては、大臣が先述に述べられておりますので、自給率を維持向上する点について伺いをしたいと思っております。

これは、もう御承知のように、農業白書によりまして、自給率はこの数十年の間にたいへんな落ち込みをやっているわけですね、三十五年の八九％というふうに白書に出ましてから四十六年の七四％という、十一年間に一五％下がる。食糧の自給を算出で計算いたしますと、九〇から七二と一八％落ちる、一八％落ちてくるというような異常な状況になっておるわけですね、さらに生産者ベースでいいますと、よく言われますように、オリジナルカロリーベースで計算をいたしますと、いうと、これも常識でありますけれども、三十五年の七四％から四十六年の三七％、二分の一に落ちるという異常な自給率の低下であります。低下の一途をたどっておるわけですね、しかも、異常な急速な低下を伴っておるわけですね、しかも、こういうことが資本主義諸国にないことは御承知のとおりであります。その中で自給率を維持向上しようとおっしゃるのですけれども、いま申し上げましたこういう自給率の低下について、これを何か変えていこうというお考えなのかどうなのか、これをどのようにしようというふうにお考えになっていらっしゃるのか、その点をまず伺いたしたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 食糧の自給率はできる限り高めていくことが必要のことだと存じております。農林省はそういう目標のもとにすべての施策を進めておるわけですが、御存じのよう

が、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

○政府委員(松元威雄君)　まず、長期の目標でございいますが、これにつきましては四十七年に農産物の需要と生産目標というのを策定してございまして、その中で麦、大豆につきましては五十七年におきます生産目標の試案が策定されてるわけでございします。したがしまして、それを達成し得るように施策を進めていくということでございまして、したがしまして、そのためには、従来から麦につきまして、大豆につきましても各般の施策を講じてまいったわけでございますが、それだけではなかなかそういった目標を達成しづらいというところで、さらに四十九年度は従来と違ひまして新しい生産振興奨励補助金というものを打ち出したわけでございまして、したがしまして、これにつきまして、もちろん単年限りということとはございせんが、いまの目標達成に必要なことを考えまして、今後、いまの麦、大豆の生産状況とかあるいは需給の動向、生産増加の度合い、こういうものを考えまして必要な期間をやつてまいりたい。ただ、その場合、どの程度必要か、具体的な時期はまた今後のそういった状況できめてまいりたい、こういう考え方でございます。

○國岡哲夫君　これは局長、まあ四十七年の十月に出しました生産目標の長期見通しです、これはまあ当時農林省がおっかなびっくりで出したといつてたいへん評判が悪かつた面もあつたし、また、よう出したといつた面もあつた。しかし、それは試案だと、農林省試案だという形で出ておるわけです。それを何か長期目標のごとく解しているのかどうかという問題が一つ。それから、やっぱり大切なことは、一定期間ということについては、これをはっきりしないという、農家の立場に立つてみますとこれは容易じゃない。麦は徹底的に痛めつけられてるわけですから、怒濤のやうに日本列島から追ひ出されてるわけですからね。もうそれこそ日本列島はなくなつてるといふぐらいまで追ひ込められてるわけです。それを積極的に生産しようという、あるいは奨励金を出し

て、一俵に対して二千円という金出して奨励しようというんですから、これはその点を明らかにしないと、もう画電点贈を欠くもはなはだしい。その点がいまいであるということであれば、これはいまい自給率をどうだ、こうだということについては、まず第一これは信用ならないというふうに解釈できるのじゃないでしょうか、農民の立場に立てばですよ。何のことかわけがわからない。米の生産調整が休耕に対して奨励をした。三年間で終わったわけですが、三年なのか、五年なのか、何年なのかわからない。米ではお出しになったけれども、麦とか大豆とか、そういうものについては出せないというんでは、これはもうどうだか決意が非常にいまいだというふうに言わなきゃならぬですよ。農林省としての考え方はあると思うんですよ。ですから、試案のこときもので、長期目標であるとか、即してとか、あるいは何かそれを達成するあれだとか、あまい言ひ方では、これはとてもじゃないです。せつかくいいことは、これはともじやないです。自給率を維持、向上する、国内の生産体制を強化するということで、まっ正面にお打ち出しになったけれども、たいへんあまいだ、非常にあまいだというふうに言わなければならぬじゃないでしょうか。もちろん財政当局との関係もあると思います。しかしそういうものがあるうとも、その中ではっきりしたものを出しておかれないと、これはもう信用できないです。ですから、実際、農民が聞いて信用できるというふうにお話を願わないと、あとほどで申し上げなければ、過去十数年の例があるのですからしつこく申し上げる。これは当然だと思ふんです。

きまして何年というようにきめるよりも、むしろこの施策の効果等も見まして、そういった試案に示されました目標を達成し得るように検討してまいりたい。したがって、現段階で形式上何年と定めるよりも、むしろ施策の効果と申しますか、今後の生産状況の度合いと申しますか、そういうことを考えて具体的な時期は今後考えたほうがむしろ実際ではなかろうかと、こういう考え方でございます。

○鶴岡哲夫君　さらにもう少し具体的にお伺いをしたいんですが、私は、四十七年、一昨年の十月ですが、いま局長のおっしゃった農林省の試案として出したものをこれはすみやかに、いわゆる農業基本法の八条に基づきますものとして閣議決定をして、そして農民、国民に公表する必要があると。これがおくれているというふうに思っています。昨年の三月から検討に入ったという話なんでありましても、これはいまの時代に、最も必要とときにそれが間に合わない、しかも農民に公表できない。国民に公表できないというのはこれは私は問題だと思ふんです。それはあとほどまた申し上げたいと思います。

具体的にここで申し上げたいのは、麦の中で一番徹底的にいじめられたのは、これは小麦であります。その小麦について若干伺いたいわけですが、いま、農基法に基づきまして三十七年の五月に長期目標を閣議決定して、国民、農家に對して公表いたしました。さらに四十三年の十一月に同じく農業基本法の八条に基づきまして長期の十一年計画、十一年の目標を公表したわけなんです。三十七年のやつですね、それによりまして、当時六十万ヘクタール小麦があった、それを、十年で四十六万ヘクタールに六十三万ヘクタール、少しこふやうです、こういう目標を立てられたわけですが、その目標に達しないうちに、もうすぐ四十三年の十一月には、今度は昭和五十二年に二十六万ヘクタールに大幅に減らすという目標を出しておられるのです。六十三万ヘクタールにふやしていくんだというふうにおっしゃったかと思う

と、もうすぐその五、六年あとには今度は二十六万ヘクタール、半分以上に落とすというふうな長期目標を農民に示しておられるわけなんです。そして、いま局長もおっしゃった四十七年の十月の試案によりまして、これは五十七年に十五万ヘクタールにするというんです。また減らすというんです。そういう目標を示しておられるわけなんです。

実際それじゃ、いま小麦の作付面積が幾らあるか。七万ヘクタールを切っているんです。これは若干ふえているという話です。七万ヘクタールを切っている。ですから、もうまるでくずれという段階じゃないですよ。非常な勢いで日本列島から海に追い落とされるわけなんです。その麦について積極的にやられるというんですけれども、一体これはどうなさるおつもりですか。いま局長のおっしゃった一昨年の試案によりまして、五十七年に十五万ヘクタールにするとおっしゃる。実際はいま七万、八万切っているじゃないですか。七万ヘクタール程度です。もうなくなつたと言つてもいいくらいでしょう。これはどうなさるおつもりなんです。その点を伺いたいと思います。

○政府委員(松元威雄君)　御指摘のように、麦の生産は従来年々大幅に減つてまいつたわけでございます。たしか昭和二十五年が戦後のピークでございます。そして、それ以後年々減つてまいつた。特に、三十年に入り、さらに近年に近づくと減つて減つてきたことはこれは事実でございます。

そこで、私たちとしますと、なぜ麦がこういうふうになつたんだろうかということも十分考えなければならぬ。そうしますと、麦の減つた原因、これはいろいろ考えられるのでございますが、何と申しましても、わが国の麦作というのは、非常に規模が零細でございます。したがって、非常に不安定なものもございまして、したがって収益性が低いということがございます。さらに、冬場の労働機会というのがございまして、冬場の労働機会がふえるに應じまして麦作をやめてそつちへ向かつていく、こういうことがまた大きな原因でございまして、さらにまた米との関係がございまして、作期の関係、いわば米の作期が早まりまして麦と重複する、こういうこともあります。

そういうふうな麦の減少の原因はいろいろあるのでございますが、そこで従来この減少の原因というものを十分考えまして、そこで結局いけば生産性の高い麦作を進めていく。そのためには団地的にまとめることが必要であるということ、生産性の高い団地にまとめた、いわば米麦一貫の機械体系というものを中心にして麦作の振興をはかるということ、各般の施策を講じてまいつたわけでございますが、そうでございますが、従来なかなか現実的にはいま申しました原因がございまして、実際は減っている。しかもそれが加速度しておる。

そういうことを反映いたしまして、過去の生産状況におきましても、いわば結果的には目標を下げるという結果になつたわけでございますが、そこでそういった施策のほかに、さらにひとつと新しいと申しますか、もつと抜本的な施策を講じなければならぬということで、四十九年におきましては、従来ない手法といたしまして生産奨励補助金という手法を打ち出して、それに従いまして、五十七年におきまして小麦の場合は現在の約倍近い十五万ヘクタールということをめどにいたしまして生産を伸ばしていこう、こういった考え方でございまして。

○鶴岡哲夫君　麦につきましては、いま局長おっしゃったように、もう没落寸前というよりも、なくなる。観光植物みたいな形まできているんじゃないですか。七万ヘクタール、八万ヘクタール台になつておるんです。それを一昨年の試案によりまして十五万ヘクタール近いということなんです。そうしますと、これは四十六年の状態に戻そうという、一年、ちよこつと前に戻そうという、そういうことじゃないですか。目標そのものが、十年後の目標そのものが一年前に戻そうということにすぎない。それで私は、積極的に自給体制を維持するとか生産を向上させていくとかいう

ことに一体なるんだらうか。まあたいへんな大きな過程の中で、ここ十数年にわたったんだれのような崩壊の中から、それを一年前に戻すのだと、それもしかもこれから十年かかるんですよ。そういうことで一体大臣、国内で生産可能なものは極力国内でまかなうという、そういう考え方にどの程度即応しているのか私はいへん疑問に思うわけなんです。大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 麦につきましては、いま政府委員からお答えいたしましたような過程をたどっておるわけでありまして、先ほどちよつと申し上げましたように、外麦が非常に安くて、その圧力を受けた時代と今日ではだいぶ状況も変わってきております。それにわが国の農政が米に重点を置いたという傾向もございますし、それから米作の農家よりも一戸当たりの耕地面積というのは、非常に麦作においては少ない。かたがた、一方においては、日本の経済の成長に伴って、そういうそろばんの比較のとれないようなものが逐次他に転向したという傾向もございます。そういうことを受けて、私もどうもいたしましては、いまなるほど計画は、ようやく四十九年度予算で一億二千万の助成をいたす、その他めんどう見るのもろもろのことをいたすにいたしました。急激にそういうわけにはまいりませんので、逐次拡大をいたしてまいり、こういう考えに立つておるわけでありまして、しかも、いままた農林省におきましては、稲と麦とのいろいろな作付の時期が競合いたしております、そういうことも麦の減退を来たした一つの大きな原因でもありますので、種について、稲について研究をいたしてございまして、これは交互にやれるようなものができるだけ早く試作をするようにと、こういうようなこともいたしております、やはり農産物でありますので時間がかかるわけでありまして、私がお信の表明でも申し上げておりますように、麦、大豆、飼料作物については、長期的な見地に立つてぜひ増産をしてみたい、こういう考えで遂

行していくというところでございます。

○鶴岡哲夫君 大豆についてちよつと伺いたいんですけれども、大豆も麦と同じように、三十七年の長期目標で、これは三十四万トンあったものを三分の一減らす、これは四十六年に三分の一減らすというふうになっておりまして、さらに四十三年の十一月に公表したもので、それによりまして、さらにそれを半分にすると、八万トンにする、これできているわけですか。それで今度四十七年の、一昨年の試算によりまして、これを今度は突然、十年後には二十四万トンにしたいと、こういうことになっているわけですか。

それは、麦の場合でも、それから大豆の場合でもそうなんですけれども、十年後の目標をこう立てていらつしやる。それ以上に目標を達しているわけですよ。これはたいへんな達し方ですよ、二〇〇%もほとんど減つていくわけですから。あとのものはなかなかないんですけれどもね、これは輸入の関係でしようがね、それで大豆を長期目標に即して一定期間増産なさるといふんですけれども、これは容易じゃないですからね。これはどうですか局長、長期目標に即してというのは、やっぱり四十七年に出したのはいまは六万トンぐらいになっていきますね、六万トンぐらいになつていくでしょう、生産量がそれを四倍にさるといふわけですか、五十七年に。そういうことで施策を進めたいというんですか。

○政府委員(松元威雄君) 御指摘のように、従来におきましては、大豆も先ほどの麦と同様に年々非常に減退をしたわけでございます。これもその原因を考えてまいりますと、基本的には何と申しまして、零細性ということが一番基本にございまして、先ほどの麦の場合でございまして、全国平均で約二十アールないし三十アールというところでございまして、大豆の場合には、北海道等を別にいたしますと規模はさらに一けた小さくて、二ないし三アール程度のものでございまして、御案内のように、大豆というのは労働時間が少のうございまして、したがって、逆に申しますと広い面

積を要する作物というのが本来の性質でございまして、すもんでございまして、なかなかそういう零細規模では生産が伸びないということであるわけでございます。まあ、それでも従来は、そういう規模の中で、畑の場合には畑作のローテーションの一種というふうに入つておりましたし、さらにまた自給用もございまして、それから、かなりの生産があつたわけですが、全体の農業をめぐる情勢の変動の中でだんだん減つてまいりました。何と申しまして、規模は零細でその結果収量も低うございまして、収益が低い。それから自給用も減つてまいり。まあこういうこともございまして、現に減つてまいりましたわけでございます。

それでございしますが、そこで従来は、何としましても、これもやはり団地としてのまとまりをもつてそこで生産性を上げていかなければならぬ、反収も上げていかなければならぬということ、施策を講じてまいりましたわけですが、なかなか思うにまかせず、結果的にはあのように減少してまいりました。そこで、先々の目標を考えますと、御案内のように、大豆の需要は食料としての需要とそれから油脂原料としての需要がございまして、量的には油脂原料の需要量がずっと多いわけでございますが、国産大豆というのは食用には向いていない。たとえばとうふ、納豆あるいは煮豆、こういった食用にはたん白の面から向いていない。油用には必ずしも向かないということ、全体の大豆の中でそういった国産大豆の向いていない食用大豆、これを八割程度は自給いたそうというところで、一昨年の試算におきまして目標を策定したわけですが、これを達成するために、両方が必要でございまして、特に反収の場合は従来二俵ちよつと非常に反収が低いわけでございます、これを反収をもつと上げることは可能性はある。反収を上げること、かたがた面積をふやしてまいると、従来やつておつたところもあるわけでございますから、もう一度面積の増加をはかる。

両々相まって、いま申しました国産大豆のほう品質的に向いていないたん白用としての大豆、その八割程度を自給したいということで、目標を策定いたしまして、それを達成いたしますためには従来の手法だけではなかなかむずかしいございまして、これも麦と同様に生産奨励補助金という新しい手法を打ち出してこの目標達成に努力してまいり、こういうふうになつていっているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 畜産の問題について同じように伺いたいんですが、畜産の中で一番問題はやはり肉牛と乳牛、この大家畜だと思うのですが、これはもう御承知のとおりですが、この大家畜については、まあ肉牛ですけれども、これはもうどだい話にならない状態にきているわけですね。前々から、肉牛についても乳牛につきましても、もう三十六年、三十七年、八年ごろから、二百萬頭に達するといふのは夢の夢だといふふうにいわれておつたわけですね。これはもう手も足も出ない。実際畜産関係の人たちは、二百萬頭、いまの政策の中で二百萬頭をこすなといふのは夢のまた夢だといふふうに言われてきたのです。酪農も、御承知のように乳牛についても百八十万頭、四十六年をピークにして百八十万頭からだんだん減つてきているんですね。いままた昨今さらに減りつつあるんじゃないか。肉牛についてもこれはかつてはこれは二百三十萬頭、二百四十萬頭あったんです。しかし、これも減つてまいりまして、いまやこれはもう百八十万頭を割っているという状態ですね。しかも肉牛はこの五年間動いてないです。しかも減つてきているんですね。百八十万頭をピークにして、五年間、同じように百八十万頭、そしてそれは減つてきている、こういう実情ですね。それは今後は長期目標に即してということになるのでしようけれども、その長期目標によりまして、これがまた二倍にふくらまそうというのですよ。大家畜をですよ。いまの状況の中で、いまの予算の構成から見まして、そういう一体証拠がどこにあるのか、私はどう見てもこれは合点がいかない

です。この試案によりますといま百八十万頭、それを三百三十五万頭にしたいと、ちよつと二倍近いです。——二百万頭をこすのは夢のまた夢だと言われているのです。何のことですか、これ、二百万頭どうしても取るというのが、突破できない。百八十万頭が突破できない。この二つについてもほんとうにそう考えていらっしゃるのか。長期目標に即してこれは二倍近くする。乳牛につきましてもこれは三百八十万頭にするという、したいという長期目標ですね。これはちよつと伺いたいですね。夢のまた夢だとみんな言っているの、よっぽど何かしなきゃですね、これ伺いたいですね。

○政府委員(澤邊守君) 大家畜につきまして乳用牛、乳牛並びに肉用牛につきまして、最近生産の飼養頭数の伸びが停滞しておるといふ点は御指摘のとおりでございますが、その意味では五十七年度先生の御指摘がございましたような生産目標を達成するためには、相当な努力を要するということにわれわれは考えております。

ただ、肉用牛について申し上げますと、世界的にも肉用牛資源があまり伸びないにもかかわらず、畜産物の中で先進国はもろのことでございまして、いわゆる中進国なりあるいは発展途上国につきましても、今後所得の向上とともに一番需要の伸びる畜産物であるというように一般に言われておるわけでございまして、わが国の場合におきましても、今後、牛肉の消費が畜産物の中でも非常に高いというふうになれわれも考えておるわけでございまして、そうなりますと、国際的にもかなり需給はタイトで推移する。しかも世界的に、特にわが国の場合の牛肉消費の伸びが大きいというところでありますれば、何としても海外に依存するばかりじゃなくして、国内におきましても肉用牛資源を維持、培養し、さらに発展させるというこのために非常にいろいろ問題がございまして、極力努力をしたいというふうにかゝるわけでございまして、その際、肉用牛、いわゆる和牛という専用種のほかに、最近乳用牛の雄牛を育成肥育をいたしまして、肉用として利用

するという技術が最近急速に伸びてまいっておりますので、この利用率、肥育牛としての利用率を高めることにまいりまして、牛肉の供給源として拡大していきたいということ、さらに乳牛の飼養頭数もふやす努力をいたしておりますので、それに伴ひまして廃牛を肥育いたしまして、肉用牛として活用するというようなことも、あわせて牛肉全体の生産をふやしたいと、こういうふうにかゝるわけでございまして。

ただ、これまでの経過を見まして、御指摘のよう従来のような零細規模で頭数をふやすということとは、特に専用種の場合いろいろ困難な事情があるわけでございまして、繁殖牛と、肥育牛の生産地を形成を進め、その場合、できるだけ草資源——野草を含めた草資源を活用していくというようなことによりまして、ぜひ目的を達成したいというように考えておるわけでございまして。まあ国際的にも価格が非常に上がつております。今後とも急速に下がるといふよりは、むしろタイトで上向きで推移するといふように考えられますので、もちろん輸入に依存しなければならぬ面もかなりあると思ひますけれども、国内資源をできるだけ活用して生産をふやしていきたい。こういうふうに考えておるわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 この肉牛につきましては、すでに農林省も発表いたしておりますように、まあ繁殖について不可欠な二歳以上の雌牛ですね、これがうんと減つてきているでしよう。これが雌牛をつぶしてきているから、農林省発表しておるように、四十五年に七十九万頭あった、それが、四十八年には五十八万頭に減つていまして、これはもう雌牛を殺しているからですよ。だから、百八十万台というものが五年動いてない、減つてきている。雌牛まで殺しているというところに、これが百八十万台からどう脱却するかというのが最大の目標でしよう。何年かかるとお考えですか。それを二倍近くふくらますと言つたつて、これはだれも信用しないですよ。

またそれは別にいたしまして、私はもう一つこれは局長に言つておきたいんですけれども、肉類の自給率というのは農林省で八八%というように発表しておりますね。しかし、これは実際は三〇%だと皆言つておるんですよ。だから、これはそういう意味で、もっと正確なほんとうの数字も出してもらいたいと思つておるんです。八八%というのも一つのこれは数字では数字ですよ。しかし、この濃厚飼料の観点から言つて、輸入飼料の観点から言つてですね、三〇%だということも農林省でも言つておるんですよ。自給率三〇%だと言つておる。濃厚飼料はだから四〇%自給率だと、こ

う言うけれども、実際農林省では、いや、それはその輸入した小麦からのふすま、あるいは大豆を輸入した大豆から、これは国内の生産というふうに見ているから、そんなものを含めれば一五%だということをおっしゃるんです。非常な事態で、そういう点を明らかにして、積極的にだから肉牛はやらにやいかぬのだと、あるいは乳牛もやらにやいかぬのだと、そういう国民の合意を得るにやいかぬですよ。八八%自給率だと、あるいは濃厚飼料が四〇%ぐらい自給率だとかいうような話では、これは国民の合意なんか得つこないですよ。まあそれは別にします。

それだけ申し上げてですね、次に私は、どうもいま申し上げたように、自給率を維持向上させる、それから国内においてまかなえるものについては一定期間、長期の目標に即して自給率を高めるために一生懸命やるのだと言つて、どうもその証拠が上がつてこない。まあ言うなら、麦と大豆について飼料作物について二千万、二千五百円、七千五百円という金が出ておりますから、一つの証拠にはなりません。一つの証拠にはなりませんが、どうもこの自給率が非常に私は、国内のものを増産しようという考え方には非常に弱いものだというふうな思ふのです。で、まあこの十数年にわたつて、高度経済成長の中で日本の農政といひますか、日本の農業といひますか、がさんざん踏みつけられてきたし、いいかげんばかにさ

れてきた。さんざんばかにされてきたと私は思ふのです。また、こういうことを言う人がいるんですけれどもね、私は当たつておるやうに思ふんです。まあ農政といふんですか、あるいは農林省といふんですか、とにかくこの十数年けたぐられてきたと。石ガメみたいなもので、とにかく手も足も首も引つ込めてじつとしておつた。昨年からも国際情勢や何やかやといつて、少しその首を出した。首を出したが、一体その首を出して何を見ているんだと、そう言うんです。そして、首を出したが、動くのか。まあ手もちよつと前足は少し出したような感じがするといひますけれども、私も、そういう状況にいま農政といふのはあるんじゃないかと思ふんです。じゃあ何を見ているんだと。それはもう農産物の価格の問題もありまじやうし、あるいは世界の穀物の状況もありまじやうし、これは何よりも高度経済成長の中における農業の地位といふものをじつと見ているんですよ。しかし、いま私は首を出して歩かなければならぬときだと思ふんですけれども、どうも歩きそうにない。首を出したただけだといふ感じがしてしようがない。

そこで大臣にお尋ねしたいんですが、大臣は、先ほど私が申し上げましたように、国民食糧の安定確保だと、まずこれが第一だと。その次には、国内の自給体制、生産体制を強化していくんだと。その次には、輸入農産物の安定確保だと、この三つ。これはもうそのとおりだと思ふんです。いま食糧を安定供給するといふのが、最大のこれは国民の願いだと思ふんです。農政の最大の課題だと思ふんです。その三つおあげになつていらつしやるこの中の中心は、国内生産をどうするかというところ、輸入食糧の問題だと思ふんです。ところが、国内生産については、私は、先ほど来申し上げておるやうに、たいへんあいまいで、食糧の輸入確保については非常に積極的だと私は思ひます。そうしますと、これは食糧の安定供給、そのためには国内の自給あるいは生産体制を強化していく、さらに輸入食糧を安定確保するとおつ

しやるけれども、この後者のほうに、輸入食糧という方向に非常に大きなウェイトがかかっている。これまたたいへん安易な道であります。それはいままですでやってきたわけですから、輸入食糧一本にたよってきたわけですから、といつても過言ではないでしょう。ですから、輸入確保の中に、大臣は、食糧安定確保の問題を非常に重点を置いていらっしゃるんじゃないか。自給体制とか、あるいはその維持向上していくというような問題については、まあ国民のたいへんな願いがありますから、それに対して数字をお並べになったという程度の印象しか私は受けないんですが、その点について、大臣の考えはどうなのか、伺いたしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 輸入につきましては、これはいろいろいままでの世界全体の情勢の中で、われわれが生存していくために、もちろん需要、供給の関係で、ある部分は輸入にたよざるを得ない。しかし、いままでも私どもが、いま鶴岡さんのおっしゃいましたように、安易にそういう道を選んで、自給度向上のためにあまり力を入れない、なかつたというお話であります。これは御存じのように、大体いままでは、中心を米に置きましたので、ややそういうふうに見える面もあるかもしれませんが、今日的情勢では、私どもはやつぱり米は稲作転換対策をお引き続いてやってまいりような状態でありまして、今年から休耕奨励金はなくなりました。したがって、そういう方面に向かつて必要な作物の増産をやつてもいいという、こういう考えで、先ほど来お話しをいたしましたような飼料作物等についての助成策を講じまして、それらの方面の生産を増大していくことに全力をあげておる。

やつぱり日本の経済全体から考えてみますと、いままでも、一面において経済成長が行なわれた。農村からかなり労働力が出ておりますが、それにもかかわらず、わが国全体の経済がこうやって安定して伸びてまいりましたことによりまして、私どもといたしましては、いままではバラ

ンスのとれた生活ができました。しかし、全体から考えてみますと、世界的に見てやつぱり食糧については、政府においては慎重に考慮し、その対策を慎重にやつていかなければならない時局であることは、御存じのとおりであります。そういう情勢の中に立つて、われわれは農政をどう展開すべきであるかということで、私ども農林省の責任を痛感いたしておるわけであります。

したがって、そういういまのような世界情勢の中に立つて、わが国の一億の国民の必要欠くべからざる食糧を提供するために、諸般の計画をいたしておると、こういうわけでありますが、五十七年をめぐらした一応の試案につきましても、着々そういうこまかなデータの上に立つて、一応の目標を立案いたしまして、それに向かつて進んでまいるといふことでありますので、輸入に重点を置くということではありませんで、できるだけ国内でできるものは国内で生産を増大してまいりたい。なおかつ、それが必要なる面が、輸入に待たなければならぬものがありますので、その多角的な輸入先を確保してまいりたい、こういうような考え方でやつておるわけであります。必要であつても国内でできるものは、これはひとつできるだけ自給度を高めたい。ことに冒頭にも申し上げましたように、いま輸入飼料作物といひましても、これはもう価格においてとんとんになつてまいつておりますので、われわれはかなりの助成策を講じまして、これを増強してまいりたい。ところが、安定的供給に非常に価値があることではないか、こういうふうな考えておるわけであります。

○鶴岡哲夫君 私には農基法というのができてから、同時に大豆やなたね等が自由化される、麦類については事実上自由化と同じような形、さらに畜産関係については輸入穀物の上に加工場みたいなつくろつたという形、それが日本の高度経済成長政策にとつて必要であつた。重化学工業中心の高度成長政策にとつては必要であつたというふうな思ふんですよ。しかし、そのためにこれは奔流

のように日本国内には穀類が輸入されてきました。そうして最後には怒濤のように日本列島の中に入ってきた。その渦巻きの中で農政というのはもがいたと思ふんです。もがいてきたのが農政じゃないかと思ふ。農基法というのが所得均衡だという目標を掲げました。農政の目標はそこにあるんだ、所得均衡だ。しかし、実際はこれはもう表に掲げている看板であつて、実際は十年たつてみれば、輸入政策というのがこれは農政の本流であつたというふうな言わなければならぬのじゃないでしょうか。そのことが日本の高度経済成長との裏返しで、これは存在し得たと思は思つております。ですから、その輸入政策というのは、農政の主流であつて中心であつたんだ。いままでは、農政の中に、輸入の安定確保なんというのは、ちよつとしか出ていないでしよう、ちよつとしか。実際は農政という目で見た場合には、これは圧倒的な大きな力を、厚みを加えているわけなんです。いまそういう中で外国の食糧が高くなつた。金があつてもなかなか買えない、しかも、たいへん高くなつてやつて、国内の農産物と変わらなくなつた。そして何となくここで高度経済成長も安定成長というやうな形のものがある。うな寡頭気も出てきたという中でありまして、私はこれは自給体制を確立していくんだという考えをもつと積極的に出すべきだといふふうな思ふんですけれども、どうもそのように見えない。

たとえば、私は先ほど申し上げましたで、けれども、せつかくここで転換しようという、その首を出したところなんです。カメさんが、首を出したんだけれども、長期目標というものは、これははつきりしていない、まだ試案である。これはまあしょうがないと思ふんです。これ。そこで、この四十七年の十月に出た、農林省試案として出た長期目標、これは昨年の春から農政審議会で検討されておるそうです。で、ことしの三月末までに、若干おくれるかもしれないけれども、ひとつ發揮させたい、きめたいということだと思ふんですけれども、これは農基基本法の八条に

よる、農民に対して国民に対して公表するものとしてお出しになる考えなのか。もう一つは、これは一体どういふような諮問案を出していらつしやるのか。先ほど言つた四十七年の十月の試案というのが諮問案になつてゐるのか、そこらについてちよつとお伺ひいたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) 試案という出し方でも、やはり先ほど来申し上げておりますように、農林省の目標でございますが、いろいろその中について、ただいまお話しのような御意見もありませんので、やはり農政審議会に御審議を願つて、十分にそこで検討していただいて、決定する案が出ますならば、それをわれわれの決定いたしました目標として一般にお示しをいたしたいと、このように考えております。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、農基基本法に基づく公表という形になさるんですか、それは。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのように取り計らうつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 ですが、これは私が先ほど申し上げましたように、三十七年にも第一回のものが出て、四十三年にも第二回のものが出て、今回は第三回になるわけなんです。第一回、第二回のものがいかに妙ちくりんなものであつたかということ、私、さつき例を上げて申し上げた。全然これは信用ならないものです。これはとんでもないものだ。今度はとんでもないものじゃなくて、信頼の置けるものにしよつと申し上げるけれども、これはなかなか信頼しないと思ふんですよ。いままでの経緯がありますから、私は、法的に考える必要があるんじゃないかと、構成を法律的に明らかにする必要があるんじゃないかというふうな思ふんですけれども、いま、これからの問題を考えてみて、食糧を安定供給するといふことは、これは最大の課題なんだから、だから所得均衡だといふやうな話もいいです、けつこうです。ですが、法律を改正をして——これは食糧安定供給なんだと、自立体制といふものを固めていくんだというように、法律を改正するといふ態勢までおつ

くりにならないと信用しにくいですね、それでも若干信用しにくいですが、これは、所得均衡なんというの、うわのそらの話になっちゃったんですから。輸入政策でこたになっちゃった。できないですけれども、少なくとも法律を改正する、そして自給体制というものを、食糧の安定供給を出すというところをお考えにならないと、どうにもこれは話にならないと思います。

たとえば、まあ、農業というのは一生懸命やるとだということお話しすけれども、自給体制をどうだこうだとお話しすけれども、それじゃ生産性を高める最も必要な生産基盤の問題について、一般公共事業とはこんなに違うのだと、農業についてはやるんだというような姿勢であれば、まだ信頼できる面もある。そこは一般公共事業と同じだと、これもゼロだと、伸び率ゼロだということな話では、これは、一体、生産体制をつくらうというような感じは受け取れないんです。証拠はないと、ただ二千円だけだと、しかもその二千円を出して、それも期間はどれかかわからないんです。それだけで表が栄えていくのかと。全然これは信用できないんですよ。そこら辺についての大臣のお考えはどうですか、伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どもは先ほど来申し上げておりますように、国民食糧の安定確保のためには、一番力を入れておりますのは基盤整備でございます。いま、基盤整備のお話しでございますけれども、目標を立てました、その目標に基づいて、基盤整備をはじめその他の施策を講じてまいりてありますが、そういうことで、農政審議会でも、鋭意、いろいろ検討していただいておりますけれども、その結論が出ますならば、いま申し上げましたように、政府の方針として決定をいたして、進めてまいりたいと。しかし、法律でございますが、農業基本法はいまから十三年ぐらい前になりますか、これはまあ私も国会においででも長い間審議をいたしまして通過せしめた法律でございます。法律というふうなものは、やっぱり時世の変化に従って、ときどきギャップがある場合もあるかもしれませんが、私も農業基本法を通読いたしてみまして、これはたいへんうまくできている法律だと思っております。ここに文章が非常にいい。いつも私は農業基本法の前文を読むと、なかなかうまいことを言っておられるなと思ふんですが、いま、私どもがねらっております生産性の向上をして、そして農産物の生産増大をはかるということをまず法律はうたっております。これはいまの時世に即しまして少しも違っておりません。生産性を向上して、生産の増大をはかると、こういう目標に従って私どもは農政を進めてまいっておりますわけでありまして、ただいまのところ、基本法について、特にこれを改正するというふうな意思は政府側にはございません。

○國務大臣(倉石忠雄君) いや、農業基本法の中心眼目というのは所得均衡政策にあったわけですよ。その中に生産政策、生産性というものが出てくる、あるいは価格政策というものが出てくる。中心は、これは言うまでもなく所得均衡にあった。十三年たつてみて、これからの農政の最大の課題というのは、これは、これはもう言うまでもなく、大臣がおっしゃる通りに、これは食糧の安定確保ですよ、国民もそう思っている。農政もしかるべきです、あたりまえの話です。その中で輸入の確保の問題もあります。国内における自給体制の問題も。そういう自給体制というか、そういうものを、はつきり法律にうたうという決意がなく、大臣の所信表明で、これでこれをやるんだというのじゃ、これはどうも信用ならぬということになつて、基盤整備の問題にいたしまして、重要視しているとおっしゃるけれども、これは別だ。農業は今度は自給体制を何とかしてやりたいと思つて、それには三割増しだと、その程度の証拠があるなら、これは信頼もしますよ。一般並みだと、何事も変わったものはない。言うなら小麦と麦、あれに出たけれども、これもただ休閑をやめたから、その金を少し持ってきただけの話で

す。何にも私はないと思ふんです。法律も改正しない、所信表明で言うのじゃ、これはあくまでも、いままで輸入政策の上に乗つておるだけの話であつて、全然これは私は——全然と言つては語弊があるかもしれませんが、どうも大臣のおっしゃる所信表明というのは信頼できにくいというふうに言わなきゃならぬのじゃないですか。そのところは、それぐらいの決意したらいじやないですか。いまね、そういう状況があるんですよ、カメさえ、石ガメさえ首出したんですから——首出したんです。だから、もつとこの際はつきりすべきじゃないですか。どうも大臣はいまいですよ。せっかく倉石さん四度目の大臣だと言ふのだけれども、これではどうも話にならぬ。この際やるべきですよ。どうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) たいへん農政を激励していただいて、私も一同感謝にたえない次第でございますけれども、四十九年度予算で基盤整備費の伸びが少くないという、そういう点の御指摘は、思ひますが、御存じのようにたゞいま客観的情勢は、やはり物価を安定し、インフレーションを抑制して、国民経済を安定させるということに、四十九年度予算編成の最大眼目を置きましたので、公共ににつきましては極度に押さえております。このことは御理解いただけることだと思ふんであります。基盤整備のような公共——御存じのように、四十八年度を初年度として十カ年長期計画で十三兆円計上しているわけでありまして、これを実施いたしてまいりますには、その時々情勢に応じて若干の伸び縮みはあると思ひます。弾力的に施行してまいらなければなりません、したがって、長期の計画はぜひ完成していきたい、こう思っているわけでありまして、しかもなお昨年度の予算に比べて——本年の予算面に計上してあります金額はたしか四十億円ぐらゐは増加されておると思ひますが、食糧の繰り入れの五千八百五十億円といふのは、基盤整備の公共事業を、全体の農林省予算一兆八千億ほどの中から差し引きしましたすべての農政費を前年対比で調べてみますと、三二・一％増であります。今日のような抑制型の子算を編成して、各省で新規事業を極力押さえておるような次第であるにもかかわらず、前年対比農政費は三二％増ということはいかに政府に非常な重点を置いておるかということをお察しいただけると思ふんであります。したがって、私どももいたしましては、この際、政府の考えもそうであり、一般国民大衆に憂えなからしめる、安心をしていただきたいという食糧生産については、計画的に着々進めてまいりる自信を持ってこの予算を運営していこうと、こういう次第でございます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私は、この高度経済成長の中で最も痛めつけられたのはやっぱり社会保障関係と農業だと思ふんです。それともう一つは生活環境だと思ふ。だから、その社会保障が三〇何％伸びた、農業の基盤整備、これは農業生産力を高める基盤、これが三〇何％ふえた、あるいは公共事業の中の生活関係の公共事業は伸びている、二割、三割伸びている。その程度のものであるならば、これはまだ信用しますけれども、これはとても公共事業は一般並みだと、やれ総需要抑制だと、それだと農業はここでもまた同じようにいじめつけられている。そういう意味では、私は非常に不満な、全然信頼できないお話だと思つております。さらにもう一つ、私は、もう一つの問題は、試験研究機関だと思ふんです。一体ほんとうにおやりになるつもりなら、これはいまの米中心の生産試験研究機関というものをぐつとやっぱり変えなきゃいけないし、それから予算の関係についても考えなきゃならぬと思ふ。そういう点についての配慮が非常に不十分なんです。これも一昨年、国際化に対応した農業問題懇談会が田中総理に對しまして提言をしております。で、あの中に、日本の農業試験研究機関というのは、他産業に比べて、あるいは民間の企業に比べて、あるいはその他の産業の研究機関に比べて驚くほど低いと、こう言っております。驚くほど低い。だから、これはあとで、きょうは別にいたしまして、もっと具体的に数字をあげてこの点を

はつきりさしていきないう。これじやどうにもならない。前は輸入政策に頼ってあったもので、細々とやってきたんだと思うんですけれども、これではどうにもいけないという感じを私は持っております。これだけにとめておきます。それからもう一つ。これは私はききょうはちよつと事前に連絡を申し上げてなかったんですけれども、三十万町歩の田中さんの問題ですね。これはあらためて大臣の見解もお聞きしたいと思うんですけれども、ただもう一つは、ことしの一月、この間発表いたしましたあれ——これは調査いたしましたのは昨年の十月ですね。十月に調査いたしましたので、それでことしに発表いたしました四十九年度の水田利用の農家意識調査というのがあります。で、これが田中さんの三十万ヘクタールにたいへん関係があるというふうな世論は見ておるわけですね。世評はそう見ておるわけですね。

で、これを見ますと、確かに休耕は四十八年度で打ち切る。約二十八万ヘクタール程度の休耕があったわけですが、したがってこれが三十万ヘクタールと非常に関係があるというふうに見られておったわけですね。これについて結論が、あの調査を見ますと、二万ヘクタール程度転用しようというのがある。元に戻そうというのが五割ちよつと。つまり水田にしようというのが五割ちよつと。それから転作をしようというのが一割ぐらゐ。まあ三割程度がそのままになって復活したいという数字も出ておりました。最後に転用したいというふうな数字が出ています。二万ヘクタールぐらゐだという数字が出ています。ですから、二十八万ヘクタール程度あった休耕をここで補助金を打ち切ったが、その休耕というのは一体どうなるんだらう。三十万町歩と関係が非常にあるのじやないかというふうに見られておったわけですね。そういうふうな数字が出ています。この点について若干伺おうと思つたのですけれども、連絡をしてありませんで、この点は省略いたします。

ただ、ここで伺っておきたいのは、市街化区域と調整区域と、それ以外とで、一体農地を買い占められたというのほど数字があるのか、農林省としては握っておられるかどうか。かつてはこんなものは握つておられたものではないか、でも、いまそういうものはないのじやないかな、農林省は。それだけ買い占められているのかという点についての数字があるのかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げます。

本件につきましては、政府全体でも投機的な土地取得その他についての全面的な調査を早急に現在進めておるわけですが、私どものほうといたしましては、仮登記その他の形の取得でございますので、実態、マクロとしての数字を公式の場で申し上げることがなかなか困難な状態にあるわけでございまして、で、局地的な一農政局単位等の数字等については、かつてやった例がございまして、必要でございまして、お手元に資料を差し上げなければならぬわけですが、資料がわれわれの現在国全体として農地がいかにという点については、資料はまだ確定のものとしてお出しできる段階にないのは残念でございます。

○鶴岡哲夫君 これは農地については、農業委員会があつて、そして町村ごとにまた農業委員会があつて、きちつと握っておるはずだと思つて、それができないというなら、これはもうお話にならぬわけですね。最も重要な土地についてどういう状況になっているか、仮登記であれ何であれ、その程度のものはつきりつかめるはずだと思つて、どうもないような感じがしてしょうがないのですが、あるならそれを土台にして論議をしたいと思つて、ですが、なければ、大臣、これは調査をなさる必要があると思つたのですけれども、農業の土地の状況がどうなつていくかわからぬというのじや話になりませんで、きちつと握っておるはずだ。全部

ここは許可しているのです。仮登記であれ何だろうが、そんなものは全部わかつておるはずですよ。いや、それはひとつそれについていたしまして、あと価格の問題について伺いたいのです。時間もだんだん迫つてまいりましたので簡単に伺ひをしたいと思いますけれども、いま非常に大きな問題になつておりますのは、戦後最悪の危機だ、最悪の事態だというふうにいわれる酪農、畜産関係ですね。この点について、えさがこの一年の間に九〇%近くかかる、さらに四月はもう一回上げなければならぬ、こういう状況はすでに見通されておる。そういう中で一体どうなさるつもりなのか。私は、いましが全部畜産農家にきておると思つて、農家はこれは製造工業と違つて、原料が上がつたからということで価格を上積みすることはできない。全部そのしわがそこへ寄つておる——それでまあ少なくとも農産物だけでも安くという国民のまた期待がある。そういう非常にしわが寄つておるのですよ。一身にその犠牲を受けておると思つて、幸いにして農産物の中の七割は農林省が価格について取り扱つていらつしやるということになつておるわけですね。で、三月の末には豚肉の問題について、加工原料乳の問題について政府が価格をおきめになるといふ状況なんですけれども、これはすみやかに私はこの農家の犠牲を取り、畜産農家は安心して経営ができるということにしないと、直ちにこれは消費者にはね返つてくる問題なんです。どういふふうな考えでいらつしやるのか。しかも私は一年に一回という、このたいへんな激動期に一年に一回三月末だというやうなことで、えさが上がつておることは昨年から御承知、二月に上がることも昨年からはつきりしておつた。それを三月末だということのんびりしていらつしやるのはどうも私は理解つかないですね。どういふふうな考えでいらつしやるのかお伺ひをしたいと思つておる。それだけまずお伺ひいたします。

○政府委員(澤邊守君) 今回の二月からの配合飼料価格の値上げにつきましては、各メーカーにと畜種別の生産割合等が違ひますので、また種類、銘柄も非常に多様でございまして、画一的には申し上げられないわけですが、平均的に申し上げますと、トナリ工場出し値で約一万一千円から約一万二千円、ものによつては一万二千円以上のものもございまして、平均的に見ますとおおむねその範囲内の値上げが行なわれたというふうに見えておる。今回の配合飼料価格の値上げは、主として海上運賃の値上げの問題、それから石油危機等によりまして、そういうこともございまして、昨年末以来の円安という問題、それらに関連いたしまして国内の輸送費、包装資材費というふうなものが主要な原因でございまして、いわば他の商品、他の物資と共通します国際的と申しますか、あるいは一般的な要因に基づく値上げであつたというふうに見えておる。われわれといたしましては極力値上げ幅を圧縮すると同時に、実施の時期を延期するように指導したわけですが、たゞいま申し上げましたやうな要因もございまして、今回の値上げはやむを得なかつたものではないかというふうに考えております。これが農家の経営に相当大きな影響を与えますことは御承知のとおりでございます。この影響をどのように緩和していくかということとは、生産対策あるいは流通対策とあわせて、特に価格対策によつて対処しなければならぬというふうに考えておりますが、御指摘のございまして、加工原料乳につきましては、例年のことでございまして、加工原料乳につきましても保証価格を決定し、また豚肉についての安定価格を決定することにしております。これらの価格の決定に際しましては、ただいま申し上げましたやうな配合飼料の値上げ等によりまして生産費の動向というものは適正に反映されるべきものであるという考えで現在作業を進めておるところでございます。なお、そのようない行政価格といふ政策価格の対象になつておらないもの、これは自主的な価格安定措置を生産者団体等が講じ、それに対して国が援助するといふ子牛の価格あるいは鶏卵の価格等もございまして、

と畜種別の生産割合等が違ひますので、また種類、銘柄も非常に多様でございまして、画一的には申し上げられないわけですが、平均的に申し上げますと、トナリ工場出し値で約一万一千円から約一万二千円、ものによつては一万二千円以上のものもございまして、平均的に見ますとおおむねその範囲内の値上げが行なわれたというふうに見えておる。今回の配合飼料価格の値上げは、主として海上運賃の値上げの問題、それから石油危機等によりまして、そういうこともございまして、昨年末以来の円安という問題、それらに関連いたしまして国内の輸送費、包装資材費というふうなものが主要な原因でございまして、いわば他の商品、他の物資と共通します国際的と申しますか、あるいは一般的な要因に基づく値上げであつたというふうに見えておる。われわれといたしましては極力値上げ幅を圧縮すると同時に、実施の時期を延期するように指導したわけですが、たゞいま申し上げましたやうな要因もございまして、今回の値上げはやむを得なかつたものではないかというふうに考えております。これが農家の経営に相当大きな影響を与えますことは御承知のとおりでございます。この影響をどのように緩和していくかということとは、生産対策あるいは流通対策とあわせて、特に価格対策によつて対処しなければならぬというふうに考えておりますが、御指摘のございまして、加工原料乳につきましては、例年のことでございまして、加工原料乳につきましても保証価格を決定し、また豚肉についての安定価格を決定することにしております。これらの価格の決定に際しましては、ただいま申し上げましたやうな配合飼料の値上げ等によりまして生産費の動向というものは適正に反映されるべきものであるという考えで現在作業を進めておるところでございます。なお、そのようない行政価格といふ政策価格の対象になつておらないもの、これは自主的な価格安定措置を生産者団体等が講じ、それに対して国が援助するといふ子牛の価格あるいは鶏卵の価格等もございまして、

が、これらにつきましても、現在御審議をわすらわしております来年度予算におきまして、機能強化あるいは価格水準の引き上げ、保証価格水準の引き上げ等に必要なる所要の予算を提出しておりますので、御可決いただければそれに基づいて早急に対処してまいりたいと考えております。

しかしながら、そのようなことのほかに、自由市場においてその日その日形成されるものが多いわけですが、これらにつきましては、ええさの値上がりその他生産費の上昇要因は市場価格に適正に反映していくということが、長期的に見れば、どうしても必要ではないかということと、生産者団体等の生産出荷の調整等につきまして現在具体的なやり方について協議を進めており、早急に実施をしてまいりたいというように考えております。

○鶴岡哲夫君 これは去年からわかつておった話であつて、二月に上がるといふこともわかつてゐるし、さらにそれ以上また上がつていくだらうといふことはだれしも推定できるわけですね。そういう中で一日一日養豚農家が赤字になつてくる——昨年の六月、七月にだいぶ黒字を繰んでおるはずだから、この程度はいんだとかといふような話もあったりするんですけども、聞いたりしますけれども、現実には一日一日赤字になつてくると、そしてもう新聞等で報道されたように、養豚を大がかりにやつてゐる若い者が自殺をしたとか、たいへんないま状態になつてきておるわけでしょう。そういう中で何か三月末でなければどうだこうだといふ話はどうかなあと私は思うのですよ。もっとこれ臨機応変できないもんですかね。企業はどんどんやるじゃないですか。ちやかちやかちやかちやか値段を上げちやう。さつさつさつさつと上がつてくるでしょう。農業だけがそんな昨年から見殺しにしているわけです。なかなか私はこういう点は考えなければいけないと思ふんですけれどもね。三月末に出さなければいけないでしょう、これ。法律できまつておるのですか。○政府委員（澤邊守吉） 例年三月の末に決定をす

ることになっておりますが、もちろん年度内におきましては、経済事情の変動が非常に大きい場合等でございまして、特に必要がある場合には年度内に改定できるという規定はございます。ただ、いまお尋ねがございました豚肉の問題でございまして、最近の豚肉価格は、現在きめております、昨年の四月以来きめております安定価格の上限をかなり上回っておりますし、もちろん配合飼料の値上げによりまして生産費の上昇という点からすれば、現在の価格でもなお十分であるという経緯ももちろんございます。しかしながら、えさの値上がりによる効果といえますのは、御承知のように、徐々に経営に影響してくるということでございますし、また、先ほどもお話ししました現在の制度で一年間を単位として安定価格をきめておるといふことは、一年間を通じてどのように経営を安定するために価格を安定するかというような観点で定められておると思うわけでございますが、そういう点から見ますと、ことし前半九月、二月、二回配合飼料が値上げする以前ごろまではかなり高値が続いております。そういう点では特に後半になってえさの値上げで悪化しておるといふ面はございますが、年間を通じて見ますれば、三月末例年の時期に適正な価格形成を行なうならば、必ずしも対処できないわけではないではないかというように考え、またきわめて事務的なことを申し上げますれば、豚肉価格の安定価格をきめます場合に、四十八年度の生産費調査というものを基礎にいたして算定の要素に使っておりますので、これが近く公表されますれば、それを用いて、適正な価格を算定をしたいというようなこともございまして、先ほど申しました生産出荷の自主的な調整ということもあわせ実施をしながら、三月末に決定をすることで対処したいというように考えております。

○鶴岡哲夫君 この問題については、いま局長がおっしゃるように、たいへん事情が変わった場合は、年度内にやる事ができるというお話なんです。が、文字とおり私は、今日ほど情勢が変わった

ことはないと思ふんですよ。円安の問題もそうでしょうし、あるいはえさの穀類の非常な暴騰というのもそうでしょうし、運賃の値上がりだってそうでしょうし、それを全部配合飼料という形で、たいへんな形でおおいかぶさっているわけですね、たいへんな危機だと思ふんですよ。そういう異常な状態にかかわらず、農林省のほうは、例年のとおり三月末だというような話じゃ、一体その肉類の自給を向上さしていこうとかいうような話とは全然ちぐはぐな話じゃないでしょうか。全然ちぐはぐだと思ふんですよ。たとえば、小麦の問題について、大豆の問題について——昨年作付の前に麦について奨励金という農林省はアドバールンを上げた、二千円出すということをおっしゃった。その程度やっぱり出さなきゃできぬと思ふんです。麦はそのようにやられたでしょう、昨年の十月だったですか。そのときは、もうすでに二千円というのをを出しているんです。だから、作付の前ですでに出しておられる。その程度のことはやっぱり出していかなければ畜産について、いやどうだ、こうだと言っても、畜産は、これから先ほど申し上げましたように、たいへんな増産をすることになっているんです、二倍近くも。それがなければ、その姿勢が出てこないんだな、こういうものに對して。しかも、最も重要な価格政策です。

そこで、話はまたかわりまして、小麦について、麦類でもいいですが、一俵二千円奨励金を出すということになりますと、これはどの程度の実質的な値上りになりますか、政府売り渡し一俵について二千円上げるということになりますと、大豆二千五百円上げるということになりますと、これは奨励金ですから、価格にはね返らぬわけだけれども、農家にとってはこれは価格が上がったと同じことだ。どの程度の上がりになるのか。

○政府委員(松元威雄君) 数字のお答えでございますから、まず大豆から申し上げますが、まず考えるといえますと、これは生産奨励補助金でございますまして、その考え方の基礎は、いわば収量を

上げますとか、作付規模を拡大するということをしていただく。そのためには、いろいろかかり増し経費がかかるわけでございます。したがって、そのかかり増し経費をカバーするように生産奨励補助金を出そうと。その結果によりまして、農家の方が努力をしていただきまして、収量を上げるとかいう効果を生ずる、これが所得にいわば反映してくる。こういう考え方でございまして、直に価格そのものではないわけでございますが、いまのようなプロセスを経まして、その結果がいわば所得にプラスになってくるというふうに前提を置いて、数字的に見てまいりますと、大豆の場合は六十キロ当たり四十八年産の交付金の基準価格、これが六千七百五十円でございますから、それに對して二千五百円——一部二千三百円もございしますが、原則として二千五百円でございますから、約三割と四割の間ぐらゐの数字に、正確の数字は計算して申し上げますが、約三割から四割ぐらゐの間の数字になるわけでございます。

それから、麦の場合は——ちよつとおそれ入ります、申しわけございませんが、ただいま調べてお答え申し上げます。

○鶴岡哲夫君 麦についてはほぼ四割近い、大豆についてはほぼ四割近い価格になるわけです。私にはそういうところにもども、奨励金だとおっしゃるが、これは価格政策の一つにやっぱり繰り込まれてくるわけですから、そこら辺が基礎だと思ふのですけれども、麦について四割近く、あるいは大豆について四割近い。昨年のちようど石油危機のさなかに、十一月の下旬だったと思いますが、サトウキビの値段が奨励金を含めて四四％引き上がったわけです。今回麦と大豆について四割近いことになるわけです。さらに麦については六月か五月には政府の価格をきめなければならぬ、続いて米もきめなければならぬという状況になっているわけですね。私がいま申し上げたような傾向からいって、国内における生産を高めていく、あるいは自給率を維持しそして向上していく、といたういうなら、まず何よりも手とり早いのは、

この価格政策で、この価格政策について、何か少し足がかりができてつづつあるように思うのです。ですから、まずこの価格政策について、政府がはっきりとした考え方を示していくというのが国内における生産を増進するということの前提ではないでしょうか。その点について大臣ひとつ。これがごたごたするようじゃ話にならないです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 価格政策が大切なことは申すまでもございまして、農産物の大体七割あるいは八割近くは行政介入をいたして、価格についてやっておりますけれども、やっぱり農業団体等といういろいろお話し合いをいたして、みましても、価格もさることながら、やっぱり構造改善をやつてもらうとか、基盤整備をやつてもらうとかというほうにたいへん農家全体としての要望が多いわけございまして、やはり施策の面で助成をいたしまして、そして結果において生産性が向上されて所得がふえていくということは農政にとって大事な問題であると思っておりますので、そういうことに力を入れておるわけでございまして。

○農林省長 大臣が冒頭に、食糧政策、そして国内におけるところの生産可能なものについては、長期目標に即して一定期間極力生産を高めるのだというお話がありまして、私はどうもその点にはあふなつかしい、首を出した程度だというふうな印象を持っていますから、いろいろな意味からお尋ねをいたしました。これからの政府の証拠としては価格だと思ふのです。これからおきめになるわけですから、これからこの価格の問題について思い切ったはつきりした政策を考えてお出しになるということが、国内の生産体制を高めるといふことを政府も決意したということとを明らかにするものじゃないかと思ふのです。その意味で、大臣の努力を、また農林省の幹部の方々の努力を強く要請をいたしておきたいと思っております。

あともう一点、これはちょっと簡単にお伺いをして、そして次にまた機会を見ましてさらに詳細にお尋ねをいたしたいと思っておりますが、それ

は、いま農業を見直そうという空気あるいは国内における生産を高めようという空気が出てくることは確かです。農林省の中にも出てきたわけですし、農林省の大臣のお考えの中にも出てきたという中の中の一そうそれが強いのです。そういう中の中の一そうそれが強いのです。農林省の機構と同一のものが、定員ですね、これがいままで痛めつけられてきておるわけなんです。御承知のように、池田内閣から約三年間にわたって、欠員不補充という制度がとられました。さらに佐藤内閣になりましてから、三年間に五割削減するという政策がとられました。第一次、三年間に五割定員を削減する、続いて第二次の三年間に五割定員を削減するという政策がとられまして、この四十九年度で終わることになっております。第一次が終わり、第二次がこの四十九年度に終わることになっております。その中で農林省はいくつも横綱になっておるわけなんです。第一次でいいますと、三割をこしているのは三つの省庁があります。それから第二次の五割削減というんですが、農林省は八割、八割をこしているところ

は二つです。で、この六年にわたって二度とも横綱になっておるのは、これは農林省だけだ。いかに農林省が踏ん張り続けておるのか、これは定員でも踏ん張り続けておるわけなんです。そこでいま現地にへ行ってみますと、年齢構成が非常に変わってきておる、新規採用ができません。ほとんど新規採用ができない。この十年にわたって新規採用が非常にむずかしい。やめればやめればなしで、非常にむずかしい。そこで、よくいま公務員の年齢構成がどうなるか、ならぬものがちようちん型になっておるという話がありますけれども、実際行ってみますと、ちようちん型じゃない。私はこま型だと言ふんで

す。回すこま——あのこま型になっている。二十歳から三十歳というところはまず心棒ですよ。もう貴重な存在ですね、非常に大切に扱われている。心棒みたいなやつちゃっている。そういう状態になっておる。特にそのしわが食糧の出張所、支所、それから統計の出張所にしわが寄っている。まあ心棒もいところですね。心棒がないところすらある。そしてあと三、四年たちますと、これはもうやめるところがずらつとそろつてくる。ところが、やめちまつたあと採用できない。一体どうなるんだらうという、非常に不安感があるですね。そういう実情について農林省はどういうふうにお考えになって把握をしておられるのかという点が一つです。

それからもう一つは、そういうことで新規採用が非常にむずかしくなってきたというところから、どうも農林省は、定員の外に、三カ月雇用なり六カ月雇用という方々がたいへんたくさん動いていらつしやるんじゃないですか。そして補つていけるんじゃないかという状況だと思ふんですね。そういう状況について農林省としては把握をしておられるのかどうか。たとえば牧場、試験場、国営の農地の事業所、本省の統計情報部、この統計情報部には集計者がしつちゅう来ております。統計協会から派遣して、あそこの中で仕事をやっています。それから統計の県に行くと、本所、ここにも婦人が出て仕事をしています。そういう状況についてどういふふうな見方をしておられるのか。この二つについてお伺いをします。おわかりにならなければあとで調査の上でもけっこうでございます。

○政府委員(大河原太一郎君) 御指摘のとおり、先生のこま型と申しますか、逆ピラミッド型と申しますか、ちようちん型と申しますか、年齢構成につきましては、平均年齢が高くなつておりますし、ことに四十歳代の職員が多いということでございます。これについては各省や共通の状況も呈しておるわけでございますが、特に農林省におきましてはこの傾向が顕著でございます。これは

は機構なりあるいは行政事務の将来の維持にとつての一番大事な人なり、人の数なり質の確保という点については、今後大いに配慮をしておかなければならない点であるというふうには考えておるわけでございますが、さしあたりましては、制約された中におきましても、できるだけ優秀な人材の確保ということについてとめてまいりたいことは当然でございます。さらにそれぞれ行政需要が——それぞれ大事でございますけれども、特にその時期なりにおいて強い行政需要のあるところについて重点的に人を配置していくとか、あるいは行政事務の簡素化、これは組織の、何と申しまうとか、たとえば、先生のほうの実情御案内でございますが、食糧事務所におきます三段階制、本省、支所、出張所ですが、これを二段階制に統合していくなり、あるいは統計事務所におきます出張所の大型化というようなことによりまして、能率的な事務処理という点についてははかつていくという点について現在努力中でございます。さらに基本的な問題といたしましては、公務効率の向上なりあるいは行政コストの増大を抑制するという大きな一つの目的もございまして、その中におきましても農林省におきます将来の定員構成というものを十分頭に置きました新卒の確保といううな点については、今後格段の努力をしいかなければならないというのが私どもの心がまえでございます。

なお、第二点といたしまして、先生は、アルバイトとか、パートとかという問題についての御指摘がございました。これにつきましては、いわゆる非常勤職員につきましては、それぞれ農林省各機関の長の任命になっておりますので、私どもといたしましては、毎年ある時点においての把握にとめておるわけでございますが、かつていろいろ問題になりました非常勤職員に準じた勤務態度で勤務いたしました日が——こまかくなりますが、月二十二日以上勤務した者が引き続き六か月以上続くという常勤的非常勤、これはないものという

ふうじ判断しておりますが、アルバイトの非常勤職員あるいはパートの非常勤職員等についても、たとえばアルバイトの非常勤職員でございまして、四十八年では二千四百十九人——七月十五日現在でございまして、それからいわれるパートにつきましては千八百五十九名、パートと申しますのは、申すまでもなく、常勤職員の勤務時間の四分の三というふうな勤務でございまして、これにつきましては削減等で定員不補充が進んだために特にこの傾向が出ておるといふふうには、過去第二次が始まりました三年間の人員の推移を見ましても必ずしもふえておるといふふうにはわれわれ思っておりません。まあ集計業務とかあるいは試験研究機関でございまして、データの整理の時期とか、それぞれ業務の時期がございまして、学生なりあるいは主婦の方というふうな方々に、非常に季節等によって仕事の繁閑の多い場合に、これをお願いしているというふうにはわれわれ考えておるわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 この問題は、農業政策全体の斜陽化といえますか、そういう中で起きてくる問題だと私は思っているのです。何がゆえに農林省だけに八%と、平均五%というのに、農林省だけに八%という高い率を押しつけているのかという点を検討いたしますと明らかで、農林省斜陽産業だということとは明らかです。弱腰です。だから私は、そういう意味で、この問題はまあおっしゃいましたが、いずれ行政管理局とそれから総理府のほうからもおいでいただいてもう少し具体的に議論をいたしたいと思っております。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。
午前十一時五十九分休憩

午後一時十二分開会

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言願います。

○神沢淳君 私も大臣所信表明に関して若干の質問をしたいと思います。こう思うのですが、私もこの農水委員会では全くの一年生でございまして、したがって、たいへん幼稚な初歩的な質問になります。が、まあそうはいいまして、いまの情勢に際しておそろく一般の農民、国民という立場からいいたしまして、そういう私がこれからお尋ねするような初歩的な素朴な問題というふうなものをおそろくみな重要に考えているのじゃないかと、こう思いますので、ひとつ親切にお答えをいただきたいと思います。

昨春秋以来の例の石油騒ぎに際しては、私などがすぐ考えさせられましたのは、これは石油の問題もさることながら、自給度の極端に落ちてきております。いまの日本の農業の現状、食糧需要の現況というふうなものからして、もしこれが石油でなくて問題が食糧にでも置きかえられた場合にはどういふことになるだろう。こういうような点について私ならずとも大方の国民の皆さんはたいへん心配をされたところだと、こう思うわけです。そういう際に、大臣の所信表明をこの前伺ったのでありますが、自給度の維持向上という柱が一本まず立てられておったのでありまして、まあ私はさもありなん、こう考えました。この際いよいよ日本の農業の再建というか、まさにもうぎりぎりのその時期に際してはおるようにならう。そういうわけでありまして、まあそういう考え方というものを持ったのでありますが、きょう実は午前中の鶴岡質問での応酬というのを拝聴いたして、率直の感じが、私は国がいよいよの自給度の維持向上とつたてはありますもの、ほんとうにどの程度考え方を固められておるのかどうかという点で、これはもう端的に言ってもう納得するに困難なような点が多かつたわけでありまして、したがって、どうも午前中の質問と答へるような箇所もあるかもしれませんですけれども、私どもはそういう点に中心を置きまして、言うなれば、国の農政に対する基本の姿勢の問題とでも申しま

しょうか、そういうふうな点をひとつ明らかにしていただきたいということでもってお尋ねをさせていただきます、こう存じます。

これは私だけでなしに、おそろく大かたの国民の方たちがひとしく考えておられるところだろうと思うのでありますけれども、農業の問題というのは、ただ単に農民の生活とかいうようなことでなしに、私は、冒頭申し上げましたように、石油問題になぞらえるのじやありませんけれども、私は食糧の自給というものは日本が独立国家として存立していく上については、もう不可避の必須な要件であるというふうには考えているわけでありまして、したがって、そういう基本的な理念の上に立って、この日本農業というものの政策は樹立をされていかなきゃならない。私は今回の大臣所信表明の中にあらわれておる自給度の維持向上というあの柱は、私なりの考え方からすると、いよいよこの事態に際しては、国が、国民が待望しておったように、いわゆる国家独立の要件としての食糧の自給の問題をここから始めるのだというふうな、こういう私は姿勢に立つておるものというふうには実は受けとめていたわけでありまして、どうも午前中の質疑の中でも、そこまでするには理解ができてかぬ点がありまして、そこまでするその点について私は大臣の所見をお伺いをして、以後の質問に進んでいきたい、こう思うわけでありまして。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どもにとりましてたいへん大事な問題を御指摘いただいたわけでありまして、御存じのように、昨今は世界的にも食糧の問題をいずれも重視いたしておる傾向でございまして、それからまた、開発途上国といわれる国々も逐次生活が向上してまいっているにつれて、食糧の選好につきましてもたいへん多くの食糧を必要とするようになってきております。そこへ加えて人口の問題もございまして、したがって、私どももいたしましては、そういう広い見地に立ちまして、わが国における国民全体の最も大切であります食糧につきましては、全力をあげて国民に安心して

やっていたらどうか。このことはやはり国家の安全保障にもつながる問題だと考えておる次第でございまして。

午前中の私どもの説明があまりじょうずでございませんで、私どもの意図するところを十分におくみ取り願えなかったかも知れませんが、いまま申し上げますような考え方が基本になりまして自給度を高めてまいりたい、こう思っております。

で、食糧の安定的な確保をはかってまいるといふ重要な任務をわれわれが背負うておるわけでありまして、これはしばしば申し上げておりますように、米をはじめとしてその他の食糧については、計画的に増産対策を講じてまいりたい。そのことは、予算面にもあらわれております。基盤整備その他の私どもの計画いたしております計画に反映をいたしておるつもりでございまして、そこで、私どものこのように狭い土地で、しかも、いままでのわが国の経済発展に伴って、ともすればその生産性が低いために立ちおくれきみでありましたようなものについて、全力をあげて、その増産対策を計画いたしておる、ということとは、麦、大豆、飼料作物等についての御説明を午前中も申し上げたわけでありまして、そのようにいたしまして、やはり国民食糧のために必要な物資の中でわが国に間に合わないものは、やはり広い範囲でその需給を安定的に供給してやらねばならぬ制度を並行して考えていきたい。こういうことは、やがて御審議を願います。海外経済協力事業団等の構想に出てきておるわけでありまして、ともかくも計画的にわが国で必要なものが十分になっておる自給度を高めてまいりたい、こういう方針でございまして、われわれの意のあるところをひとつ十分おくみ取りいただきたい、このように考えておる次第であります。

○神沢淳君 だめ押しのようにもってたいへん恐縮でございしますが、そういたしますと、申し上げましたとおり、わが国が国家としての独立の要

件としての食糧の自給という、この理念の上に立って大臣が所信表明に言われる自給度の維持向上という文章はつながってきいておると、こういうふうな受けとめてよろしいわけでございますね。

○国務大臣(倉石忠雄君) そういうつもりで計画を立てておるわけでありませう。

○神沢浄君 そこで、いま、大臣のお答えいただいた中に、にわかなかなか自給度の向上が困難なものもあると、こう言われておるわけでありませうが、先ほどあとの質問の關係もございませうから、また、一年生ですと、ひとつ親切にお願いをしたい意味もあつて申し上げたのですが、現代のいわゆる基幹的な食糧ですね、米はいいですけれども、大麦、小麦あるいは大豆、あるいは肉類などについて現代の国内需要に対する自給率というのを、これは大臣じやなくてけつこうですから、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) 四十六年度の数字について申し上げますが、しばしば申し上げておりますように、総合自給率は七四％でございます。米はその年の作況にもよりますが、これは一〇％で見えていたと、それから、野菜が四十六年度では九四％、果実が八一％、鶏卵が九八％、肉類が八三％、牛乳・乳製品が八八％、砂糖が二〇％、小麦が八八％、大豆が二九％、大豆四％というものが御指摘の主要な作物についての自給率でございます。

○神沢浄君 全体ではどうなりますか。

○政府委員(大河原太一郎君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる総合自給率は七四％ということに相なっております。

○神沢浄君 そこで、私など非常にこう不信の点があるわけですが、いま御説明がありまして、いわゆる肉類については、これはもう午前中の審議でもかなり詰められておったんですが、それは国内で生産はもちろんであるわけですが、それども、その飼料關係というのはどうなりますか、濃厚飼料は。

○政府委員(大河原太一郎君) 御指摘の飼料の、

濃厚飼料の自給率は四〇％でございます。

○神沢浄君 そうしますと、あれですか、七四％という数字は、まあ私が極端な言い方をすると、なるほど肉類は国内で生産はされてはいるものの、言うなれば飼料としてまあトウモロコシ、コウリヤンにしまして、外国から輸入されたものが形が変つたものという点にもこれはなるわけでありまして、そういうふうな点が修正をされて七四％ということになるのですか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、これは計算上の問題でございますが、自給率、すなわち国内で消費に仕向けられます農産物なり畜産物、これについては輸入物もございませうし、国産もございませうが、これについて中間生産物でございますは引かれております、輸入なり国産の飼料は、分子につきましても、これは国内生産の農産物なり畜産物でございますが、中間生産物のえき類は、これは計算上当然引かれてございませう。

○神沢浄君 ちょっとしつうとだからその点がわかりにくいので、まあ外国から飼料が入つてきまして、そうして肉になりましたりあるいは卵になつたりしているわけですね。そうすると、国内でもって生産されたものは何％ということになるかもしれないけれども、まあ中身は、入つてみると、それは外国から入つてきたえきが形が變つたものだという点にまあなるわけですね。そういうふうな点が、まあ計算の方法というふうなもの、修正をされたものが国内の自給率が七四％になつておるのかどうなのか。何かそこら辺が、私なんかの手元でもって計算をしたものだ、なかなかそういう勘定になつてこないようですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(大河原太一郎君) お答え申し上げますが、総合自給率は、御案内のとおり価格というもの、さしを引いて、それぞれのものにつきましては数量で端的に自給率が出るわけですが、農産物全体の自給率はどうかという場合には、価格とい

うものを、ものさしにいたしました計算するわけでございますが、その場合におきましても、繰り返すようでございますが、国内消費仕向け額としての農産物、これは国産と輸入とがございませう。その中にはえきもございませう。それからそれに畜産物が国内で消費される。その畜産物にも国内産と輸入とがございませうが、その中から飼料仕向け額、これを差し引いたものが分母になつております。われわれの言う七四％で、しからば分子の国内食用農産物生産額はどうかと申しますと、これは当然でございますが、農産物——国内産の農産物、畜産物でございますが、その場合に、その国産の畜産物が加わつておりますが、これも中間物でございませう飼料仕向け額は、国内産濃厚飼料と輸入飼料を合せて差し引いておりまして、ネットを出してお御覧でございます。計算方式その他についてはは後刻資料をもちつて詳細に御説明申し上げますが、その点で別途の観点、しばしば言われるほかのものさしを使った場合の自給率の高い低いという問題は別でございます。

○神沢浄君 価格率における計算ということで、それからこの備蓄の状況についてちょっとお尋ねしておきたいと思ふので、いまやはい基幹的な食糧別に大要のものだけだけつこうです。それからお答えを願ひます。

○政府委員(大河原太一郎君) 各作目別にわたりますので便宜全体を申し上げますと、四十九年度予算を中心としたしました施策の考え方について申し上げますと、米につきましては五十年十月末までに約三か月分百五十万トン。主食用小麦につきましては二・三か月、飼料用麦につきましても同じく二・三か月、それにさらに政策努力を特に加えて、大麦十五万トンの長期備蓄を予定すると、それから飼料穀物につきましては、現在、これはトウモロコシ、マイロ等でございますが、

先生御案内のとおり一ヶ月分のランニングストックがございませうが、さらにそれを一定期間かきまして、さらに一ヶ月分をふやしたいということ、予算措置その他を講じておるわけでございます。なお大豆につきましては、食品用大豆の一ヶ月分、これもランニングストックが大体一ヶ月分ございませうが、通常のランニングストック、さらに一ヶ月分の食品用大豆の備蓄を行なうというふうな考え方について進めておるわけでございます。

○神沢浄君 大臣が衆議院の本会議の關係でもつてちよつと抜けられたようでありますから、その間に、私の予定をいたしました質問の進行はちよつとそこで変わるわけでありませうけれども、次の二、三點について伺ひをしておくことにいたします。

種鶏増殖センターの問題についてお尋ねをしておきたいと思ふのですが、わが国におけるブロイラー飼育というのは歴史が浅くて種鶏はいまだ全部外国に依存をされてきたようでありませう。この状況に対しては国は牧場を設置して採卵鶏とブロイラーの国産種鶏の改良をはかつてきたと聞いておるわけなんです、その結果、ブロイラー種鶏農林五百一十号というのが外国産に負けないものとして発表をされて、山梨、茨城、宮城というふうな県に、国産種鶏増殖センター、名前はこれがあるいは別であるかもしれませうけれども、設置をいたしまして、事業主体は農協の経済連がこれに当たりまして、国と県とが補助金の支出をしてその設置をされた。補助金は約五〇％だと、こう聞いたわけでありませう。

そこで私は山梨の例をあげるわけなんです、山梨の場合も増殖センターを設置をしまして、昭和四十七年の十月ごろに種鶏四千五百羽を受け入れて種鶏生産を始めて、各種鶏家にこれを供給をして試験飼育をさせておるわけでありませう。ところが、それによつて農家がブロイラーを出荷したところ、従来のブロイラーについては一羽七十円というものが、この農林五百一十号は四十五円にしかならなかったということでもつてこれはもう採算が

合いませんから、農家は直ちに飼育を中止した、
こういうような事態があったようでありました。

それで私が指摘をいたしますのは、これはまあ
試行錯誤ということにだっていることである
わけですが、その事態のあと始末がされてい
ない、この点であります。まず農家は損失を
被る者かもしれません。したがって、結局は
国の方針がその是非の問題は別にいたしまし
ても、結果的には農民に損害を与えているこ
とになるわけであり、ですから、農民の立場
からいいますと、どうもそのままだと捨てる
ということについては、何としても納得がいか
ないという問題がありまして、私の手元なりへも
資料を送付をされたのでありますけれども。

そこで私は二点についてお尋ねをしておきたい
と思うのですが、一つは、いわゆるあと始末の問
題であります。農家は現実には被害者であつたわけ
ですから、それをそのまま放置しておいてはな
らないと思うのですけれども、どんなような考
え方をされているのか。それからまたもう一つは、か
なり国としてもおそれ、試験研究の結果、ある
自信は持たれた上でもってなされたことだろ
うと思うのですが、それがそういうような結果にな
ってしまったという点があるから、まあ納得し
得ないようなところもあるから、その辺
をひとつお尋ねをしておきたいと思うのです。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお尋ねがござい
ましたプロイラーの国産種鶏の問題でございま
すが、御承知のように、戦後アメリカはじめ外国
の優良品種が日本に急速に入りまして普及した
わけでございますが、わが国に適応した国産の優
良種鶏、外国鶏に負けないものをつくり出し
て、これを普及をはかっていることが重要
であるということで、国の種畜牧場を中心
にいたしまして、県の協力も得まして、能力の高い国産
種鶏の育成をまいりました。農林五百一
号は四十

六年ごろから各県にございます肉用鶏の増殖セン
ターに種鶏用のひなとして牧場から配付をいたし
たわけでございます。国産種鶏増殖センターは四
十五年から各地で施設の助成もいたしまして開始
をしたわけでございまして、増殖センターは必ず
しも国がつくりました国産種鶏だけではなく
して、民間でもやっておりますので、民間のもの
もどちらでもいいから。ただ、外国鶏にのみ依
存するというものでは負担の問題からいろいろ
問題がございまして、日本に適したもの、民
間をつくつたもの、あるいは国の牧場をつくつた
もの、いずれでもいいから、それを増殖して普及
をしようという役目を持たせまして四十五年から始
めた山梨県につきましては、四十六年に経済連が
センターを設置いたしました。この場合は主とし
て国の作出いたしました種鶏を導入をいたしましたわ
けでございまして。

もちろん牧場から各センターに配付いたします
場合は、その前に農家におきまして実験をいたしま
して、これはだいたいようぶであらうということ
で出したわけでございまして、五百一号の特色とい
たしまして、産卵能力は非常に高いと、しかも実
用ひなを、比較的外国鶏に比べれば安く供給でき
るということ、そういう特質があるわけでござ
います。センターから農家へ実用鶏として行
きます際に出荷時の体重がやや足らない。御承知
のように、外国鶏を中心にしてございましてプロイ
ラーは非常に大型になっておりますが、やや外国
鶏と比較いたしますと、体重が小さいというよう
なことがございまして、当初計画いたしました
おりの収益をあげ得なかつたということでござ
います。

そこで、お尋ねの二点でございしますが、第一点
の、しからば、そういう農家が予定どおり、計画
どおりの収益をあげ得なかつた、損が生じたとい
う場合どのようにあつたか、損が生じたとい
うこと、これは、私どもとしては、その
実態につきまして、個々の農家について、まあ県

の協力も得まして、詳しく調査をしてみたいと思
います。かりに農家の責任ではない、やはり品
種において十分でなかつた面があるということ
でございすれば、これは経済連の増殖センターか
ら直接農家に売つておるわけでございまして、
その間で直接何らかの解決策をいたしたくとし
て、ただ、もともと、これ国産種鶏でございま
すので、国と経済連の間におきまして、今後も、い
ろいろ種鶏その他で援助をいたしておりますので、
現実的な解決をはかつてまいりたいというように
考えております。増殖センターにつきましても、
施設に対しまして当初援助をいたしておりますが、
が、国の牧場から種鶏を、まあ原種鶏でございま
すが、これを増殖センターに配付する場合、一般
の市価よりかなり安く配付をしております。
今後ともそのようにしてやりたいと思つたので、
そのようなことも考えながら、現実的な解決を調
査の上していきたい、こういうふうに考えてお
ります。

それから、第二点の、どうしてそのようになつ
たかという点、いろいろ原因があるかと思いま
すが、われわれといたしましては、早急に要望の
ある出荷体重の大きいものをつくり出すとい
うことが先決であるという見地から、大型の種鶏の導
入も行ないまして、新しい組み合わせをして、現
在、牧場を中心にして、出荷体重の大き
い実用候補種を見出しておる段階でございま
す。これらの優良種鶏の普及によりまして、増殖セ
ンターを中心にして国産種鶏の普及をはかつて、
それによりまして、農家の養鶏経営に資したい
という考えで研究を続けておるところでございま
す。

○神沢浄君 その前段のいわゆるあと始末の問題
につきましましては、いまの御説明によりますと、こ
れは農家は直接的には農協の経済連との関係で
ございまして、その農家の損失のないような対処
をさせることにしまして、経済連に対しては国が
いづれかの方途をもつてその被害の手当てをする
と、こういうことに受け取れるのであります。が、

ただ、いまの御説明によりますと、種鶏などを経
済連に対しては安く出しておるので、そういうよ
うな面では経済連の問題は解決しているわけでは
ないかという点、意味のあることにとれますが、そ
れだけの考え方のみで、した場合に経済連がはた
して農家との間の問題の解決をしようとするかど
うか、その辺がちょっと疑問になりますね。その
辺まで国がやっぱり指導されますか。

○政府委員(澤邊守君) ただいまお答えしまし
たとおり、まず実態をよく調査をさせていただきます
と思つております。どの程度の損害が出たのか
どうかという点も、私どもそのような話はかね
て伺つておりましたけれども、詳しくまだ把握し
ておりませんので、その調査結果を待つて、先
ほど申し上げましたような直接的に国が——かりに
損害があつたという場合、しかもそれが養鶏農家
の責めに帰すべからざる、やっぱり種鶏が十分で
なかつたということにございまして、その場合、
直接的には国が損害を補償するとかいうようなこ
とはなかなか困難ではないかと思つて、セン
ターと経済連でございまして、センターと農家の
間の問題として処理をいたしたくと同時に、国
と県の増殖センターとの関係はこれからいろいろ
長く関連がございまして、これから、いま新し
くつくり出そうとしております原種鶏も、今後御
希望によつてはセンターで増殖をいたしたくとい
うことも考えられますので、その辺の程度の実
態であるかということも検討した上で——先ほ
ど申し上げましたのは、いま一つの方法としてそ
ういうことも考えられるということにございま
すので、必ずしもそれに限つたことではないかとも
思ふので、調査をした上で実際の解決の方
法を見出してまいりたいと思つておるわ
けです。

○神沢浄君 ちょっとくどいようにもなるかもし
れませんが、それは調査をされて、その事実を把
握された上でもつてされるのは、もとより
いいわけですが、農家の立場に立つて代弁
をさせていただきますと、やはりこれは国が、増殖

センターというか経済連に対して国の考え方を示して指導をされませんか、これは農家のほうでは安心できないですね。その点は、どうですか、国がやっぱりその際には指導されますか。

○政府委員(澤邊守君) 実態を調査した上、適切に指導してまいりたいと思います。

○神沢清君 次に、もう一つ、こまかいようなことで恐縮ですが、石油危機以来いわゆる狂乱物価といわれているような情勢でございまして、農家にとりまして、営農の資材などが非常に値上がりを見て計画の樹立がきわめて困難というようない実情があります。ここに一例ですけれども、身辺のやはり山梨の例でありますが、御承知のとおり山梨はハウス栽培というものが非常に盛んです。このハウス栽培農家が、昨年塩ビだとか、あるいは段ボールだとか、必要な資材の手当てをいたしまして、その際業者との間にお互いその見通しとして一〇%ないし一五%程度の値上がりはまあやむを得ないという一つの範囲を定めて取引をしておたようであります。それが最近業者のほうからツケが参りまして、その請求書の中身を見ますと、大体もう三倍以上にみんなくなっておるようなんです。これは地元紙の報道されたもので、私いま持ってきたわけですが、そこでもって農家のほうでは大あわてになつてしまひまして、いま問題をほかに持ち込むところがないんです。それから、県の農務関係へ持ち込んでいます。そういう記事内容なんですけれども、この一つの事例から考えてみても、確かに類似のような例はきつとかなり各所に出てくるんじゃないかというやうな気がしてならないんですけれども、こういうやうな事態は、ただ単に農家とそれから業者との間の押し問答などでは、これは解決しないと思われまふ。やはりまあ行政の指導というか、ある種の介入というやうなものがなければやっぱりそういう農家の事情を解決してやるわけにはまいらぬのじゃないかというふうに考えるんですけれども、そんな点について、国の立場などで、何かお考えが示されましたらお聞きしておきたいと思つておる。

○政府委員(松元威雄君) ただいまビニールの例で御質問がございましたが、確かに石油不足を契機といたしまして、農業用の資材がかなり上がつてい実態にございまして、これはまあ役所といたしますと、もちろん適正価格になるやうに、便乗値上げがいろいろないやうにということで強い指導をいたしておりますが、御指摘の、これはビニールとポリと両方あるのかも存じませんが、ビニールにつきましては昨年の七月以降三回にわたる、それからポリにつきましては二回にわたる標準的な価格でございまして全農と各メーカーとの間の契約がいわば公開されたわけでございます。大体ビニール、ポリの場合でございますが、これはそれに限りませず、一般に農業資材全般にそうございまして、標準になりましては全国農業協同組合連合会、いわゆる全農と、それから各メーカーと契約をいたしまして、それがいわば基準になつておるわけでございます。それが以外、全農以外にも商人系統はございまして、価格が大体それが標準になつてい。ただし、全農の把握力が肥料のやうに非常に強いものとか、それから御指摘のビニール、ポリのやうに把握力がわりと小さいもの、商人の強いものとございまして、一応は標準になつているわけでございます。そこで全農に對しまして、価格改定にあたりましては、これはもちろん全農は農家の立場に立つておるわけでございますが、何ふんだい問題になりまして、極力合理的な価格にするやうにしております。

結果原料からの上昇はやむを得ないということ、で、ビニールは石油値上がり前に比べて約三割、前年同期に比べて七割近く上がつてい。ポリエチレンは石油騰動以前に比べて約七割、それから前年同期に比べて二倍ぐらい上がつております。御指摘の三倍というのは、もの

によつて若干相違があるかもしれませんが、大体全農のいわば標準価格がそういうふうになつているわけでございますが、それにしてもかなりの引き上げでございます。

これにつきまして、われわれも事情をいろいろ聞いたわけでございますが、原則的には原料ナフサが何ぶん異常に上がつているの一番基本でございまして、あえてまたビニールやポリは、農業用に限りませず、一般の雑ポリも同様の傾向を示しております。あえて農業用ビニールだけでございまして、雑ポリを含めまして全般的に上がつてい。こういう実態があるわけ、したがういまして、全農といたしましてやむを得ずそういう価格改定をいたしたわけでございます。したがういまして、御指摘の事案は、そういう価格改定に伴つてトラブルが生じてくるというやうな問題が出るわけでございます。私たち基本的にはやはりものと原料が上がりまして以上これはやむを得ないところであるというふうに思つておるわけ、問題は、その間、農家と販売店の間のいわば契約関係はどうなつてい。かというようにおるかと思つておるわけ、全農の場合でございますが、おそらくきつと行なわれわけでございますが、商人系統の場合には契約関係が多少あいまいな点があるのかも存じませんが、したがういまして、既契約でい場合でも、五なり二〇%ぐらいのお話でございますが、何ぶん一年前でございますが、このやうな事情が大きく変動するといふことはだれも予想できなかったわけ、ございまして、いわば一種の事情変更にもなろうかと思つておるわけ、そこで、事情変更につきまして、販売店側で農家と十分お話し合いをすることがまず第一に必要であらう。もちろん農家にしますと安ければ安いにこしたことはないかも存じませんが、何ぶんもとの価格がそう上がつておると、これは販売店だけにしわ寄せすることなかいかいかなる面もございまして、さらに販売店、もとのいわば卸、さらに

もとのメーカー、これまでさかのぼつて考えなければならぬ問題でございまして。ただ、その場合に、いわば一方的に値段を通告するやり方、これは非常に不親切でございまして、やはりこういう事情はやむを得ないという事態を十分話し合いをして、必要に応じて、県その他が間に立ちまして、お互いに納得づくで解決していくというのが一番基本だろうと存じますが、何ぶんいまの事態は、特に全農と違ひまして商人系統の場合には契約とか取引系統が非常に複雑でございまして、ただいまの事案につきましては、私たちもあちこち情報を取集めましておるわけ、御指摘のケースにつきましては調査をいたしまして、その上で具体的なおさめ方はどうかということにつきまして十分指導をしてまいりたいと思つておる。

○神沢清君 もう一つ、これはやっぱり農家のほうで非常に現状を苦にしている問題ですからお尋ねをしておきたいと思つておるわけ、こういうやうな情勢に立ち至つてきて、農家にもいままでたとえばパイロット事業であるとか、あるいは施設、構造の改善、近代化、ことに果樹関係等施設園芸などの部面については相当に農家は借金を背負つています。この借金がどんどん返せるやうな事態のときには問題にもならなかつたでしようけれども、こういう状態になるとやっぱりこれは相当農家としては不安の種になつてきておるやうでありまして、この間も私農家の皆さんからそういう問題の提起を受けたんですけれども、御承知のとおり、勝沼などというところは有名なブドウ郷ですが、あの勝沼などでは、ほとんど大体これはパイロット事業などが主のやうでありますけれども、農家一戸について五十万から百万ぐらいの借金はおしなべて背負つてい。それから野菜のハウス栽培が非常に盛んな地帯などにつきました。これは大きな借財は一農家でもつて八百万ぐらいのものを背負つてい。やうなことを言つておりました。ですから、個々の問題がどうというこでなしに、いま農家ではそういう長期的なもういゆる負債の固定化した

状況が非常にこれは不安の種になっておるよう
んでして、そういうふうな状況に對して、こんな
事態になりなしたから、したがって、国の考え方
というよりなものをひとつ伺いたいというよう
な要望がしきりにあります。この機会にひとつ伺
ておきたいと私も思ふのです。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘のように、果樹と
か酪農専業の農家におきましては、経営の規模を
拡大する場合、または体質改善を行なう場合にお
きまして、多額の借入れ金を行なっている例が
多いわけでございます。農家一戸当たりの平均と
いうことになりまして、四十七年度におきまして
は五十二万円ぐらゐが農家の借入れ金というこ
とでございますけれども、特定の農家には相当多
額の負債があるということも当然考えられます。
そういうような農家につきましては、経営が順調
にいつている間は当然その投資に見合ひまして収
益が上げられるわけでございますので、問題はな
いと思つておりますけれども、たとえば、災害とか、
働き手に疾病等の問題が起る場合には、一時的
には、借入れ金の返済が非常に困難になるとい
うことが十分考えられるわけでございます。そう
いうような場合におきましては、従来から私も
は農家個々の個別的な経営の実情に即応いたし
まして、たとえば自作農維持資金、これを活用い
たしまして、借りがかえをしてもらうとか、また、す
でに貸し付けられました資金につきましては延納
等の措置を必要に応じて関係機関に指導する
ということをやつてきておるわけでございます。
今後ともやはりそういう実情に応じて必要な措
置をとりたいと思つておりますけれども、来年度
におきましては、自作農維持資金、これを四十八
年度百二十九億のワケを二百二億というふう
にやしておりますし、また、来年度からは貸し付
けの限度額を個人におきましては三十万円から六十
万円、それから災害の場合には、個人の五十万円
を百万円というように限度を上げております。し
たが、いまして、ケース・バイ・ケースではござ
いますけれども、それぞれ御相談に応じて對処

第八部 農林水産委員会會議録第六号 昭和四十九年二月十九日【參議院】

してまいる、かように考えております。

○神沢浄君 大臣がいらっしゃらない間に少し雑
件をお伺いをしておたわけでありまして、なかな
かなかまだ帰られないわけですから——大臣
がおいでになるとき伺うことのほうがいいと思
うんですけれども、事務的なような面について先
にお尋ねしておきたいと思ふんですけれども、所
信表明の中に今後のいわゆる海外に依存をするこ
ころの食糧の供給の安定を目的にしまして、国際
協力事業団の構想というものが示されてゐるわけ
でありますけれども、これは予算は外務省に一括
して計上をされるのだと、こうなつております。
これはなぜ外務省に計上になるんでしようか。農
業関係の明らかな事業であれば農林省で当然のこ
とのように思われまふけれども、その間のひとつ
御説明をまず伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) いま御指摘の国際協力事
業団の構想でございますけれども、これは昨年来、
私もやはり海外農林業の開發につきましまして
は、農林省サイドにおきましては、農林省の機
関、たとえば海外農林業開發公団というものの設
立が必要であらうと考へまして、いろいろ検討いた
しておたのでございまして、昨年未だに至りま
して、ほかの省の同じような構想等がございま
して、それとあわさつて、従来からやつておられ
た海外技術協力事業団と、それから海外の移住の
事業団というものとあわせまして、海外農林業の
開發部門並びに海外鉱工業開發部門が合同して一
つの事業団をつくるということになつたわけでご
ざいます。そういういたしますと、やはり私も海外
農林業の開發につきましては、外務省と私も共
管で仕事を進めるわけでございますけれども、そ
れ以外に各種の部門をあわせて、この事業団が所
掌するわけでございます。その一般的な所管大臣
というものは外務大臣ということになつておりま
す。したがって、予算の計上も一応移住の面、そ
れから技術協力の面とあわせまして、農林業開發、
鉱工業開發の面につきましても一括、一応外務省
に計上いたしてございしますが、その使用にあたり

ましては、当然農林業開發部門につきましましては共
管でございますので、現在、五十億という金が計
上してございまして、その内訳をつくること
とから、その資金の使用の方法等につきまして相
談をいたしまして、十分對処していきたいとい
ふに実は考へておるわけでございます。

○神沢浄君 そこでお尋ねしたいのですけれど
も、これは、事業の具体的な内容というやうなもの
はどんなことなんでしょうか。それがこの目的と
するいわゆる農林産物の安定的確保にどうつな
がつてくるのか。この辺をちよつと御説明受けたい
と思ふのでございまして。

○政府委員(岡安誠君) それでは開發輸入という
御質問でございますので、その部面につきまして
申し上げまふと、国際協力事業団の中に、たとえ
ば農林業開發につきましましては、農林業開發部門と
いう一つの特定の部門がございます。この部門で所
掌する事柄として考へておりますのは、まず海外
におきましては、農林業を開發しようとする場合
それは発想として、相手国政府がいろいろア
プロジェクトを考へたり、それから日本政府が相手
国政府の要請によりましていろいろやる場合がござ
いますけれども、まず基本的な調査があります。
それからその調査に従ひまして、技術指導をする
という段階がございまして、その事業を実施する場
合に資金を要しますから、政府ベースなりまた民間
ベースなりで資金を供給する部門というふう
に大別してございまして、私どもの農林業開發部門に
おきましては、まず相手国政府等々と連絡をとり
まして、大型プロジェクトにつきましては、調査、
技術指導、資金供給というように一貫をして、こ
の農林業開發部門で扱いたいというふうな考へて
おりまして、事業の内容も調査、それから技術指
導並びに民間が海外農林業開發事業を行なう場合
の資金融通、それから、それに対して必要な債務
の保証というやうな業務をいたそうと思つており
ます。

さらにはその関連事業といたしましては、農林
業開發事業を行なう場合の周辺に必要な整備、イ

ンフラといつておりますけれども、

(委員長退席、理事高橋雄之助君着席)
たとえば農道に關連します道路とか、それから
簡易な橋梁の建設とか、穀物を輸出する場合の棧
橋の建設というやうなことがございしますが、それ
もあわせてこの農林業開發部門で行なう。これは
大体無利子の資金を企業に貸し付けまして事業を
実施するといふやうな考へでございます。

それから、さらには相手国の政府または関係機
関等が農林業の開發事業を行なう場合に、金は一
応確保できたけれども、事業の実施が相手国では
できないといふやうな場合に、具体的な事業につ
きましては、この事業団が受託をいたしましたして事
業を実施する。たとえばかんがい排水事業を行な
うとか、農道の建設を行なう。それから林業につ
きましては伐採、造林等の事業を請け負うという
やうなことで、受託事業もこの事業団で行ない得
るというやうな能力を規定いたしております。そ
ういふ能力を備へました事業団を私も発足
させるわけでございます。事業団の仕事の進行に
あたりましては、まずやはり相手国政府の要望、
また相手国の住民の要望等を十分勘案いたしまし
て、まず相手国の食糧につきましましては、需給の確
保といふものに協力をする。あわせてわが国に、
その余剰分等につきましましては輸入をさしてもら
う。その場合には、やはり相手国政府との関係等
によりまして、長期、安定的な輸入が確保できる
やうに、そういうやうな約束を取りつけて仕事を
するといふこともこの事業団では考へておるわけ
でございます。私もやはりそういう観点から、
今後わが国においてどうしても自給できないよう
な食糧等につきましましては、相手国と相談の上で
ございまして、相手国の需要を満たした上、
わが国の必要分を確保できるようにこの事業を運
営してまいりたい、かように考へておる次第でござ
います。

○神沢浄君 対象国の範圍は、相手国ですか、ど
んなやうな構想になつておりますか。
○政府委員(岡安誠君) 従来の海外技術協力事業

団の技術援助の相手国は、開発途上国というふう
に限定をされております。今回、事業団の農林業
開発事業の相手国に足り得る国は開発途上国のみ
ならず、中進国並びに先進国、たとえばブラジル、
オーストラリア等も対象として得るよう法律の上
では措置をいたしておる、かように考えておりま
す。

○神沢浄君 私などが率直に感ずる点は、国際協
力関係というのはそれはたいへん大切なものでは
ありますけれども、金も出す、人も出す、そのい
う関係でもって事業の所産として生産されたもの
については、いまの御説明では、まず当該国の事
業を第一にして、余剰があれば、特恵的にわが国
への供給を約束してもらふ。こういう仕組みの
ように思えるんですが、そこで、そのことが、こ
れは大臣がいらいしやらぬけれども、いわば従来
の海外協力などの一つのベースの上に乗っていつ
て、

（理事高橋雄之助君退席、委員長着席）

肝心のわが国自体の問題になつております食糧の
自給の政策というものに、逆に影響を及ぼすよう
な面が起りはないかという、やっぱりそれはおそ
らく範囲を広げたといひましても、主たる対象国
の範囲というのは、言われておるところの開発途
上国というふうなことだろうと思われまふ。労賃
も安いというふうなものですから、あるいは日
本の国内での生産に比べますと、価格の面など
もってかなりの格差というものが生じてきやしな
いか。こういうことになりまふと、いままでのパ
ターンと同じように何かこの事業そのものが実は
国自体の食糧自給政策というものに逆な影響を及
ぼしてくるというふうな点が生じやしないかと、
こういうふうなことをこれは感じさせられるん
ですけれども、そういう点についてはどうなん
でしょう。

○政府委員（岡安誠君） 御指摘のとおり、先ほ
どから自給率等のお話で御答弁申し上げておりま
すように、日本といひましては、国内でできるだ
けの努力をいたしまして自給率を上げましても、

たとえば飼料穀物とか、大豆とか、それからまた
食糧以外では木材等につきましては、どうしても
自給がでかぬというのがあるわけでありま
す。それらにつきましても、現在世界的に先を見通
しまして、需給の関係は逼迫する見通しでござ
いますので、安定的な供給確保をする見通しで政
府の責任でございまして、やはり開発輸入とい
うものも当然考えざるを得ない。問題は御指摘の
ございましたように、問題は御指摘のとおり
今後の運営ではなからうかというように考えてお
ります。私どもも、これが海外農林業の開発とい
うものが無秩序に行なわれれば、そういうおそれ
なしとしないということも十分考えられますけれ
ども、私どもやはりこういう国際協力事業団とい
う準政府機関といひますか、政府関係機関を設立
いたしまして、政府の十分な監督のもとに仕事を
行なうというつもりでございまして、私どもは
国内の自給を第一とし、それに足りないものを海
外から仰ぐという基本姿勢は、今後の協力事業団
の仕事の運営においても十分貫きたいと思いま
すし、そのことを覚悟していくつもりでもござ
います。ですから、従来より以上に秩序立った
海外農林業開発ができるように、そういう趣旨で
新しい事業団をつくつたというふうに御了解いた
だきたいと思ひます。

○神沢浄君 これも大臣にお伺ひしたいと思つて
いましたんですけれどもね、時間の関係もありま
すから枝宜にお伺ひをしたいと思います。
所信表明の中にこううたわれております。国民
食糧の需給の動向に対応しながら農業生産の振興
をはかるという文章です。私は、あの文章を拝見
をしてちよつと感じさせられたのですけれども、
国民食糧の需給の動向に対応をしながら農業生産
の振興をはかる、こういうことになりまふと、
私の頭の中にすぐ浮かんだのは米の問題でして
ね。米の需要が減るから、まあそういう減るとい
う動向に対応して政策を考える、私はこの点はわ
が国の食糧問題、農業政策の見地からすると問題
があるんじゃないかという感がしてならないわけ

であります。私から申し上げるまでもないことで
すけれども、わが国にとって米というのは、これ
はもうわが国の国土的条件が、今日までの長い歴
史の上でもって到達を遂げてまいりました最もわ
が国に合ったというか、労働生産性の上から言つて
もこれは相当高い、自給可能でありかつ備蓄の可
能性を非常に高く持った農産物なんです。です
から、むしろ逆に言えば、需要の動向を、自給の
体制を目的とするならば、変えていくくわいの政
策的意図というものを持ってもいいのじやない
か、もつと国民に米をたくさん食べてもらふよ
うな、そういう方向へ行くことのほうが食糧の需給
政策という見地からすると必要なんじゃないか。
だんだん嗜好が変わつて米が減るからしたがつて
米をつくるのは減らして、つくつても勘定の合
わないうようなものは、ほかのものに変えていくこ
う、これは私は間違ひじやないかというこ
とを実は感じさせられてゐるわけなんです。

日本にとつては、まあ繰り返すようですけれど
も、とにかくそれはもう長い歴史の中でもって生
み出された最も有利な食糧だろつと思ふのです。
そういう米をだんだん減らして、そして何か需要
の動向が変わるからそれに対応していくというだけ
のことでは私は、ほんとうに日本の食糧の自給と
いうものを考える場合には、ちよつと考え方とい
うものが安易に過ぎるんじゃないかというふうな
気がしてならないのですけれども、そういう点に
ついてはどうでしょうかね、国の考え方といひ
ましては。

○政府委員（大河原太一郎君） 大臣がお答え申し
上げるのが筋かと思ひますけれども、われわれ事
務当局も基本的な問題でございまして、思想は
統一してあるわけでございまして、その考えに
ついて申し述べさせていただきますと思ひます。
で、御案内のとおり、国民の基本食糧は国内で
生産し得る農産物で極力まかなうということは当
然でございまして、各国ともに基本食糧につきま
しては国内で生産し得る農産物に依存してゐる
というわけでございまして、わが国におきましても、

所得水準の上昇なり消費の高級化、多様化とい
うような西欧型の食生活のパターンができてきて、
畜産物なり等のたん白質食糧、あるいは果実、野
菜等のビタミン食糧というふうなものウエート
は高くなつてまいりましたけれども、やはり基幹
は米食を中心としたままです、これを基幹とい
ひました各種の食物の組み合わせというふうなこ
とに今後も進んでいくという点については変わり
はないと思つておるわけでございまして、そのい
う意味では、基本的には先生のお考えとは同様か
と思つてございまして。

で、先生の御指摘の点で、米を政策的に減らし
ていくのは何事かというふうなおしかりかと思
つてございまして、われわれもいたしましては、
最近の四十五年までに経験したあの過剰、大事な
米が過剰な状況に置かれることは今後は許されな
い。消費に合わせた生産をもつてこれに対応して
いくというふうなことでございまして、五十七年
の生産目標もこれに合はせておるわけでございま
す。ただ、食生活は正直に申しまして、栄養指導
面なりその他いろいろ保健衛生面なりいろいろな
多角的な議論がございまして、消費者の皆さんの
選好に利益する部分もたいへん多いわけでござ
いまして、そういう意味で、政策の指導の努力を
十分に果たせと申しましても、実はやや限界があ
る点ではないかと思つてございまして、しかし
今後におきましても、わが国の基幹的食糧であ
る米を中心として新しい型の食生活のパターンを
つくりあげるといふ点については、各般の努力を
すべきであるというふうと思つておるわけでござ
います。

○神沢浄君 お答えはわかるんですけれどもね。
私が言いたいと思ひましたのは、この需要の動向
という文言がちよつと引つかつたものですか
申し上げておるんですけれども、米の需要に変化
が起つてきておる。これにはそれはいま御説明
があつたように、カロリー云々の問題からそれは
あるんでしよう。しかし、そればかりではないと
思ふんです。これは戦後のいわば私も自分流に

言うと、ゆがめられた農政の時期に起こった一つの現象でもあるんじゃないか。子供が学校へ行つて給食だということばやっぱり小麦製品ですよ、パン食だということばやうなことで、そうすると、ああいう嗜好の形成時期においてこれはかなり大きな作用をしておるだろうと思われまふ。米を食べたがらない国民がふえてきているわけですよ。

一方、いま問題になっております食糧の自給と云うことを基本に考えてみた場合には、わが国にとつては、米がきわめて有利な基幹的な食糧であるということ、これは言われるまでもありません。ですから、米を食べることをあまり好まないような国民がふえていくやうなこういう動向を、これは、修正ということばが当たるかどうか知りませうけれども、そういうこと自体をも矯正していくやうなことをあわして考えることがやっぱり食糧の需給政策上必要ではなからうか。ただ、どうも米をあまり好まない人たちがふえてきたから、ふえてきたという動向に基づいて、そして米を減らしてほかのものにかえていくやうなやうなことだけをやっていったんじや、これはほんとうの意味の需給政策の確立と云うには少し安易に過ぎるんじゃないかという、こういう点を指摘してみたかったわけでありまして、さらに御意見があったら承つておきたいと思ひます。

○政府委員(三善信二君) いま御意見がございました米の消費についてでございますが、御承知のように、最近、米の消費、一人当たり消費というのが、まあ御承知のように、戦前は百五十キロぐらい一年に食つておつた、最近では九十キロぐらいと、だいぶ動向としては減つてきています。ごく最近二、三年を見ますと、その減り方もだんだん横ばいになってきているやうな状況でございます。それからもう一つは、米に対する一つの消費動向、需要の動向と申しますか、だんだん国民の方がいい、おいしい米を食ひたいという、そういう動向が、消費傾向が非常に強くなつてきています。したがって、そういうことで食糧庁としても、やはり自主流通米制度を開いていく、

あるいはそういういい米については奨励金等をつけて増産していく、そういういろいろな手を食糧の消費あるいは需要の動向に即しながらやつていくわけでございます。

ただ現在、従来は麦、小麦といひますか、麦は一つ米食に対する従属的な立場のように考えられておつたわけですが、終戦後今日に至りますと、やはり米と麦といひるのは一体として主食として考へていかなければならないやうな現在の食生活の状況になつていくわけでございますから、そういう意味で、米は御承知のように一〇〇%国内で十分自給しております。ただ、四十八年から四十九年——ことにかけましてはやはりキャリーオーバー——備蓄と申しますか、そういうキャリーオーバーももう少し持ちたいというところで、実はことしの十月末百五十万トンぐらいのキャリーオーバーを持つやうに計画をして生産をしているわけです。四十九年産米も入れますと来年の十月末にはさらにこれを百五十万トンのキャリーオーバーを持ちたい、持ち越し量を持ちたい、といひますと、大体三カ月分と申しますか、そのくらい余裕を持つて米の生産をしていきたいと思つていくわけですよ。

それから麦につきましては、これも御承知のやうに、国内で生産奨励、四十九年度は生産奨励措置をしましてやることにしているわけでございますが、やはり五百五十万トン、食用として四百数十万トン——二十万トンぐらい、これはちよつと輸入にたよらざるを得ないというところで、そのためには安定的にその輸入を確保していくというところが先決でございます。そういうことで食糧庁としては、米、麦一体となつて主食の確保に万全を尽くしていきやうな次第でございます。

ただ御指摘のやうに、もつと米のほうを食ふやうにPRでもしたいんじゃないかというやうな御趣旨はよくわかります。最近一部学校給食等でもごく一部やつていられるところもあるやうでございますが、そういうことも今後ある程度奨励をしていきたい。そのためにはやはりおいしい米、国民

の嗜好に最も向く米、そういう米をやはりつくつていくということが大事じゃなからうかと思つております。

○神沢清君 大臣がご帰りになつたやうですが、大臣がご留守だつたものでどうも質問が散発的になつちやうとまじりがつかぬやうになつていまして、お帰りになりましたから質問をもとに戻しまして、いわゆる自給度の維持向上の問題ですけれども、午前の質疑の中で何いまでもそうですが、大臣の御説明になりました点からいたしますと、そのためには、まず生産基盤の整備であるとか、それからこの所信表明の中から拾つてみますと、農業団地の形成であるとか、集団的生産組織の育成であるとか、このやうにあげられておるわけでありまして、しかし、私は率直に言ひまして、これはいわば従来の施策から引き継がれてきた言ひならば、たいへん失礼な言ひ方をするかもしれませんが、その日暮らしみたいな施策の羅列でございます。先ほどお答えをいただいた、ほんとうにわが国の国家としての独立の要件としての自給の体制というものを、ひとつ思ひ切つてここで確立をしていくやうという政策をいたしましては、まあいさか食い足らないと思ふわけでありまして、

大体もう時間がありませんから、私は自分の意見を申し上げて端的に御所見を承りたいと思ふのですが、日本の農業が午前中の質疑の中でも言われておりましたやうに、まあ今日のやうな姿になつてきたというこの点につきましては、これはやはり工業、重工業などを中心にした、これは言われておるところの高度経済成長のその政策の結果であることも、これはいふまでもない事実であらうかと思ふわけでありまして、私は、しろうとなりに考えさせられておるのですが、なぜ日本の農業というのが、こんな現状のやうな姿に落ち込んできてしまったのか。これはまず第一に、農村から土地も人も流れ出してしまった。現実にはそういう事態があるわけでありまして、ですから、ここで逆流を起こさなければ私は自給向上のためのほん

どうに農業の再建といふのはできないのではないのか。生産基盤の整備、農業団地の形成、あるいはこの集団的生産組織の育成、まあいずれも大切であります。しかし、もつと根本的なものとして、いままで流れ出したものを、今度は逆に流れ込んでくるやうな抜本的な政策といふものが、こどもでも確立をしなければ、私はほんとうにその日本の農業の再建などといふことはおぼつかないんじゃないかという考へ方を持つて言ふわけなんでありまして、まあ何を言つてみても、あまりその勘定が合わない。百姓をしておるよりか、この道路工事であらうとも、日当取りに出かけたほうがずっと計算上はいい。こういうことになれば、それはおのずから離農していくのはあたりまえでありまして、したがつて、若い人たちはみななやっぱり工場に吸収されたし、都市へ集中をしてしまった。そういうことの繰り返しを今日までやっているわけでありまして、人も土地も流れ出してしまつておる。だから、ほんとうに日本の農業の再建をはかうとするには、まず土地の確保、これはもう一義的な要件だろうと思ひます。それから労働力の確保、これがやっぱり同様にこれは基本的な要件だろうと思ふわけですよ。さらには價格政策の問題だと思ふわけですよ。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、農用地の拡大といふことについてはどの程度の考へ方をされておるのか。まあちなみにここ二十年間の農用地の減り方といふものを一緒に説明をしていただきなから、今後のその農用地拡大についての構想といふやうなものを聞きたいと思ひます。

それからまあ労働力の問題ですけれども、これはもう自給度の向上、農業再建を幾ら叫んでも、ましても、またきれいな文章を掲げてみても、人が集まつてこないやうなその現状においては、農村に人が集まつてこないどころじゃない、人をとめておけないやうな現状のもとは、これは口頭禅に終わつてしまふことは、これはもう避けられぬだろうと思ひます。ですから、労働力の回

復というものについてどういふようなその構想を持っておられるのか。いま農村は、私が申し上げるまでもありませんけれども、ひとしきり三ちゃん農業などということがあるけれども、これはもう老人化、女性化してきておられることは事実であります。それをそのままに放置しておいて、局地的にいずれかの事業くらいをもくろんでみましても、私は農業の再建なんかにはどういふつながらない。

まず基本の問題の一、二として農用地問題をどうするか、労働力の逆流をどう起こすか。これは経済と水というの逆の関係で、水は高いところから低いところへ、低いほうから高いほうへどんどん流れていってしまいます。いままでは農村という低いところからやっぱ都市という高いところへどんどん流れ出していったんですから、今度はその逆流を起こして、そして農村へ人を集めるという、このことがもう必須の条件だろうと思うのです。しかも、高齢化、女性化したような現状から考えると、何てなつて働き手の青年を農村、農業にどう吸収していくかというこれが一番肝心な点であつて、その問題に対するひとつ所見を、大臣並びにそれぞれ関係の部局から伺いたい、こう思います。

○政府委員(大河原太一郎君) 大臣のお答えに先立ちまして、数字にわたる部分についてはお答えを申し上げます。

農地の転用面積についてのお尋ねでございますが、これにつきましては最近四十三年から四十七年までの数字を申し上げますと、四十三年で田畑合わせまして四万八千二百二十ヘクタール、四十四年が五万三千三百四十三、四十五年が五万七千三百三十四、四十六年が六万四千六百六十八、四十七年が六万三千八百十三というので、最近の三カ年等では、ほぼ六万ヘクタールという農地の転用があるわけでございます。

しからば、一方、就業人口の減少の問題でございますが、これはややロングランに見ますと、三

十五年から四十七年までの年率の減少率は四・六%、約五%という数字に相なっております。

それから農用地の造成につきましては、今朝来いろいろ御議論になっております生産目標におきましては、その農林省のたゞいま考えております生産目標を裏表あるいは畜産の草地というものは、含まれました点で造成する面積につきまして、基準年が四十五年でございますので、四十五年を五百八十万ヘクタールと。この後、公共用地なり宅地、その他の需要で九十万ヘクタールぐらひは多目的の需要があるだろう。したがつて、四百九十万ヘクタールぐらひにそのまゝになれば減るだろう。ただし、いま申し上げましたように、五百二十万ヘクタールの耕地はどうしても要するというところから、三十万ヘクタールの農用地の造成を新土地改良長期計画では予定しております。一方では大家畜その他の増加等を見まして、現在の二十四万ヘクタールの草地を六十四万ヘクタールに、約四十万ヘクタールの農用地造成を、合わせて七十万ヘクタールの農用地造成を、生産目標の五十七年度に合わせました新土地改良長期計画では予定しておるといふ数字の関係になっております。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま農用地のお答えを申し上げましたが、私も確かに農業の問題もむずかしいわけでありまして、農業それから農村、こういうことを、ときには同一に考えながらやつていかなきゃなりませんし、ときには別に考えなければならぬと思つておるわけでありまして。そこで農業それ自体が、他産業に比較して劣らない産業として成り立つためには、どうしても規模を拡大していくということが必要だと、こういう考え方で、御存じのように、農地の流動性を持たせるように各県の施策を講じておるわけでありまして、合理化法人なども協力することによって規模を拡大してまいらる。

御存じのように、いずれの国も先進国がそうでありましても、やはり規模は拡大してまいつて、全体の就業人口の中に占める農業者の割合と

いふのは、たいへん減つてきております。この間の、世界の四地方に派遣をいたしていろいろ研究しました者たちの報告を見ましても、アメリカが、まああつた大きな面積の国とは違ひますけれども、大体農家一戸当たり百六十五ヘクタール、そして全農業者の人口の中に占める農業者の割合は四%、大抵イギリスなどもそういう状況であります。生産額においては減少していません。私どもは、一方において、規模を拡大して産業として成り立つようになりつた農業をつくるということになりますと、小さな零細な土地しかお持ちにならない方で、従来農業をやつていらした方、そういう経営単位ではやっぱ大きなものと競争はできません。そこでそういう方々にやっぱ農地を経済的に使うことを考えていただいて、それがしやすくなる施策を講じていかなければならないと思つております。

そこで、そういう方は労働力として余るわけでありまして、それをなるべく地方に分散した産業で、その余つた労働力を活用して、現金所得を取つていただくということがいいことではないか。ヨーロッパなんかでも昔からそういう方向でやつていける国がございますが、なるべく産業を地方に分散して、地方人口を大都会に集中されるようなことを防ごうという考え方、あるいは国防的な考え方もあるであつたしうけれども、地方にできるだけ産業を分散して、地方の人口もそこに土着するようにつとめ、そして、所得のなるべく配分の平均化と申しますが、そういうことが大事ではないか。

そこで、先年政府でも、国会で御承認を得ました、地方に工場を誘導してまいることの助成をする法律を通過していただきましたが、こういうものも、なるべく公害を伴わないようなものは地方に分散して、そしてそこで余つた労働力を集中しないであつて、そういう地方で能率をあげて所得をあげていただくということがいいのではないかと。御存じのように、開発途上国は別といたしまして、やっぱ先進国を見ますと、やはり兼業といふ

ものがかなり出てきております。ことにわが国は、もう御存じのとおり状態でありまして、この兼業が悪いんだというお話になりますと、これはわが国のような経済状態で、しかも戦後三十年の間にこれだけ伸びてまいりましたこの経済社会で、兼業についてはやはり現実に兼業があつた状態になっております。しかも、第二種兼業農家のほうが多い。こういう方々が、やはりほうつておけば、どうしても都市集中型になりますので、できるだけ地方に産業を分散して、そしてまあ美しい田園を保持しながら、工業もまたそこで地方の発展のために維持できれば、農村の形態をそこなわないで、人口が比較的過疎になるようなことが防げるのではないかと。またやはり都会地の工場地帯に集まつて、そしてこの空気の悪いところで、将来の日本をになつて立つ若者たちが、非常に混雑したところで暮らされるようになるよりは、やはり空気のいい田園を自分たちの力で保持しながら、しかも生活環境をよくしていくと、こういう政策というものがわが国においても必要ではないか。御存じのように、學者によりましては、日本農業といふものは兼業農家といふものを中核にすべきであるといふことをおっしゃる方もありますが、私も中核といふと、どうかと思つてまいりまして、やはり規模の大きな農業を育成してまいりまして、そしてそれならば産業として成り立つといふことになれば、後継者もしたがって喜んでそれを継承していただけるのではないかと。でありますからして、やっぱ日本の国としては私も期待するのは、そういうふうな地方の農村の風景を害さないで、緑を守りながら、産業として成り立つような農業を育成することにつとめるべきではないかと。でありますから頭数、数字の上で農家人口が減つたとか、農業就業者が減つたとかいふことは、私はそういう意味から申せば意味のない話に合ひだと思つております。やはり他産業に比べてつばに維持できるような産業として農業を育成したい、こういう眼目で考えておるわけでございます。

○神沢浄君 もう時間がなくなっているようにございますから、最後の質問に移りたいと思うんですが、いままの土地の問題あるいは労働力の問題というのは、もう少し私は議論を深めたいところなんです。いずれまた機会を得たいと思うておるんです。

いま農村へいって青年に何が一番困るんだ、何が一番皆まは求めているんだというようなことを聞いてもらいますと、おそらく全国いずれの農村へまいりまして、若い人たちが口をそろえて言うのは、とにかく嫁さんが喜んでくれているような農村にしてみたい、こういうことです。現状でもって青年を農村にとどめようと思つても、このままでは全く無理です。私は何かスローガンめいた言い方になりますが、少なくとも若い娘さんたちが喜んでくついでいくようなやつぱり農村をつくらないと、日本農業再建なんと言つたつて、こんなものは全くそれこそ文字どおり画餅そのものだと思ふんです。そういうような点で土地の問題それから労働力の問題、まあ青年を農村にとどめるためには社会環境の問題、それはいろいろあると思ふんですけれども、それらのほんとうに基本になつておるものは、午前中も出た意見のとおり、やつぱりこれは価格政策だと思ひます。いま、それ何価安定法というふうな幾つかの制度があることは、私も承知をいたしているわけですが、しかし、米を除いて現在のそのいづれの安定法にいたしても、それは、まあいまだ自由主義的な経済の論理の上に立つて、経済至上制でも言いますか、そういうものの上に立脚して行き過ぎたときの歯どめをする。私はよく言うんですけれども、あれはちょうど電気のヒューズみたいな制度であつて、ある限度へいくとヒューズが飛んでしまふ。しかしやつぱり飛んだあととは、これは停電ですから、暗い間に冷えてしまふですよ、農村は。

現に、いまだとえば飼料の問題が非常に重大化してきております。べらぼうに上がったというわけです。一年間に一万円の上も上がつて、また三

月には値上げをするんだというような状況です。私の知る限りにおいても、とても先き行きも不安でしようがないからといって、かなり大きくやつておつた養豚をやめちやつた知り合いもおります。あるいは養鶏などにおいても同様であります。ここに資料を届けてもらつて持つておりますけれども、時間がないから御披露しておれませんが、五千羽までくらの規模ならば、今度あがつたこの現状におけるところの飼料をもとにすると、まあ鶏卵であれば、一キロ当たりどうしても九十銭くらいが吹っ飛んでしまふ、あるいは豚の場合は五十四円くらいはどうしても吹っ飛んでしまふ。これははつきりそういう数字が出てきております。これでは全く自給度の維持向上といつたつてまことに何といひますか、当てにならない話になつてくるわけでありまして。私はやつぱり価格の点でもって農家が腰を据えて営農の計画が安心して立てられるようなやつぱり価格の補償というものをやらないと、事が始まらぬのじやないかと考へておるところであります。

時間がありまけんから端的に自分の意見を申し上げて御所見を承りたいと思ふのですが、やはり生産費を補償してそして生活がしていける所得を補償する、これは当然のことだと思ふんですよ。みんな苦勞して仕事をするのに、生活のもとになる所得がないなどということ、苦勞して仕事をする者はおそらく国民のうちには、どこを尋ねたつてありつこないですから。農業といへどもやつぱりかかつた金と暮らしていけるだけの所得というものは補償されるのは、こんなことは私は常識的なことだと思ふんですが、またきわめて簡単なことというのか、単純な理屈だと思ふんですけれども、そのことがいま実現をしていないのが農産物の価格の現状じやないでしょうか。私は、午前中の質問でもって鶴岡委員からも、特にその点が強調されておつたようすけれども全く同感であります。私はこの際、ほんとうに自給度の維持向上をうたわれるならば、農家が安心して農業に携われるような、やつぱり価格政策というものを

打ち出すところから始まらなければならぬのじやないかと。そうでなければ、まあどんな大臣は何か農業基本法を案にきれいな文章だと、文章まで感心をさせられておりましたが、大臣の所信表明もその意味においてはたいへん整つた文章であります。作文としては、私はたいへん点数高いんじゃないかと、こう思ふんですけれども、しかし、どんななりつばな作文であらうとも、農家はとてもあれでもって安心をしようとは思われません。というのは、いま申し上げましたようなまず価格政策の問題から始まりまして、それはもう社会環境の問題から、あるいは申し上げてまいりましたように、農村がだんだん落ち込んでいつた。今度はその逆の道をほんとうに国としては推し進めるといふ、こういう姿勢をはつきりここでもって示されなければ、全くこれは画餅に帰してしまふのじやないかということに非常に懸念をいたすのあまりまゝ申し上げたのでありますけれども、最後ひとつ大臣の所見をお伺いをしましてやめたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 一つの御意見だと思ひます。そこで大体いま米を除きましてほかの農産物でも政府が行政的に価格を指導し、またそれに助成をいたしておるものは大体七割余りあるわけでありまして、全部その価格を補償するということになりまして、これはたいへんな財政負担、おわかりのとおりでございます。その財政負担に欠けるところがあれば、物価の問題で国民生活全体にとつてば大きな影響が出てまいります。そこで私どもといたしましては、いまありますこういう現状の経済社会でどのようにして農業が立ち行くようにするかということ、やはり生産、流通、そういう面に対して政府はできるだけ助成をいたしまして、そうして農業がやつていけるような状態をつくり上げると、こういう施策がいま申し上げましたような欠陥を除いて考えればそういうことだろうと思つております。したがつて具体的にたたとえは畜産関係についてその畜産物を飼育して

まいりますために、えきが非常に高い。こういうようなことはやはり私どもとしては国民全体の経済の中で考へる立場から、これについてはやはりできるだけ配應は、飼料等についてもいたすけれども、さらにまた、そのえきの値上りの部分というものは、当然これは何らかの形で生産費の上で考慮しなければならぬ問題でございます。全部を所得補償の方式でかりにきめるといたしまして、これはやつぱり同じような手数をかけなければならぬわけでありまして、私はただいまの御意見は一つの御意見だと思ひますけれども、現状におきましてはやつぱりいまやつておりますような施策で助成し、なおかつ生産者が自分の発明くふうによつて大いに生産性をあげていただくための助成をすることのほうがよい合理的ではないかと、こう考へております。

○沢田実君 お二人の方が基本的な問題について御質問なさいましたので、重複する部分は省略をいたしまして、二、三の問題について質問をいたしたいと思ひます。で、私の手持ちの時間が百分になつておりますが、残つた分は次回にまた塩田委員が質問をするということで御了承を願つて質問を申し上げたいと思ひます。

まず最初に、昨年でございましたが、総理大臣が三十万ヘクタールのたんばをつぶすような話をなさいました。そのことについては、当時の農林大臣も了解しているようなふうな新聞等で見ていられるわけでございますが、倉石農林大臣はどのような考へなのか。また、それは農林省としてどういう考へか。あるいは各省の間、いわゆる政府の意見として一つの結論が出てくるのかどうか。三十万ヘクタールの問題からお尋ねをしたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 田中総理がこの三十万ヘクタールの宅地等をつくるために協力してもらいたいというお話があつたということが、いろいろに誤解を招いているようでありまして、まあ私も考へましても、このごろ土地価格が非常に高騰してあります。ことに宅地がそういうことで

ありますので、宅地はかなり造成できるんだということを一般に知らしめることは、土地価格を冷やすことにもなるんだという考え方、これはだれしも持たれる考え方でありますが、そういうような意味のことをお話になったことが、だいぶいろいろな判断で伝わっておる模様でありますけれども、私もどなたもいたしまして、先ほど土地のことで政府委員から神沢さんにお答えいたしました中にも申し上げておりますが、平均このところ、一年に六万四千ヘクタールぐらゐの壊廃が行なわれておりますので、四、五年たてばそういうことをほうっておいても三十万ヘクタールにはなるわけでありまして、そこで大体公用地のようなものはほとんどにいま足りませんので、そういうものをどうやって造成し得るかということに関しまして、関係省庁の者が集まりまして協議をいたしました。まだ結論は何も出てまいりませんが、そのようにいたしまして、私もただでなく、関係省庁集まってそういうことが可能であるかどうかというふうなことを、また希望はどういうふうであるかというふうなことを協議をいたしておるところであります。その前提条件として農林省が言っておりますのは、優良農地は絶対に確保するんだと、そういう前提のもとに可能なりやいなやということについて研究をしておる。こういうことでございまして、この問題について衆参両院の予算委員会等においても御質疑がございました。田中総理の答弁を承っておりますが、私がたゞいまお話し申し上げましたようなことを簡略に説明いたしておるわけでありまして、いま関係省庁でそのことについて相談をいたしておるといふ次第であります。

○沢田実君 五年間で三十万ぐらゐにはなるんだというふうなことでしたら、これは通常のことですから変りないわけですが、何かの方法で急速にそれだけ農地をつぶすということが問題なんだろうと思います。

それで、大臣、いまの御答弁で大体の方向はわかりましたが、市街化区域内あるいは調整区域内

あるいはいまおっしゃる農振法による線引きの区域内等々があるわけですが、いまのお話ですと、農振法で指定された農地として将来大事な地区は守つていこうと。市街化区域等で特に公用地が必要だといふような何かの他の省との話があらば、これはやっぱり農林省もある程度譲歩せざるを得ない考えなのか、その辺はいかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 市街化区域内においてはもう御存じのとおりでございます。農振法に必要としない。その他の地域にかかわる話によりましては、私も農振法の基準をちゃんと定めておりますが、それに照らして対処いたしてまいり、その方針でございます。

○沢田実君 農振の地域と、それから調整区域等については心配する必要がないんだというふうな、簡単に言えば、御趣旨のようでございます。で、次にまいります、最近、新聞、雑誌等の情報によりまして、また一部の商品でございますが、相当在庫があるというところで値下げが始まっております。その中で、農林省関係の分で輸入した牛肉が実は一つ問題になっていっているわけでございます。若干値下げを期待しているわけですが、ところが雑誌の報道によりまして、その輸入した食用肉の値下げを一番いやがつていっているのは農林省だ、そういうふうなことを報道しているわけですが、これは農政を預かる立場と物価問題の立場とありますので、一がいには言えないと思いますが、両方を預かっている局長さん、きょう来ていらつしやるようですから、両方の局長から話していただいて、それから農林省としてどうか、大臣に最後に話していただきたいと思ひます。——大臣、最後でけっこうです。(笑聲)

○国務大臣(倉石忠雄君) 両方とも私と一緒に働いておるものでありますので……

いま沢田さん、おっしゃいましたように、率直に申し上げて農林省の立場というのは非常に微妙でございまして、先ほど来お話のように自給度を高めるといふような問題、これはもう価格の問題

ではないか、そういうことも非常に重要でござい。ます。しかし、流通についても一般消費者の家計安定のためにこれを出すことをいたす義務もわれわれのほうにあるわけでございますので、輸入等弾力的に活用いたしましてやるわけでありまして、が、お話をいたしました牛肉のことであります。ワタは下期去年九万トン出しておりますけれども、最近の状況を見ますと、どうも生産者に心理的打撃を与えておるような模様でございます。すので、とりあえず四万トンというものは出さないで押えておる。で、政府内部でも私に、ああいう政策はいかかなものかというのを言われた関係もおります。そこがなかなかデリケートなところでございます。いま申し上げますように、えさは高いわ、肉は安いわということでは、自給度維持なんて言つたつて協力していただけるものではないものでありますから、その辺の調整を考えながら対処いたしておると、こういう次第でございます。

○沢田実君 肉の値下げが、輸入肉あるいは国産肉、ともに値下げをしているというのじやない。そう。国産の肉は相変わらずだ、ところが輸入肉が若干値下げをしている。ですから、私は輸入肉の肉は値が下がったほうが消費者の立場で非常によいございまして、大臣がいま心配なさること、は、国産のいわゆる肉牛に影響する、国産の肉の値段が下がるということが、いま大臣の心配なんです、その点、いわゆる物価を担当する局長と畜産を奨励するほうの局長との問題があると思ひますので、その辺のお考えを分けてひとつ答弁していただきたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど大臣からお答えがございましたように、四十八年度下期九万トンの輸入を当時決定をいたしましたわけでございます。主として国内の牛肉価格が高かつたといふことのために、物価安定という趣旨から従来にないかなり大幅の割り増し増を計画したわけでございます。その後の価格の動きを見てまいりますと、特にまあ牛肉といひましていろいろな種類、銘柄がござ

います、きわめて多様でございまして、われわれ従来肉専用種、いわゆる和牛という牛でござい。ますが、これの卸売り価格で見ますと、去勢の上というものを一応の標準規格にとつておりますが、この価格は比較的安定しておる。生産者から見まして、いいところをずっと最近もキログラム当たり千五百円から六百円というかなりの水準にきております。問題になりますのは、最近特に牛肉生産として伸びてまいっております乳牛の雄牛を肥育した乳雄牛の中というのを一応標準のものとして価格の指標としてとつておりますけれども、この価格は最近やや下がつてまいりまして、昨年の秋はキログラム当たりで、数字を申し上げますと、千五百円をこえておりましたのが、現在はキロ当たりで八百五、六十円というところで低迷しておるといふことでございまして。これはなぜそういうことになつたかといふことをいろいろ分析をしてみますと、最近の牛肉の輸入は主としてオーストラリアから入つておりますが、昔と違ひまして、冷凍のもの、これは品質がやや悪い加工用が主でございますが、最近入つておりますのは冷蔵用のチルドビーフ——冷蔵牛肉というのが多量に入つていっているわけでございます。これが、品質的に見まして、先ほど申し上げました国内でできます乳牛の雄を肥育をいたしました牛肉に一番近い品質を持つておりまして、これが先ほど申し上げましたような、上期七万トン下期九万トンという輸入契約に従ひまして相当多量に入つてきておりますので、これが、国内の乳雄牛の肥育した中という標準ものの価格の低迷に対して影響を与えてい。る、こういうふうな判断をいたしております。

したが、いま、今後のわが国の牛肉生産は——けさほどは鶴岡先生から御質問ござい。したけれども、世界的にも不足でございまして、国内で、肉専用種とあわせて、乳牛の廃牛の肥育とあわせて、雄牛を、従来ほとんど肥育に使つておらなかつたものを、最近伸びておりますものを、できるだけ伸ばしていくということが必要でございまして、——最近のチルドビーフの輸入

いたす、きわめて多様でございまして、われわれ従来肉専用種、いわゆる和牛という牛でござい。ますが、これの卸売り価格で見ますと、去勢の上というものを一応の標準規格にとつておりますが、この価格は比較的安定しておる。生産者から見まして、いいところをずっと最近もキログラム当たり千五百円から六百円というかなりの水準にきております。問題になりますのは、最近特に牛肉生産として伸びてまいっております乳牛の雄牛を肥育した乳雄牛の中というのを一応標準のものとして価格の指標としてとつておりますけれども、この価格は最近やや下がつてまいりまして、昨年の秋はキログラム当たりで、数字を申し上げますと、千五百円をこえておりましたのが、現在はキロ当たりで八百五、六十円というところで低迷しておるといふことでございまして。これはなぜそういうことになつたかといふことをいろいろ分析をしてみますと、最近の牛肉の輸入は主としてオーストラリアから入つておりますが、昔と違ひまして、冷凍のもの、これは品質がやや悪い加工用が主でございますが、最近入つておりますのは冷蔵用のチルドビーフ——冷蔵牛肉というのが多量に入つていっているわけでございます。これが、品質的に見まして、先ほど申し上げました国内でできます乳牛の雄を肥育をいたしました牛肉に一番近い品質を持つておりまして、これが先ほど申し上げましたような、上期七万トン下期九万トンという輸入契約に従ひまして相当多量に入つてきておりますので、これが、国内の乳雄牛の肥育した中という標準ものの価格の低迷に対して影響を与えてい。る、こういうふうな判断をいたしております。

したが、いま、今後のわが国の牛肉生産は——けさほどは鶴岡先生から御質問ござい。したけれども、世界的にも不足でございまして、国内で、肉専用種とあわせて、乳牛の廃牛の肥育とあわせて、雄牛を、従来ほとんど肥育に使つておらなかつたものを、最近伸びておりますものを、できるだけ伸ばしていくということが必要でございまして、——最近のチルドビーフの輸入

したが、いま、今後のわが国の牛肉生産は——けさほどは鶴岡先生から御質問ござい。したけれども、世界的にも不足でございまして、国内で、肉専用種とあわせて、乳牛の廃牛の肥育とあわせて、雄牛を、従来ほとんど肥育に使つておらなかつたものを、最近伸びておりますものを、できるだけ伸ばしていくということが必要でございまして、——最近のチルドビーフの輸入

したが、いま、今後のわが国の牛肉生産は——けさほどは鶴岡先生から御質問ござい。したけれども、世界的にも不足でございまして、国内で、肉専用種とあわせて、乳牛の廃牛の肥育とあわせて、雄牛を、従来ほとんど肥育に使つておらなかつたものを、最近伸びておりますものを、できるだけ伸ばしていくということが必要でございまして、——最近のチルドビーフの輸入

したが、いま、今後のわが国の牛肉生産は——けさほどは鶴岡先生から御質問ござい。したけれども、世界的にも不足でございまして、国内で、肉専用種とあわせて、乳牛の廃牛の肥育とあわせて、雄牛を、従来ほとんど肥育に使つておらなかつたものを、最近伸びておりますものを、できるだけ伸ばしていくということが必要でございまして、——最近のチルドビーフの輸入

増大に伴いまして、価格が低迷しているところをさらに続けるということは、せっかく芽を出した乳雄牛の肥育というものに対して支障になるという判断をいたしまして、九万トンの下期輸入分の一部につきまして、たな上げといいますが、凍結といいますが、若干見合わせたわけでございます。

半面、小売り価格について見ますと、これもいろいろ種々雑多でございますけれども、一応統計上とっておりますという規格のものでございまして、これを見ますと、昨年の当初からずっと上がりっぱなしでございまして、最近一月では、百グラム当たりでございまして、二百四十六円というふうな統計上の数字になっております。年初には、百七十一円ぐらいであったところから見ますと、これは大体、そのものずばりではございませぬけれども、先ほど申し上げました卸売り価格でいえば、乳雄牛あるいは乳鹿牛の肉が、主としてこの中に小売り価格の場合にはおおよそ該当するのではないかと判断をしておりますが、先ほど言いましたように、乳雄牛の卸売り価格が下がっておりますと、小売り価格はそれに相当すると見られるものについては、年初以来上がりっぱなしになっているというところは、やっぱり消費を伸ばす意味でいろいろ問題があるというところで、卸売り価格の動きに応じて下げべきである、こういうふうに判断をいたしまして、小売り業者の団体あるいはスーパー等の団体に対しては値下げの指導を一月末にいたしたわけでございます。それによりまして、現在おおよそ百グラム当たり二十四ないし三十円、場所によりましては四十円程度下げております。これによりまして、小売り価格を下げ、それに伴いまして需要が伸びますれば、乳雄牛の卸売り価格にもこの最近低迷しておるものをささえる、上向きにさせるという意味では効果があるのではないかと、こういうことでございまして、若干説明不十分な点があるかと思いますが、乳雄牛の卸売り価格を生産者が経営を継続できるようにささえ、

あるいは若干回復させるということと、それにおおむね該当すると見られる小売り価格を卸売り価格の下がったのに即応しながら下げさせるということは矛盾をしないのではないかと。で、小売りを安くし、それによって需要を喚起すれば、それに伴って卸売り価格は回復するということで、長期的に見ても、乳用雄牛を中心といたします乳牛の肉利用を促進するという長期の方向にも沿うものではないかと、こういうふうな判断でやっておるわけでございます。

○政府委員(池田正範君) 畜産物につきましては、生産から流通まで一応畜産局が一貫して所管をしておりますので、私のほうから特に申し上げることはございませぬが、いま畜産局長から申し上げましたように、全体としての問題は、むしろ流通段階にあって、特に卸売り段階の価格が変動いたしますと、当然それは正直に小売り段階に反映いたします。すると、消費が増進することになります。どうも従来の様子を見てまいりますと、畜肉の価格というのは、下方硬直と申しますか、一度上がりまうという、なかなか下がらない。それは一つはやはり、小売り段階において簡単な加工過程を――枝肉で買ってまいりましたのを、枝離しをしてスライスをして包み込んで売るといふ日本の古来の一つの販売形態がございまして、ういうふうな加工形態を通じておるものですか、一種の末端のストックポイントとしての役割りを末端の肉屋さん自身が持つておる。そのことがどうも小売り価格と卸売り価格との間の相関を密にすることを非常にじやましておるのではないかと、こういう考え方がございまして、それがやはり下方硬直という形で、上がるより比較的スムーズに追随いたしますけれども、下がる時にはなかなか下がり難いのだという消費者の批判はございまして、上がるときもなかなか追随をしない、下がるときも追随をしない、非常に硬直的なんだと、こういう説明にいまなつてはね返ってきております。しかし、いま畜産局長から申し上げまし

たように、平均して申しますと、どうも下がるという下方硬直が強いということは一般的に言えさうでございます。

そういう意味で、流通問題といたしましては、やはりこの際、末端における小売り及びスーパーの競争形態というものをやはり維持させながら、卸売り価格が小売り価格にすなおに反映できるようになすという仕組みというものをやはり今後やっていくということが大事だろう。それから、あわせて生活協同組合等のサイドからのやはり刺激というふうなものや、さらに場合によりましては、現在の卸売り市場がほぼ二割程度しか実は全体の肉流通量の中で利用されておられません、これは野菜とか魚に比しますと著しく中央市場の利用率が低いわけにございまして、やはり生産者が中央卸売り市場に委託をしてそこで受ける卸売り価格のね返り利益を直に受け取れるような形にもつと持っていく、つまり卸売り市場の利用率を上げていくというふうな形もやはり今後指導していかねばならぬ面の一つであらうというふうな考えでおる次第でございまして、

○沢田実君 流通局長にお聞きしたいのは、大臣がいま凍結したというお話がございましたが、あなたの立場でもやっぱり凍結すべきだという結論になるのかということなんです。ということは、さっき二百四、五十円から二十四ほど下がったというお話ですが、一番新しい話によりまして、二百円を割ったという話なんです、非常に喜んでおるわけだ。これは農水の委員会だからこんなもので終わるけれども、これが物価委員会ならそんなものではみんな承知しません。それで、凍結することが、いわゆる物価を担当する流通局長の立場でもこれはやむを得ないのだ、物特の委員会に行っても、あなたが堂々と説明できるのだという事情があるんなら、私はそれを了解する。もう一度、

○政府委員(池田正範君) 非常に手きびしいお話でございますが、従来からの肉の供給と価格の形態を見ておきますと、やはり下がりますという極端にそれが産地の生産に響いて、そのあと非常に

に高い時期がやってくるという繰り返しがあるわけでございます。その意味からいたしますと、やはり供給力が安定した形であることが望ましい。それは流通面と申しますか、消費サイドから見ますと、輸入肉でありましよう、それから、国産肉でございまいましよう、どちらでありましよう、大衆的な肉というものが安定的に供給されることが望ましい、これが基本原則であらうと思

います。ところが現実には、輸入肉というのは大部分がチルドビーフの比較的大衆肉をたくさんいまして輸入しております。しかもその大部分というのは、いわゆるパッカー、食肉加工業者が非常に大きな量を扱うという形で輸入されているのが実態でございまして、それに、いま国産がどういいう形で自給率を上げていくかと申せば、やはり当面は黒毛和種といったようなものではなくて、むしろ乳用雄牛の子供の肉というものの活用が当然中心になってくるだろうと思っております。したがってこの供給力というものを安定させるということとは、これは消費の面から見しても絶対に欠くことのできない問題であらうと思っております。それが最近のように――かつてべらぼうに一頭五万円ぐらいまで上がりましたのが、最近では五万円を割るといったような激しい騰落でございまして、したがっていま私どもといたしましては、やはりぎりぎりの線で、高くなることは困るんでありますけれども、しかしながら、同時に、やはり非常に安過ぎることが次の高騰につながるということがわかっております場合には、これはやはり安定を先にとる。すなわち畜肉については、そういうことだろうと思っております。

ただ問題は、はたして輸入肉というものの価格水準と現在の乳用雄牛の価格水準というものが全般的に見て、一体長期の国民の消費水準なり所得水準から見て望ましい状態であるかどうかと言え、これは他のいろいろな生鮮食料品から見ても、やはり高目だろう。長期で見ればやはりこれはもう少し価格水準としては下げていく努力はしてもらわなさいか。その意味ではやはり生産面

に對する私どもの要望としては、もう少し経営の合理化、飼養の合理化、もう少し飼養規模の拡大といったようなものを積極的にお進め願つて、そして落ち着いた価格で、もう少し低い水準で長期的には安定供給ができるようにしていただきたい。そういう形で自給率が上がっていくことが一番望ましい。こう言わざるを得ないわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、物特の委員会にあなたが出れば、やっぱり凍結しないほうがいいというふうな答弁になるんじゃないかと思うんだね。そこへ畜産局長が出てくるとうなりませう。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申し上げたことと同じことになるかと思ひますけれども、大衆肉として今後わが国の牛肉供給の相当部分をになうべき乳用牝牛の生産、肥育というものを伸ばしていくためには、あんまり経営が破壊されるような低価格ということは好ましくない。したがって、九万トンの輸入肉につきましても一時調整するだけでございまして、これは少し適正な水準に回復してまいれば、すぐその分を解除いたしまして、早急に輸入をするということでございますので、何も九万トン全部やめたという趣旨ではございませんので、その価格の動きを見ながら弾力的に事業団の売買のかけんを通じて調整をしてみたいというふうに考えます。

○沢田実君 それはまた物特なんかで議論になるでしょうからこのぐらゐにしておきます。

次に、大臣の所信表明の中の休耕奨励金が四十八年度から打ち切りということになっておりますが、この休耕奨励金を打ち切った場合、いままでいわゆる休耕田であつたたんばが一体どうなるんだらうということでございますが、稲作転換等で努力はなさるんでしようけれども、あるいはまた農林省の農家の意識調査、こういうのを見ますと、再びたんばにするのはたいへんだからやらないというの、数がよいあるように書いてあるようにございしますが、私は農家でいま一番いいのは米だと思ひます。ですから、調査の時点で、農家の

人がどれだけ休耕奨励補助金がなくなるといふうな、休耕のいままでの補助金がなくなるといふことが十分わかつた上でこの答弁をしたかどうか、私にはわかりませんが、ほんとうに農家の人たちの気持ちとしては、やっぱり最後になれば、私はその何年か休んだたんばで——たんばにするにはたいへんな土地でしようけれども、私は開墾をして農家では米づくりするんではないか。日本のたんばはたいへんな土地を開墾をしてたんばにした過去の歴史を考えれば、あるいは現在の価格制度を考えればおそらく私は米をつくるんだらうと思ひます。で、その場合に米のいわゆる生産目標は何ぼになっているのか、それから農林省としての買い上げはどれだけのやうのか。要するに、休耕奨励金はなくなりましたよと、補助金は。したがって、農家の方がみんなたんばを米につくつてしまひましたという場合には、余る米ができるんだらうと思ひますが、それについては全部農林省が買うから心配ないということであるのか。あるいは一定の量しか買わないということなら、まだその休耕の奨励は続けなくちゃならないということになると思ひますが、その点の基本的な考え方についてから大臣お願いいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話しした休耕奨励制でございますが、稲作転換との関係や、それから米穀管理の適正な運営を確保いたしますために予約限度制というものを設けておるわけでありまして、で、この限度内のもので、それからいまのお話のやうな米とは区別して取り扱ふのが筋ではないかと思つております。しかしながら、四十九年度におきましては予約限度数量自体を、昨年の八百五十万トンから今度は八百六十万トンにふやしてあります。そういう次第でございますので、出来秋の買入れ限度数量の調整の措置を講ずることとしたしておるわけであるが、こういうことの運用にあたりまして、稲作転換に協力いたしてくれました農家に對しましては、優先的に調整配分が行なわれるようにいたしてまいりたいと思つております。

○沢田実君 担当の局長からもう少し説明してくだされい。

○政府委員(三善信二君) ただいま先生から御質問がありました、どのくらい政府が買入れるかということに関連いたしまして、四十九年度の全体の米の需給について御説明をいたします。

總需要量を私どもは千五百五十万トンと考えております。それで農家の消費量等が三百五十万トン、差し引きまして八百五十万トン、この八百五十万トンは政府が買入れるのが五百六十万トン、それから自主流通米で流通するのが二百四十万トン、この両方を含めて八百五十万トンでございますが、この政府が買入れます場合に、五百六十万トンに備蓄分といひますか、持ち越し量といひますか、それを大体六十万トン四十九年度は考えておりますので、五百六十万トンプラス六十万トンで六百二十万トンを政府は買入れの計画をつくつております。それに先ほど申し上げました自主流通米二百四十万トンプラスいたしまして八百六十万トン、大臣申されました八百六十万トンを予約限度数量として配分することにいたしましたわけでございます。

○沢田実君 そうなりますと、八百六十万トン以上生産されますと、これはもう農家で、自分で処分しなくちゃならないということになつてしまふわけですが、大臣、私が申し上げたいのは、この稲作転換の、このとおりいくかどうかかわりません。それからこのぐらゐの数量は、おそらく休耕してあるのが、そのまゝになるかどうかかわらうという、農林省で立てている見通しが、そのとおりになるかどうかかわらないと思つてゐるわけですね。ですから、実際に農家に生まれ農家に育つた私どもの感覚からいへば、おそらくやっぱり米をつくるんだらう、その場合は一体農林省はどうするんだということなんです。この目標よりもういけなかった場合に、おまえらよけいなくつたらもう買わないぞと言ふのか、もう休耕しなくつたていいと言つたんだからできたものは全部

買つてやるのか、どちらでしょう。

○政府委員(三善信二君) その、いわゆる先生おっしゃいますのは、通称余り米とこう言つてゐるものの処理をどうするかということであらうと思ひます。先ほど大臣も申されましたように、四十九年度はこの予約限度数量というものを昨年の八百五十万トンから八百六十万トンに実はふやしてゐるわけでございます。で、これ配分いたしまして、現実に出来秋にまた調整をいたすこととしております。特に県間の調整で、実は昨年からそういうことを、四十八年度産米から始めたわけでございます。その県間調整の場合に、稲作転換に協力された農家等につきましては優先的にその調整の際に調整をやつてまいりたい、配慮してまいりたいということ、さつき大臣御答弁していただきましたが、実態的にそういうことで対処をいたしていきたいと思つております。

○沢田実君 備蓄を四十五万トンふやします、それはわかりました。だけれども、あなた方そういう計算をして、稲作転換はこれだけあるだらう、これだけはおそらくつくらないだらう。そういう農林省の計算の上にくまの数字が出てゐるんですよ。そうでない結果になつたらどうしますか。もしそうでない結果が出る見通しもあるんだったら、私は、休耕奨励補助金を全廃するといふ、それが間違ひなんだから、できた米は全部農林省で買ふべきじゃないか、こう思つてゐるんです。ですから、あなたのおっしゃるの、大体こんなふうになるであらうと、それで四十五万トンもふやしたし、大体この辺でおさまるであらうと、そこはわかりません、おっしゃることは。そのとおりにならない場合にどうするか。余り米とおっしゃるけれども、休耕奨励補助金をやめたのですから、だから、国の政策としては休耕はしなくつたてよろしい、農家は自分のたんばをみんな稲つくつてよろしいというわけでしょう。その中でも皆さんはつくらないであらうというたんばの数量を計算してゐるんですよ、大臣。それ全部たんばつくつちやつて、米つくつちやつて、よけいできたらど

買つてやるのか、どちらでしょう。

○政府委員(三善信二君) その、いわゆる先生おっしゃいますのは、通称余り米とこう言つてゐるものの処理をどうするかということであらうと思ひます。先ほど大臣も申されましたように、四十九年度はこの予約限度数量というものを昨年の八百五十万トンから八百六十万トンに実はふやしてゐるわけでございます。で、これ配分いたしまして、現実に出来秋にまた調整をいたすこととしております。特に県間の調整で、実は昨年からそういうことを、四十八年度産米から始めたわけでございます。その県間調整の場合に、稲作転換に協力された農家等につきましては優先的にその調整の際に調整をやつてまいりたい、配慮してまいりたいということ、さつき大臣御答弁していただきましたが、実態的にそういうことで対処をいたしていきたいと思つております。

○沢田実君 備蓄を四十五万トンふやします、それはわかりました。だけれども、あなた方そういう計算をして、稲作転換はこれだけあるだらう、これだけはおそらくつくらないだらう。そういう農林省の計算の上にくまの数字が出てゐるんですよ。そうでない結果になつたらどうしますか。もしそうでない結果が出る見通しもあるんだったら、私は、休耕奨励補助金を全廃するといふ、それが間違ひなんだから、できた米は全部農林省で買ふべきじゃないか、こう思つてゐるんです。ですから、あなたのおっしゃるの、大体こんなふうになるであらうと、それで四十五万トンもふやしたし、大体この辺でおさまるであらうと、そこはわかりません、おっしゃることは。そのとおりにならない場合にどうするか。余り米とおっしゃるけれども、休耕奨励補助金をやめたのですから、だから、国の政策としては休耕はしなくつたてよろしい、農家は自分のたんばをみんな稲つくつてよろしいというわけでしょう。その中でも皆さんはつくらないであらうというたんばの数量を計算してゐるんですよ、大臣。それ全部たんばつくつちやつて、米つくつちやつて、よけいできたらど

買つてやるのか、どちらでしょう。

○政府委員(三善信二君) その、いわゆる先生おっしゃいますのは、通称余り米とこう言つてゐるものの処理をどうするかということであらうと思ひます。先ほど大臣も申されましたように、四十九年度はこの予約限度数量というものを昨年の八百五十万トンから八百六十万トンに実はふやしてゐるわけでございます。で、これ配分いたしまして、現実に出来秋にまた調整をいたすこととしております。特に県間の調整で、実は昨年からそういうことを、四十八年度産米から始めたわけでございます。その県間調整の場合に、稲作転換に協力された農家等につきましては優先的にその調整の際に調整をやつてまいりたい、配慮してまいりたいということ、さつき大臣御答弁していただきましたが、実態的にそういうことで対処をいたしていきたいと思つております。

買つてやるのか、どちらでしょう。

○政府委員(三善信二君) その、いわゆる先生おっしゃいますのは、通称余り米とこう言つてゐるものの処理をどうするかということであらうと思ひます。先ほど大臣も申されましたように、四十九年度はこの予約限度数量というものを昨年の八百五十万トンから八百六十万トンに実はふやしてゐるわけでございます。で、これ配分いたしまして、現実に出来秋にまた調整をいたすこととしております。特に県間の調整で、実は昨年からそういうことを、四十八年度産米から始めたわけでございます。その県間調整の場合に、稲作転換に協力された農家等につきましては優先的にその調整の際に調整をやつてまいりたい、配慮してまいりたいということ、さつき大臣御答弁していただきましたが、実態的にそういうことで対処をいたしていきたいと思つております。

うしますか。

○政府委員(松元威雄君) それでは、買入れの前提になります本年の稲作転換と休耕田の関連について御説明申し上げておきますが、御指摘のとおり、稲作の転換目標数というものは、ほととけばできるであろういわば生産量、それから需要量を見込みまして、それからさらに、先ほど食糧庁長官が答弁いたしましたいわゆる在庫の積み増し量というものをきめまして、その結果要調整数量、これは稲作転換と土地改良通年施行、両者で対応するわけですが、それは要調整数量は昨年が二百五十万トンでございましたが、それに對して本年は百三十五万トンということでございまして、百三十五万トンを転作と通年施行で対応してまいり、こういうふうにしておるわけでございます。そういうふうにして、百三十五万トンの内訳でございますが、そのうち百十八万トン相当が稲作転換、それから十七万トン相当が土地改良通年施行と、こうなっておりますわけでございますが、この百十八万相当というのは、結果といたしまして、昨年の転作の実績数量とは同じでございます。したがって、大体その程度はいけるだろう。もちろん休耕田を現在いたしておられますものから米に復帰するものがございまして、私たちがアンケートで調べました結果によりまして、半分強は米に復帰する意向を持っております。しかし他に転作しようという意向もございまして、それとあわせまして全体の要調整数量は七十万トン減少いたしました理由を見合せておいて、休耕田の中で半分以上が復帰するということを見合せておいて、この程度はおおむね達成するといふふうに見込んでおる次第でございます。

○沢田実君 おっしゃることは、この数字が出たもとだからわかるんですよ。大臣、こうでない結果になった場合を、いまそういうことを発表することがあります理由があるならお聞きはしません。要するに、農家の立場に立つて、ばくは確認しておきたいのです。けれども、いまそういうことを農林省が発表するとまずいのだという何かあるんら特別お聞きはしませんが、要するに、このところ大きな政府は政策の転換をしたので、すから、米が余るから農家の諸君、これだけはやめてくれと、そのかわりこれだけ補助金を出しますよと、それをやりますよと。だけれども、できるだけ転換はしてくださいよと。そのとおりいかなかった場合はできた分買戻し、ということではなれば、ばくはならないと思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最初に生産調整をやりますときも、全中の会長との間にそういうことについていろいろ話し合いがありました。先ほどお答えいたしましたように、米の管理の適正な運営というのを考えますと、生産調整をやっておる最中でありまして、その余剰の米につきまして同じ取り扱ひをいたすということはいへんむずかしいことだと思ひます。そのことはよく御理解いただけたらと思ひますが、この当初生産調整を始めて今日までの間に、いわゆる余り米で問題になった例もございせんし、しかも地域によりましては一〇〇%以上の御協力をお願いしておりますので、私どもといたしましては、今回の措置というのはい計算的に見ましてたいへん無理のないところの計画をいたしておりますので、そういう問題は生じないのではないかと、このううふうにご考慮しております。

○沢田実君 それではもう一つお尋ねをしたいのですが、いまの件は、大臣が心配するな、心配ないという結論のようでございますので、それくらいにしておきます。それからもう一つの問題は、麦、大豆、飼料作物の生産振興策ということで、これだけの予算を割られて麦作振興地区というものを指定して二千円出すと、こういうふうになっているわけでございますが、この麦作の振興地区というものの指定は終わったわけですか、それともいつ終わるわけですか。

○政府委員(松元威雄君) 稲作振興地区として、手続として確定いたしますのは、これは予算が通りまして時点でございしますが、その前提といたしまして、昨年から、いわば予備的に指導調査をいたしたわけでございまして、いすれ麦作振興地区に切りかえる予定といたしまして、麦作振興の予定調査地区というのを現在調査をいたしておるのでございます。現在は調査地区のさらに前提になりまして、調査地区の候補地を段階でございまして、したがって、本年じゅうに予定調査地区の実態を洗いまして、それで大体要件に合致するといふものを麦作振興調査地区に指定をいたしまして、そうして予算が通りましたら、正式に麦作振興地区に指定をする、こういう手続になるわけでございます。

○沢田実君 そうすると、現在の予定地はおわかりなわけですが、その予定地で計算をしますと、農林省の目標とはどんな状況ですか。

○政府委員(松元威雄君) 現在の予定調査地区でございしますが、この数量を昨年は把握いたしましたし、それを予算の数字に計上いたしましたわけでございますが、現在さらにその中を精密に洗っておりまして、若干の変動もございしますものですが、計数としてどの程度かということには正確には申し上げかねるわけでございしますが、おおむね麦作振興予定調査地区内におきまして、前年度よりも二割か三割の間ぐらゐの増加分になるものと、このううふうに見込んでおります。

○沢田実君 そうしますと、その予定地は、百二十四億何千の予算で大体間に合う範囲内、あるいは予算が不足なら追加ができるのかどうか。

○政府委員(松元威雄君) 現在、調査した中身を洗っておりまして、その結果は予算の範囲内でおさまるといふ見通しでございます。

○沢田実君 それで一億当たり二千円というものをおきめになった算定の基礎ですが、若干御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) この麦作の生産振興奨励補助金二千円、一部地区が千八百円でございまして、この基本的な考え方、麦作を振興する、いわば麦作振興地区内で反収をあげる、あるいは

また、麦の作付分をふやしていく。そのためにはいろいろななかかり増し経費が要るわけでございます。そのかわり増し経費、これはいろいろな形態がございしますが、それを積み上げまして約二千円というふうな積算をいたしたわけでございます。

○沢田実君 そのときに麦を生産所得補償方式でやるとどのくらいになるというふうな計算をなさいましたか。先ほど大臣が、それでやったのでは、たいへん膨大な予算になるんだというお話がございましたので、農林省としては、麦をこの方式で計算すれば一億何千になるという計算が出てくると思うのですが、幾らになりますか。

○政府委員(松元威雄君) 価格のほうは別途説明があると思いますが、若干先ほど同じ御説明になつて恐縮でございますが、この生産振興奨励補助金というのは、私たちは単なる価格の上積みとでは考えていないわけでございまして、これはあくまでも麦作を振興すると、その場合にいろいろ反収をふやすためには、かかり増し経費がかかりますと、それを積み上げますと、こういう数字になります。もちろんその結果といたしまして、予定どおり農家の方々が反収増加あるいは作付増加に努力していただきますと、その結果所得としてはね返るといふことは当然でございますが、直接的に価格に結びつけて算定をいたしたわけではございません。

○沢田実君 御質問は参考までにこういう計算もしてみませんかということですが、おやりになった計算があるなら教えてくださいということでございます。

○政府委員(三善信二君) 御承知のように、麦の場合には、これはパリティをやっておりますので、生産費所得補償方式で計算したことはございせん。

○沢田実君 いま大臣が、所得補償方式でやったたいへんに金がかかるとおっしゃったから、その大体を——そんなこまかいことは申しません。大体一億このくらいになるんだというものの、見通しぐらゐあるでしょう。あなた方は、何百円違った

からといって文句言わなければなりませんので、その方式でやれば麦はこのぐらになるんだと、しかし、それはいま大臣が言うように財政面でもできないんだと、ただいろんなことを積み重ねて二千円で農家の皆さんにはたくさんつくつてもらおうと思うんだ、こういうことになるんじゃないんですか。二千円出そうと言ったら、大体ここの目標だけ農家がつくるようにしたからそれでいいんだというお話ではなしに、二千円をきめるのいろいろな立場の見方があったら、その一つとして所得補償方式で計算すれば麦の値段は何ぼになるんだと。いまだきなければ後日計算して出していただければありがたいんですが、できますか。

○政府委員(三善信二君) 直接計算はいたしておりませんが、先生御承知のように、小麦についてはこれは四十七年度産の生産費でございしますが、これは六十キログラム当たり五千八十一円に生産費はなっております。それに対して、これは比較論で恐縮でございしますが、四十八年度産の小麦でございしますが、政府の買入れ価格が四千三百四十五円にございまして、それに生産奨励金というのをつけておられます。二百円つけておられますので、大体いまの買入れ価格は生産費に対して七八・九%、約八〇%ぐらいいのパー率になっているというところで、これは一つの比較でございまして、先生おっしゃるように、直接これで計算はいたしておりません。

○沢田実君 そうですと、二千円をプラスして大体所得補償方式で計算すればこんな金額になるであろうというものの八割ぐらいいになるんじゃないかと、こういうふうには理解していいんですか、いまのお話は。

○政府委員(三善信二君) 一俵当たり二千円というのは、先ほど農畜園芸局長が御説明しましたように、これは価格ということではなくて、やはりいろいろの生産するためのかかり増しの経費で、その生産を奨励ということでございまして、直接生産費ということとの関係は、価格と

の関係はないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○沢田実君 そういうことをお聞きしているんじゃないんです。あなたの方にあとから何だかんだ文句言わないから、もつと安心してものを言っていただきたいんです。あとでどう言ったじやないかなって決して言いませんから。要するに、二千円をプラスして——なぜ私がこんなことを申し上げているかと言いますと、大臣の表明の中でいままでの農業とは変わった行き方をするんだという、去年の農産物の価格の問題やら、あるいはまた石油の問題やら、安いものを外国から買えばいいという考えじやないかと、ただ日本でするものはこれは生産しようにないかと、特に食糧に關係するものは国内でつくろうと、こういう基本的な考え方に変わっているわけでしょう。それに、この二千円をプラスするわけにはいらないことが、おそらく農林省で私は議論されたと思う。いまおっしゃったような考え方で二千円はプラスする、それはわかりました、二へんも三へんも言っていただかなくて。だけれども、私は立場を変えて所得補償方式という方式でやれば、大臣は先ほどとても財政で負担できないんだと、こうおっしゃったから、それならそれを計算すれば何ぼになるんだと、それならそれを計算すれば何ぼになるんだと、実際のところ計算はいろいろ計算の方法もあるだろうから、はっきりしないけれども、若干の違ひは文句言わないから、米に準じたようなことをすれば大体これくらいになりますと、そういう、差額が何ぼくらいありますという、そういう一俵当たりの差額を知りたいんだと、ばくは。そうすればあなた、大臣がうちよつとがなばって何とかできるというところもあるのだし、これは基本法ですね——これがいわゆる資本主義経済のきりぎりしはどうか。もう資本主義経済を相当乗り越えてやっているのだから、いまは。そこに政治があり行政があるのだから。ただ経済の自由になかしておいたんじやない国民がたいへんなのでいろいろなことをやっているわけですか

ら、だからこの二千円プラスについても、そういう切りかえをするにはこれだけの金が必要なんだと、だから日本の現財政では無理なんだというところが私はつきりわかればそれ以上言いませんよ。ですからあなた方が計算してこういうものだということが農林省ではおそろしく出ているんだから、そんな隠さずに言ってください。大臣、こんなこと隠さなくたっていいでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が申し上げましたことは麦だけのことでございまして、先ほどのお話は農産物はすべて価格補償をしなけりや増産できないじやないかというお話でございまして、そういうことはたいへんなことであります。そのことを申し上げたわけ、その一つに麦も入るかもしれないんですが、その点だけは誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○沢田実君 麦が一番その中に入るわけですよ。輸入したほうがいいものはそんなこと言いません、ばくも。日本でぜひつくろうと、これだけはずと自給率を上げようというものが幾つかあるはずですよ。それが農林省でも麦であり大豆である、あるいは飼料作物も何ぼかはしたいと、こう言つてこの政策を出したんですから、百何十億の子算も出したんですから。ですから、この二千円を計算するには相当の議論があつたでしょう。だからこういうことでの立場では、あなたが、おっしゃったようなことでは二千円だと、だけれども、所得補償方式でいくと三千円になるのか五千円になるのか、プラスする金額が何ぼになるのか、わからなかつたらいいまでもつけようだからあとで教えていただければやめますから。

○政府委員(三善信二君) ちよつと先生、こういうことを言わしていただいたで恐縮かもしれませんが、けれど、実は麦に、小麦につきましても御承知のように、大体主食用として四百十万吨ないし二十万吨輸入しているわけにございまして。国内で麦、小麦その他大麦等も含めまして生産奨励対策をやつておりますのは、何もこれを全体の輸入量をカバーするという意味ではございませんで、その

の辺のところはひとつ御理解を願いたいというのが一つでございませう。

それからもう一つ比較として申し上げてみたいと思ひますのは、現在の御承知のように小麦の輸入価格というのは、国際需給の逼迫というふうなことも昨年来ございまして、非常に高くなつております。大体トン当たり八万円ぐらいいになっておりますが、まだ国内の買入れ価格あるいは奨励金、そういうのをつきますと相当、十万円以上になつていくというふうな、一つの比較としてこれは御参考のために申し上げておきたいと思ひますが、この麦につきまして御承知のようにパリテイ方式でいま麦の生産者価格をきめているわけですが、これに、麦につきまして生産費所得補償方式というふうなことをやること自体がなかなかむずかしい問題がある。それは非常に麦の生産は少なくなつてきておりますし、あるいは麦の全体の農産物の中に占める国内生産のシェアと申しますか、非常に激減をしているというふうなことで、あるいは麦作の経営につきましてもこれは統計調査部で生産費調査の一応はやつておりますが、そのサンプルというものは全国的に非常にばらつきが多いわけにございまして、そういういろいろな問題もございまして麦は従来からパリテイ方式で買入れ価格をはじいていくというわけにございまして、そういうことで、私どもとしましては、麦につきまして生産費所得補償方式で今後この買入れ価格をきめようという問題は考えておりませんが、先生御指摘のように大体でもいいから計算したらどうなるかというところでございまして、それは多少時間がかかりますけれども、私ども大胆にそういう計算をして、資料ができましたら先生にお見せしたい、こう思ひます。

○沢田実君 大臣ね、繰り返すようですが、局長の答弁というのは現在の体制内における自分たちの考えでものを言つていますので、そうじやなしに私は発想の転換という、総理も言つたように、いままでと同じ考えではなしに、大臣もこれだけのことをおっしゃったのだから、そのためにはい

ままでの方法じゃなしにもつと考えることができないか。だから、せめて米だけじゃない、麦も米と同じにできないのかというのを大臣にお尋ねしているわけですよ。大臣が、米もそんな麦も一緒にやろうというのなら、農家は絶対それはつくりません、安いかからつくらないんだから。あんな地域全国のバラつきがある、そんなこと米だつて同じことだよ。麦だけの話じゃないよ。いまつくらなくなったというのは安いかからつくらないんだよ。それをどこまで上げればいいのか。午前中米価格の問題だと言っておりますが、そこでいまの政府の考えは、要するに海外に安いものがあれば買ってこよう、という考えでしょう。しかし、米は海外に安いものがあつてもこれはもう買つてこないで、輸入はしないでも国内でつくろうという考えでしょう。米はそう踏み切つていくわけじゃないのかというのがよくの考えなんだ。大臣は、ただこう言つただけで、それはいままでと変わりのないぞと、二千円出してちよつとつくつてくれりゃいいんだと、こういう程度のお考えなのか、麦もそこまで入れてもう一歩前進しようというお考えなのか、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) たいへん大事なことだと思ひますが、生産奨励金を二千円という計算を出すことに對してかなり農家の方々でも共鳴していただいております。現にうち植えつけが済んでおるわけでありまして、大体予定の面積は植えつけが済んでおるようであります。そういうことでございますので、私もいささかではありますが、研究は、続けて研究はいろいろいたしますが、当面バリエーション計算でいままでも麦を計算いたしておりますが、御存じのように、何しろ麦につきましましては、いまは非常に零細でありまして、たぶん二十三アールちよつとぐらゐ平均ではないかと思つております。したがつて、これをどのようを増産していくかということについては、なお研究問題であります。当面はいままでの計算方式でやつてまいらうと思ひます。

○沢田実君 それからこの県別の予想面積、これはございませうか。あとでいだけますか。というのは、二千円、今度こういうのもらえらるぞということが、農林省でおつしやつたことが農家のすみずみまで伝わつたのかどうかということ、それから東北あたりのものでございませうか。どの辺の地域まで地域として指定されるのかどうか。どの辺の聞きたいもので、できれば県別の予定地域等も教えていただければと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) 先ほど申し上げましたが、実はこの麦作生産振興補助金は四十九年度からでございますが、麦はその前に植えるものでございまして、事前に指導調査をいたしたわけでございます。そこで御案内のとおり十一月ごろになりますと、ある程度めどがつくものでございまして、それから、当時予定調査地区として県から報告のあつてきたものを現在ずつと詰めております。もうございまして、荒っぽいものはございまして、けれども、中身によりましてかなりいゝわけだからと申します。その麦作振興地区というのは、いさしくも麦をつくつておるばかりではございせん、一定のある農協の区域帯に一定の面積という点もございまして、それからまた意欲なり今後の増産見込みというものもございまして、その辺を吟味いたしますと、最初にこの調査が若干狂つてくる事情もございまして、それから、もう少し詰めた段階で御説明申し上げたいと思ひます。

○沢田実君 午前中米の質問で大臣がよくおつしやいましたのは、基盤整備等、あるいは構造改善等、そういうことが非常に大事なんだという答弁がございました。そこで、土地改良といひますか、農村の基盤整備というものは国でもたいへん金をかけてやつておりますし、これを受けたほうの農家も一つの、戦後できた農地法ができたときの革命にも次ぐような一種の革命じゃ

ないかというほどの私は感じを受けております。で、私も東北の一山村に生まれて育つたわけでございますが、いま土地改良が行なわれて、昔魚釣りをした小川もなくなつてしまつておりますし、全く土地が変わつてしまつております。ところが、農村の人たちは、もと自分たちがつくつておつたところをまたつくりたい、こういう希望がありまして、どこでも基盤整備したあとの土地の何といひますか、おれがこつちだ、あれがこつちだといひて、また上になつた人たちが適当にやるといふやうなことで争ひが起きたり、いろいろなことをやつておる。これは御承知のとおりです。そこで私は、これはこれなりにやはり一つの大きな農村にとつてはほんとうに革命、という表現が適當かどうかかわりませんが、たいへんな土地に對する考え方の変りやうなものです。前もつて農民に對する意識革命の教育といひますが、そういうことが非常に必要じゃないかということ、農村に行つてみてしみて思ふわけです。

それで、いくら基盤を整備しても、三反歩ぐらゐの一枚のたんぼにしても、一ヘクタールずつ持つておる農家の人たちがみんな自分で同じように機械を買つて、みな同じことをやつておるわけですよ。そして一カ所にしないで、あつちになつて、こつちになつてやつておるわけですよ。何のための基盤整備かわからぬやうなことをやつておる。だから私は、せつかく金をかけてやるなら、もう少し意識革命ができるやうな指導も行ないやつやうな方法がないのか。

私の生まれた村落は十六戸でございまして、十六ヘクタール。十六ヘクタールで十六戸ですから、二人か三人で十分にできるんです。大型機械を持つてそれをやれば、あとの人たちは全部手がすくんです。まあ手をすかしても行つて働くところがありませうから、その簡単にはまいりませんが、それはまた別問題として、そういうやうな方向で共同耕作ができれば、これはもつともつと合理化できます。それが幾ら農家の青年にも話してみても、やはり昔からの自分のたんぼということにこ

だわつております。若い人たちがそのつもりになつても年寄りはなかなかそれに従えないやうな問題があります。それで私は、先ほど来大臣がおつしやつておる基盤整備が大事なんだ、形の上のたんぼをきちんとする、それは必要であります。農家の人たちの考え方もう少し一緒に指導して、それで大型の機械でせつかく基盤整備のできたところは共同耕作ができるやうな、あるいは二人や三人でそのぐらゐのものはできるやうな、それで農村の余つた力をもつと活用できるやうな方向への指導が必要ではないか。こんなふうにしみて思つておるんですが、そんなことについて大臣の所見を伺つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど規模拡大のお話を申し上げましたが、ただいま沢田さんのおつしやること全く御同感でございます。そういう方向、ことに意識の転換といひますが、そういうことの指導はたいへん大事なことで思つております。で、規模を大きくすることによつて生産の選択的拡大、それから生産性の向上、そういうことを期待いたすわけでありまして、いまお話のございましたやうな地方の農村の若者たちが喜んでこの生産のなない手になつてもらうやうにいたすためには、やはり技術経営の農家の育成と、それからこれを中核といたします兼業農家も含めた集団的な生産組織の育成をはかつていくことが必要だと思ひますが、ただいまお話のやうなことにつきましては、これは私も将来の農業を考えましていろいろなことをやつておるわけでありまして、いまお話のやうに、持つておる十六軒の人たちが十六ヘクタール。こういうやうなことにつきまして、どちらでもそうでございまして、地方の方々は先祖代々の土地に愛着をお持ちだ、そういうことをどうして意識を新たにして協力していただくかということのために、まあ一つは農業委員会による農地移動の適正化をはかる仕事がございます。それから先ほどお話し申し上げましたやうな農地保有合理化法人による農用地、それから開発用

種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項において準用する第五十五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなればならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 政令で定めるところより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごと及び当該区域に属する漁業者の区域ごとの漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項において準用する第五十五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなればならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4 第五十五条の二第二項ただし書の規定は前三項の規定による共済契約の締結の申込みについて、同条第二項から第四項までの規定は第二項又は前項の規定による特定第二号漁業者又は特定第三号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

第九十九条第二項中「前条第一項」を「第九十八条第一項」に改め、「区域ごと」の下に「及び区分ごと」を加える。

第一百零一条第一項中「団体」を「組合員」に、「その構成員」を「同号口に規定する中小漁業者」に改め、「（以下この項において「近似被共済資格者」という。）」を削り、「こえない」を「超えない」

に、「又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様」を「の営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類（第四十四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第五十五条第一項第一号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する中小漁業者のすべての営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類。第六十三条第一項及び第二項において同じ。）に改め、「（以下「限度額率」という。）」を削る。

第一百零二条第一項中「被共済資格者に係る限度額率」を「又は種類」に改め、同条第二項中「限度額率」を「又は種類」に改める。

第一百零三条第一項中「団体」を「組合員」に、「その構成員」を「同号口に規定する中小漁業者」に改め、「この項の下に「及び次項」を加え、「その金額の共済限度額に対する割合」を「当該被共済者が営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項と「同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令で定める漁業の種類又は種類に係る種目の漁獲共済であつて、被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない場合における共済金の支払に

関し農林省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が営む当該漁業の属する漁業の種類又は種類に係る同項の農林省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第一百零六条第一項第二号口中「第九十八条第三項」を「第九十八条第二項」に改める。
第一百零八条第二項を削り、同条第三項中「及び養殖施設」及び「及び附加する養殖施設」を削り、

同項を同条第二項とし、同条第四項第三号中「及び養殖施設」及び「及び附加する養殖施設」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 養殖施設については、養殖水産動植物につき前三項の要件を満たして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができ養殖施設（以下「共済目的施設」という。）で当該養殖水産動植物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該養殖施設において当該共済責任期間中に付加する共済目的施設で当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加される前三項の養殖水産動植物を含む。）の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とするものとすることを約するに限り、組合とその者の間に共済契約を締結することができる。

第一百零三条第二項中「盗難による損害」の下に「、異常な赤潮による損害」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、異常な赤潮による損害については、農林省令で定める水域において営む養殖業で農林省令で定めるものに係る養殖共済の共済契約の特約がある場合は、この限りでない。

第一百零四条第一項を次のように改める。
養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責を負わな

い損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に養殖業の種類に応じて政令で定める割合を乗じて得た数量である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的に

ついての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第一百零二条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農

林省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

第一百零六条に次の一号を加える。
五 会員が、第四十七條において準用する第八十六條前段の規定による指示に従わなかつたとき。

第一百零七條中「第八十三條」の下に「、第八十六條」を加える。
第六章の章名を次のように改める。

第六章 国の助成等
第九十五條第一項中「当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分」の下に「（第九十三條第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。
第九十五條の二 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第九十三條第二項ただし書に規定する特約がある養殖共済の共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものの一部を補助するものとする。

2 第九十三條第二項ただし書の農林省令で定める水域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体は、当該水域において営む養殖業で同項ただし書の農林省令で定めるものに係る養殖共済の共済契約で同項ただし書に規定する特約があるものを締結している者に對し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るもの（前項の規定による補助に係る部分を除く。）について財政上の援助に努めるものとする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による共済契約者に対する補助金について準用する。
第九十六條第一項中「前条第一項」を「第九十五條第一項及び前条第一項」に改める。
附則第二條の次に次の十六條を加える。
（特定養殖共済の実施）

第二条の二 組合は、当分の間、第七十七条各号に掲げる種類の漁業共済事業のほか、中小漁業者の営む養殖業における経営事情その他の事情の推移に即応する漁業災害補償の制度の確立に資するため、農林大臣の認可を受けて、漁業共済事業として試験的に政令で定める種類の養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき特定養殖共済を行うことができる。

2 組合は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする特定養殖共済事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 特定養殖共済に係る特定養殖業の種類
二 特定養殖共済の実施地域及び事業規模
3 組合は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 第一項の認可は、全国を通ずる特定養殖業に係る生産事情及び漁業被害の発生状況に照らし組合が行う特定養殖共済が第一項に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行われることを旨としてしなければならない。

5 第一項の認可を受けた組合（以下「認可組合」という。）は、その事業計画に従って特定養殖共済を行わなければならない。

（事業計画の変更）
第二条の三 認可組合は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

（認可の取消）
第二条の四 農林大臣は、認可組合が特定養殖共済に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は共済規定に違反したときは、附則第二条の二第一項の認可を取り消すことができる。

（特定養殖共済の内容）
第二条の五 特定養殖共済は、被共済者又はその構成員の営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通ずる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（被共済者の資格）
第二条の六 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 認可組合の組合員で当該特定養殖業を営むもの
二 農林省令で定める特定養殖業にあつては、認可組合の組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の全員が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つて規約を定めている場合における組合員に限る。）

三 前号の農林省令で定める特定養殖業以外の特定養殖業にあつては、認可組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者で当該特定養殖業を営むもの
（共済契約の締結の制限）
第二条の七 第六十六條第一項第一号、第二号イ若しくは第三号に掲げる者で特定養殖業に係る養殖共済の共済契約を締結しているもの又は同項第二号ロに掲げる団体で当該共済契約を締結しているものの構成員（これらの者が前条第二号に規定する中小漁業者に該当し、かつ、当該特定養殖業が同号の農林省令で定める特定養殖業である場合における同号に掲げる組合員を含む。）は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約を締結することができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約を締結している者（その者が前条第一号又は第三号に掲げる者である場合におけるその者をその構成員の全部又は一部とする第六十六條第一項第二号ロに掲げる団体及びその者が前条第二号に掲げる者である場合における同号に規定する中小漁業者をその構成員の全部又は一部とする同項第二号ロに掲げる団体を含む。）は、当該特定養殖共済の対象とする特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る他の特定養殖共済の共済契約を締結することができない。

第二条の八 附則第二条の六第三号に掲げる者からの特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みが農林省令で定める要件に該当する場合でなければ、認可組合は、その者と当該特定養殖共済に係る共済契約を締結することができない。

（共済金額）
第二条の九 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

（共済限度額）
第二条の十 前条の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額（被共済資格者が附則第二条の六第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額の合計額）を基準として認可組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該被共済資格者（その者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべて）の営む特定養殖業の種類に応じ農林省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い認可組合が認定する金額によるものとする。

（純共済掛金率）
第二条の十一 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、認可組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じ危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

（共済金）
第二条の十二 特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額（被共済者が附則第二条の六第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量）が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量）を基準として認可組合が定める基準生産数量に達し

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い認可組合が認定する金額によるものとする。

（純共済掛金率）
第二条の十一 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、認可組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じ危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

（共済金）
第二条の十二 特定養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額（被共済者が附則第二条の六第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合において、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産数量の合計数量）が政令で定めるところにより当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量の合計数量）を基準として認可組合が定める基準生産数量に達し

ないときに支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額を差し引いて得た金額に、当該被共済者（その者が同号に掲げる組員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべて）の営む当該特定養殖業の種類に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 附則第二条の十第二項の規定は、前項の生産金額について準用する。

（共済契約の成立等に関する規定の適用等）
第二条の十三 組合が附則第二条の二第一項の認可を受けて特定養殖共済を行う場合における第八十条第一項及び第二項、第八十二条第二項及び第三項、第八十五条並びに第九十一条第四項の規定の適用については、第八十条第一項中「漁具」とあるのは「漁具ごと、特定養殖共済にあつては附則第二条の二第一項の政令で定める種類の養殖業（以下第四章の二までにおいて「特定養殖業」という。）の種類ごと」と、同条第二項中「又は同条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約」とあるのは「同条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約又は特定養殖共済に係る共済契約（農林省令で定めるものに限る。）」と、第八十二条第二項中「又は養殖共済」とあるのは「養殖共済又は特定養殖共済」と、同条第三項中「又は第九十五条の二第一項」とあるのは「第九十五条の二第一項又は附則第二条の十六第一項」と、第八十五条第一項中「その構成員」とあるのは「その構成員、附則第二条の六第二号に掲げる組員にあつては同号に規定する中小漁業者」と、漁具につき」とあるのは「漁具、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物につき」と、同条第二項中「漁獲共済」とあるのは「漁獲共済又は特定養殖共済」と、同号ロに規定する中小漁業者」とあるのは「同号ロに規定する中小漁業者、附則第二条の六第二号に掲

げる組員にあつては同号に規定する中小漁業者」と、「漁獲努力」とあるのは「努力」と、第九十一条第四項中「その構成員」とあるのは「その構成員、附則第二条の六第二号に掲げる組員にあつては同号に規定する中小漁業者」とする。

2 第五十五条第二項の規定は、特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者について準用する。

3 第七十七条及び第九十九条第一項の規定は、特定養殖共済について準用する。この場合において、第七十七条及び第九十九条第一項中「養殖業」とあるのは、「特定養殖業」と読み替へるものとする。

（特定養殖共済に係る漁業再共済事業）
第二条の十四 連合会は、当分の間、第三十八條に規定する漁業再共済事業のほか、農林大臣の認可を受けて、漁業再共済事業として認可組合が特定養殖共済によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業を行うことができ

る。

2 附則第二条の四の規定は、前項の認可の取消しについて準用する。

3 連合会が第一項の認可を受けて特定養殖共済に係る漁業再共済事業を行う場合における第四十条第一号、第四十一条第一号及び第四十三条第一号の規定の適用については、第四十三条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」と、同号イ中「養殖業」とあるのは「養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業」と、第四十一条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」と、第四十三条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」と、第九十九条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」とする。

（特定養殖共済に係る漁業共済保険事業）
第二条の十五 政府は、当分の間、第四十七條

の二に規定する漁業共済保険事業のほか、漁業共済保険事業として連合会が特定養殖共済に係る漁業再共済事業によつて認可組合に対して負う再共済責任を再共済する事業を行うことができ

る。

2 政府が前項に規定する漁業共済保険事業を行う場合における第四十七條の三、第四十七條の六及び第四十七條の八第一項の規定の適用については、第四十七條の三第一項中「又は養殖共済」とあるのは「養殖共済又は特定養殖共済」と、同条第二項中「養殖業」とあるのは「養殖業の種類、特定養殖共済に係るものにあつては特定養殖業」と、第四十七條の六及び第四十七條の八第一項中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済又は特定養殖共済」と、第九十九条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」と、第九十九条第一号中「及び養殖共済」とあるのは「養殖共済及び特定養殖共済」とする。

5 第九十九条第一号の規定は、第一項の規定による補助金について準用する。この場合において、同条第一項中「第九十九条第一項及び前条第一項」とあるのは、「附則第二条の十六第一項」

と読み替へるものとする。

（報告の徴収）
第二条の十七 農林大臣は、特定養殖共済に係る漁業共済事業又は漁業再共済事業の実施状況を明らかにするため必要があると認めるときは、認可組合又は連合会から報告を徴収することができる。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第八十二条第二項及び第三項の改正規定、第九十二条改正規定、第六章の章名の改正規定、第九十五条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第九十六条第一項の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）
第二条 改正後の漁業災害補償法（以下「新法」という。）第二百三十三條第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が前条ただし書に規定する改正規定の施行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同条ただし書に規定する改正規定の施行の日以前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

第三条 新法第八十五条、第九十条第一項及び第九十一条第四項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

2 新法第五十五条第一項第一号ロ、第九十五条の二、第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第九十九条第二項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に

ついて準用する。

ついで適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

3 新法第百八条及び第百二十四条第一項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第四條 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三條ノ三中「同法第百九十五條第二項」の漁業災害補償法第百一條第一項(事務の委託)の委託に関する文書又は同法第百七十六條第一号(業務)に定める資金の貸付け若しくは同条第二号(業務)に定める債務の保証に係る消費貸借に関する契約書(漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。)

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第一條 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「行なう」を「行う」に、「施設資金」を「施設資金等」に、「利子補給の措置」を「利子補給等の措置」に改める。

下(同法第百九十五條の二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)を加える。

第五條 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第三條ノ三中「ノ規定ニ依ル一般會計ヨリ」を「及附則第二條の十六第二項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリ」に改め、「同法第百九十六條第二項」の下に「(同法附則第二條の十六第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第六條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

漁業共済組合若しくはその組合員又は漁業共済組合連合会

以下)を「三千トン以下」に改め、同項第五号中「四十人以下」を「百人以下」に改め、同条第二項第一号中「水産業協同組合法」の下に「(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「及び漁具」を「漁具」に改め、「造成又は取得に要するもの」の下に「及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するもの」を加え、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「四千万円」を「一億二千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改める。

第五條の次に次の二條を加える。

第六條 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を行う

漁業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として行うのに要する経費の一部を補助することができ。

(納付金)

第七條 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一 解散した場合 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第六十二條第一項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額

二 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済(当該基金をもつて行つたものに限る。)によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額(その金額のうち中小漁業融資保証法第七十四條の規定により政府へ納付すべき納付金の額が含まれている場合は、その納付金の額を控除した残額)の合計額

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四條」を「第四十四條の三」に、「第四章 罰則(第七十九條 第八十一條)」を

「第四章 中央漁業信用基金」
第一節 通則(第七十九條 第八十七條)
第二節 設立(第八十八條 第九十三條)
第三節 管理(第九十四條 第九十五條)
第四節 業務(第九十六條 第九十四條)
第五節 財務及び會計(第九十五條 第一百零一條)
第六節 監督(第一百零二條 第一百零七條)
第七節 補助(第一百零八條 第一百零九條)
第八章 罰則(第一百一十條 第一百三十一條)

第二十三條)に改める。

第一條中「中小漁業者の漁業経営」を「中小漁業者等の漁業経営等」に、「貸付」を「貸付け等」に、「且つ」を「かつ」に、「確立し」を「確立するとともに、その健全かつ円滑な運営に資するための措置を講じ」に改める。

第二條第一項中「中小漁業者」を「中小漁業者等」に、「左に」を「次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
二 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)

であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二條第一項に規定する漁船をいう。)の合計総トン数が三千トン以下であるもの

三 水産加工工業を営む個人
四 水産加工工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)

であつてその常時使用する従業者の数が百人以下であるもの

五 水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七條第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会(以下「信用漁業協同組合連合会」といふ。))並びに同法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工工業協同組合連合会(以下「信用水産加工工業協同組合連合会」といふ。))を除く。

第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行、信用金庫」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）第二第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。

第四十条を次のように改める。

（業務）

第四十条 協会は、次の業務を行う。

一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

イ 漁業近代化資金

ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

第十條第一項中「左に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの」を「協会の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等（漁業を営む個人又は漁業に従事する個人にあつては、その漁業を営み又は漁業に従事する日数が一年を通じて九十日以上であるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第三号中「漁業協同組合連合会」の下に「信用漁業協同組合連合会を除く。」を加え、同項第四号中「前項第四号及び第五号」を「一年を通じて九十日以上特定漁業を営む個人及び第二條第一項第二号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 協会は、前二項に規定する者のほか、協会が

保証契約を結んでいる金融機関であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者とすることができる。

第十七條第一項第一号中「当該会員」の下に「（当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 削除

第十八條第二項中「当該会員」の下に「（当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。）」を加え、「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「代つて」を「代わつて」に、「私展」を「私戻し」に改める。

第二十條第十号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第二十一條第一号中「借入金金」を「借入金等」に、「用途」を「種類」に改め、同条第五号中「借入」を「借入等」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 保証債務の弁済に充てるための基金及び第四十三條の二第二項の資金の管理方法

第二十四條の見出し中「選挙及び委嘱」を「選挙等」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に、「選挙する」を「選挙し、又は選任する」に改め、同条第四項中「選挙される」を「選挙され又は選任される」に、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「こゝては」を「超えては」に改める。

第四十二條を削り、第四十三條を第四十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

（基金）

第四十三條 協会は、第十一條の規定による出資金、第四十四條第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方

法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき政府から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四條の規定による政府への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

一 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行又は信用金庫への預金又は金銭信託

二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（中央漁業信用基金からの借入金）

第四十三條の二 協会は、第六十六條第二号に規定する資金に係る中央漁業信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るものの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第四十四條第二項中「前項」を「第一項」に、「損失のてん補に充てる」を「前項の」に、「取りくずして」を「取り崩して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

第二章第三節第四十四條の次に次の二條を加

（経理の区分）

第四十四條の二 第四條第一号イ及びロに掲げる

資金に係る債務の保証の業務を行う協会は、主務省令の定めるところにより、同号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務と同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならない。

（財務及び会計についての主務省令への委任）
第四十四條の三 第四十三條から前条までに規定するもののほか、協会がその財務及び会計を適正に処理するために従わなければならない準則は、主務省令で定める。

第四十五條中「掲げる者（地方公共団体を含む。）」を「規定する者」に改める。

第六十五條中「以下」の下に「この条及び次条第二項において」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 削除

第七十條第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「こゝに」を「超えない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「百分の七十」の下に「（公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金（以下「公害防止資金」という。）に係る保険関係にあつては、百分の八十）」を、「百分の五十」の下に「（公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「借入金」を「借入金等」に、「代つて」を「代わつて」に改め、「弁済」の下に「（手形の割引の場合には、支払。以下この章において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」を「漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含む。一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）による」に、「借入金につき」を「借入金等につき」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

「前二項」に、「借入金」を「借入金等」に、「代つて」を「代わつて」に改め、「弁済」の下に「（手形の割引の場合には、支払。以下この章において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」を「漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含む。一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）による」に、「借入金につき」を「借入金等につき」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

（経理の区分）

第四十四條の二 第四條第一号イ及びロに掲げる

政府は、会計年度の半期ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含み、一の借入れに係る借入金額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。）による債務の保証をすることにより、その協会が借入金（手形の割引の場合には、手形債務）及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る。）で政令で定めるもの（以下「借入金等」という。）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第七十二条第一項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基づいて」を「基づいて」「代つて」を「代わつて」に、「借入金」を「借入金等」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「借入金の外利息」を「借入金等のほか第七十条第一項の政令で定める利息以外の利息」に、「借入金の額」を「借入金等の額」に改める。

第七十四条中「借入金」を「借入金等」に、「利息」を「第七十条第一項の政令で定める利息以外の利息」に改める。

第七十五条中「第七十条第一項」の下に「又は第二項を加え、」を「基づき」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第七十六条中「基づく」を「基づく」に改め、「第七十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改め、「支払わず、」の下に「若しくは」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（災害資金に関する特例）

第七十六条の二 第七十条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金に係る保険関係を除く。）であつて、次に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証

に係るものについての同条第四項の規定の適用については、同項中「百分の七十（公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金（以下「公害防止資金」という。）に係る保険関係にあつては、百分の八十）」とあるのは「百分の八十」と、「百分の五十（公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十）」とあるのは「百分の六十」とする。

一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものの

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

第七十七条第一項中「第七十条第一項」を「第七十条第二項」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七十八条第二項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

「第四章 罰則」を削る。

第八十一条中「第七十条第二項」の下に「又は第八十五条第二項」を加え、同条を第百三十一条とする。

第八十条中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は中央基金の役員」に改め、同条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同条第二号中「第八十一条」の下に「又は第八十六条第一項」を加え、「基づく」を「基づく」に改め、同条第三号中「基き協会」を「基き協会又は中央基金」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第四十三条又は第四十三條の二第一項の規定に違反して資金を管理したとき。

第八十条第九号中「の規定に違反した」を「第一項若しくは第三項、第四十四條の二、第百九条又は第百二十一条の規定に違反する経理をした」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第百三十条とする。

十六 第百二十条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

十七 第百二十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第七十九条第一項中「第六十五条」及び「第六十六条」の下に「若しくは第百二十五条第一項」を加え、「三万円以下」を「五万円以下」に改め、同条第二項中「協会又は受託者の」を「協会若しくは中央基金又は受託者（協会又は中央基金から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）の」に、「協会の」を「協会若しくは中央基金の」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「その協会又は」を「その協会若しくは中央基金又は」に改め、同条を第百二十九条とし、同条の前に次の章名を付する。

第六章 罰則

第三章の次に次の二章を加える。

第四章 中央漁業信用基金

第一節 通則

（目的）

第七十九条 中央漁業信用基金は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等に係る貸付け等につき保険を行うとともに、協会に対してその行う債務の保証の業務に必要な資金を融通することにより、漁業近代化資金等の円滑な融通を図ることを目的とする。

（法人格）

第八十条 中央漁業信用基金（以下「中央基金」という。）は、法人とする。

（数）

第八十一条 中央基金は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第八十二条 中央基金の資本金は、その設立に際

し、政府及び協会、農林中央金庫その他の政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 中央基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、中央基金に出資することができる。

4 協会及び農林中央金庫は、それぞれ、第四条及び農林中央金庫法第十六條の規定にかかわらず、中央基金に出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第八十三条 中央基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 中央基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第八十四条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて中央基金その他の第三者に対抗することができない。

（名称）

第八十五条 中央基金は、その名称中に中央漁業信用基金という文字を用いなければならない。

2 中央基金でない者は、その名称中に中央漁業信用基金という文字を用いてはならない。

（登記）

第八十六条 中央基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第八十七条 民法第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、中央基金について準用する。

第二節 設立

（発起人）

第八十八条 中央基金を設立するには、水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が發起人とならなければならない。

2 發起人は定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し中央基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(設立の認可)

第八十九条 發起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設定の認可を申請しなければならない。

第九十条 主務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、中小漁業の振興に寄与することが確実であると認められること。

第九十一条 主務大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、發起人が推薦した者のうちから、中央基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、中央基金の成立の時に於いて、第九十七条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第九十二条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、發起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及

び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第九十三条 中央基金の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 中央基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第九十四条 中央基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する規定

五 役員に関する規定

六 評議員会に関する規定

七 業務及びその執行に関する規定

八 財務及び会計に関する規定

九 定款の変更に関する規定

十 公告の方法

2 中央基金の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第九十五条 中央基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 中央基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九十六条 理事長は、中央基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して中央基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、中央基金の業務を監査する。
(役員の任命)

第九十七条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事長は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第九十八条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第九十九条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第一百条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第一百一条 役員(非常勤の理事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第一百二条 中央基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が中央基金を代表する。

(評議員会)
第一百三条 中央基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

3 評議員は、水産業及び金融について学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第一百四条 中央基金の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員の公務員たる性質)
第一百五条 中央基金の役員及び職員は、刑法その係の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第一百六条 中央基金は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 融資保険(第九十九条から第一百十四条までの規定による保険をいう。以下同じ。)

二 協会の漁業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
(業務の委託)
第一百七条 中央基金は、主務大臣の認可を受けて、その業務(前条第一号の業務を除く。)の一部を農林中央金庫に委託することができる。

2 農林中央金庫は、農林中央金庫法第十六条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。
(業務方法書)
第一百八条 中央基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 保険関係が成立する貸付け等の範囲、保険事故、保険金額の保険価額に対する割合、保険料、保険金、回収金の納付その他融資保険に関する事項
二 貸付金の使途、利率、償還期限、金額の限

第八部 農林水産委員会会議録第六号 昭和四十九年二月十九日 【参議院】

度 償還方法その他第六号第二号の貸付けに關する事項

三 業務の委託に關する事項

(保險契約)

第九号 中央基金は、事業年度の半期ごとに、農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が漁業近代化資金等に係る貸付け又は手形の割引(以下「貸付け等」という。)をしたことを中央基金に通知することにより、その貸付けの額及びその手形の割引に係る手形金額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付け等につき、中央基金と農林中央金庫との間に保險關係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の規定は、漁業近代化資金等に係る貸付け等につき協定による債務の保証が行われる場合における当該貸付け等については適用しない。

3 第一項の保險關係においては、貸付け(手形の割引の場合には、手形の割引により融通した資金。以下同じ。)の額を保險価額とし、并清期(手形の割引の場合には、手形の満期)後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付けの全部又は一部の回収未済を保險事故とし、保險価額に百分の七十を乗じて得た金額を保險金額とする。

(保險料)

第十号 保險料の額は、保險金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保險金)

第十一号 中央基金が第九号第一項の保險關係に基づいて支払うべき保險金の額は、同条第三項の回収未済の貸付けの額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付けの額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第十二号 農林中央金庫は、第九号第一項の保險關係が成立した貸付け等について、貸付けの回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第十三号 農林中央金庫は、保險金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付けの額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保險金の額の当該保險金に係る第九号第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を中央基金に納付しなければならない。

(準用)

第十四号 第七十三号及び第七十六号の規定は、第九号第一項の保險關係について準用する。この場合において、第七十六号中「第七十号第一項」と「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第十五号 中央基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第十六号 中央基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

(財務諸表)

第十七号 中央基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 中央基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第十八号 中央基金は、第十六号の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に關する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(資金等)

第十九号 中央基金は、融資保險の事業に關して、保險資金を設け、政府及び政府以外の者が保險資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 中央基金は、第六号第二号の貸付けの事業に關して、融資資金を設け、政府及び政府以外の者が融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 中央基金は、主務省令の定めるところにより、融資保險の事業と第六号第二号の貸付けの事業とを区分して経理しなければならない。

(責任準備金)

第二十号 中央基金は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十一号 中央基金は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をてん補し、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 中央基金は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額を損失の繰越しとして整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十二号 中央基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様

とする。

(財務及び会計についての主務省令への委任)

第二十三号 この節に規定するもののほか、中央基金の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第二十四号 中央基金は、主務大臣が監督する。主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央基金に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第二十五号 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央基金若しくは中央基金から業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)に対しその業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に中央基金若しくは受託者の事務所に入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第二十六号 中央基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下

「出資額」という。）
3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第二百二十七条 中央基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。
2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。
3 前二項に規定するもののほか、中央基金の解散については、別に法律で定める。

第五章 雑則

(主務大臣等)

第二百二十八条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第六十五条、第六十六条及び第二百二十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。
2 第二章に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中漁業近代化資金助成法第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の中小漁業融資保証法(以下「旧法」という。)第四条の規定により漁業信用基金協会(以下「協会」という。)が行っている債務の保証の業務は、改正後の中小漁業融資保証法(以下「新法」という。)第四十四条の二の規定の適用については、新法第四十四条第一号に掲げる資金に係る債務の保証の業務とみなす。

第三条 この法律の施行前に成立している旧法第七十条第一項の保険関係については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七十条第一項の規定により政府と協会との間に締結されている保険契約については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現にその名称中に中央漁業信用基金という文字を用いている者については、新法第八十五条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六日間は、適用しない。

第七条 中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)の最初の事業年度は、新法第一百五十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 中央基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「中央基金の成立後遅滞なく」とする。

3 中央基金の最初の事業年度に係る新法第九十九条第一項の保険契約については、同項中「事業年度の半期ごと」とあるのは、「最初の事業年度について」とする。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「開拓融資保証協会」の下に「中央漁業信用基金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第九号を次のように改める。

九 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第二章

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業信用基金協会」の下に「中央漁業信用基金」を加える。

中央漁業信用基金

中小漁業融資保証法

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

中央漁業信用基金

中小漁業融資保証法

(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

中央漁業信用基金

中小漁業融資保証法

(大蔵省設置法の一部改正)

第十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「漁業信用基金協会」の下に「中央漁業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十五条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「及び中央漁業信用基金」を加える。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

別表第二第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

別表第二中地方道路公社の項の次に次のように加える。

附則第二項中「二十年」を「三十年」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条」を「第六十六条の二」に改める。

第二十二條第二項に次の一号を加える。

三 その者が短期被用者年金期間(農業者年金の被保険者が国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合

合（その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間（以下「保険料納付済期間等」という。）が十五年以上）に、「必要な保険料納付済期間」を「必要な保険料納付済期間等」に改め、同条第四項中「次条」を「第二十七条」に、「保険料納付済期間」を「保険料納付済期間等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十六條の二 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第七條第二項第一号に該当しなくなつた場合（その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしてないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一條第一号又は第二号の経営移譲をした日」とあり、同条第三項中「最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日」とあるのは「その者が国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被

保険者でなくなつた日後国民年金の被保険者となつた日」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十五条」と読み替へるものとする。

第二十六條の三 第二十六條第一項若しくは前条第一項又はこの項の申出をして農業者年金の被保険者となつた者が、その申出をして農業者年金の被保険者となつた後、六十歳に達する日前に、国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしてないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第四十一條中「保険料納付済期間」を「保険料納付済期間等」に改める。

第四十二條第三項及び第四項中「その有する使用収益権」を「政令で定めるところにより、その有する使用収益権」に改める。

第四十四條第一号中「八百円」を「千七百六十円」に改め、同条第二号中「八十円」を「百七十六円」に改める。

第四十七條第二号中「保険料納付済期間」を「保険料納付済期間等」に、「六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であつた」を「次のいづれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であつたこと。

ロ 国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その同号に該当しなくなつた日の属する

月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、その農業者年金の被保険者でなくなつた日の翌日からその同号に該当しなくなつた日までの期間内に六十歳に達し、かつ、その達した日の前日において、農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う者又は第二十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当していたこと。

第四十八條中「二百円」を「四百四十円」に改める。

第五十二條中「上欄に掲げる者」の下に「（保険料納付済期間がその者に係る同表の下欄に掲げる年数以上である者に限る。）」を加え、「であり、かつ、保険料納付済期間が五年以上」を削り、同条第一号中「八百円」を「千七百六十円」に改め、同条第二号中「八十円」を「百七十六円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条の表の上欄に掲げる者（保険料納付済期間がその者に係る同表の下欄に掲げる年数未満である者に限る。）であつて、被保険者期間と、その者に係る同表の下欄に掲げる年数から保険料納付済期間を控除した期間（以下「加算期間」という。）とを合算した期間が二十年未満であるものに支給する経営移譲年金の額は、第四十四條の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達する日の属する月までの分については第一号に掲げる額と同条第一号に掲げる額とを合算した額とし、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌以後の分については第二号に掲げる額と同条第二号に掲げる額とを合算した額とする。

一次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額

イ 千七百六十円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相

当する額

ロ 保険料納付済期間の月数を、保険料納付済期間と加算期間とを合算した期間の月数で除して得た数

二 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額

イ 百七十六円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

ロ 前号ロに掲げる数

第六十四條中「経営移譲年金の給付に要する費用の三分の一に相当する額」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

一 経営移譲年金の給付に要する費用の額（次号に掲げる額を除く。）の三分の一に相当する額

二 第五十二條の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額の四分の一に相当する額

第三章第二節第三款第六十六條の次に次の一条を加える。

（保険料の前納）

第六十六條の二 農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第一項の規定により前納された保険料については、保険料納付済期間を計算する場合において、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

附則第十條の次に次の二条を加える。

(年金給付の額の自動的改定措置)
 第十条の二 年金給付については、政府は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和四十九年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度の)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の一月以降の年金給付の額を改定する措置を講じなければならない。
 2 前項の規定による措置は、政令で定める。
 (国庫補助等)
 第十条の三 国庫は、当分の間、毎年度、基金に對し、当該年度において納付された保険料(当

該年度において第七十三条の規定により徴取された保険料を含む。)の総額の七分の三に相当する額を補助する。
 2 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「国庫負担の額及び附則第十条の第三項の規定による国庫補助の額」と、第六十六条の二第四項中「還付」とあるのは「還付、前納された保険料に係る附則第十条の第三項の規定による国庫補助の額の算定方法」とする。
 附則第十一条に次の一項を加える。
 4 第四十条本文の規定は、離農給付金について準用する。
 別表を次のように改める

別表

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの日又は死亡の前日における保険料納付済期間	金	額
三年以上	四年未満	六六、〇〇〇円
四年以上	五年未満	八八、〇〇〇円
五年以上	六年未満	一一〇、〇〇〇円
六年以上	七年未満	一四三、〇〇〇円
七年以上	八年未満	一七六、〇〇〇円
八年以上	九年未満	二〇九、〇〇〇円
九年以上	一〇年未満	二四二、〇〇〇円
一〇年以上	一一年未満	二七五、〇〇〇円
一一年以上	一二年未満	三〇八、〇〇〇円
一一年以上	一三年未満	三四一、〇〇〇円
一一年以上	一四年未満	三七四、〇〇〇円
一一年以上	一五年未満	四〇七、〇〇〇円
一一年以上	一六年未満	四四〇、〇〇〇円
一一年以上	一七年未満	四七三、〇〇〇円
一一年以上	一八年未満	五〇六、〇〇〇円
一一年以上	一九年未満	五三九、〇〇〇円
一一年以上	二〇年未満	五七二、〇〇〇円
二〇年以上	二一年未満	六〇五、〇〇〇円

二一年以上	二二年未満	六三八、〇〇〇円
二二年以上	二三年未満	六七一、〇〇〇円
二三年以上	二四年未満	七〇四、〇〇〇円
二四年以上	二五年未満	七三七、〇〇〇円
二五年以上	二六年未満	七七〇、〇〇〇円
二六年以上	二七年未満	八〇三、〇〇〇円
二七年以上	二八年未満	八三六、〇〇〇円
二八年以上	二九年未満	八六九、〇〇〇円
二九年以上	三〇年未満	九〇二、〇〇〇円
三〇年以上	三一年未満	九三五、〇〇〇円
三一年以上	三二年未満	九六八、〇〇〇円
三二年以上	三三年未満	一、〇〇一、〇〇〇円
三三年以上	三四年未満	一、〇三四、〇〇〇円
三四年以上	三五年未満	一、〇六七、〇〇〇円
三五年以上	三六年未満	一、一〇〇、〇〇〇円
三六年以上	三七年未満	一、一三三、〇〇〇円
三七年以上	三八年未満	一、一六六、〇〇〇円
三八年以上	三九年未満	一、一九九、〇〇〇円
三九年以上		一、二三二、〇〇〇円

該年度」とあるのは、「昭和五十年一月から同年三月までの間」とする。	六三八、〇〇〇円
(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)	六七一、〇〇〇円
第四条 施行日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額とする。	七〇四、〇〇〇円
一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての改正前の農業者年金基金法(以下「旧法」という。)別表の上欄に掲げる額に、施行日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額	七三七、〇〇〇円
	七七〇、〇〇〇円
	八〇三、〇〇〇円
	八三六、〇〇〇円
	八六九、〇〇〇円
	九〇二、〇〇〇円
	九三五、〇〇〇円
	九六八、〇〇〇円
	一、〇〇一、〇〇〇円
	一、〇三四、〇〇〇円
	一、〇六七、〇〇〇円
	一、一〇〇、〇〇〇円
	一、一三三、〇〇〇円
	一、一六六、〇〇〇円
	一、一九九、〇〇〇円
	一、二三二、〇〇〇円

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。
 (経過措置)
 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に農業者年金の被保険者であつた者についての改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第二十二條第二項第三号(新法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「その同号に該当しなくなつた日の属する月の前月」とあるのは、「その同号に該当しなくなつた日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)の施行の日以後の日に限る。)」の属する月の前月」とする。

第三条 昭和四十九年度における新法附則第十条の第三項の規定の適用については、同項中「当

該年度」とあるのは、「昭和五十年一月から同年三月までの間」とする。
 (脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)
 第四条 施行日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額とする。
 一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての改正前の農業者年金基金法(以下「旧法」という。)別表の上欄に掲げる額に、施行日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての新法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、施行日の属する月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

2 新法第三十五条の規定は、前項の規定により算定される脱退一時金及び死亡一時金に係る受給権を裁定する場合について準用する。

(保険料の額の特例)

第五条 昭和五十年一月から同年十二月までの月の保険料の額は、新法第六十五条第三項及び第五項の規定にかかわらず、一月につき千六百五十円とする。

(保険料納付の特例)

第六条 大正五年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた農業者年金の被保険者(昭和四十六年一月一日において五十三歳を超え、五十五歳を超えない者)は、農業者年金基金(以下「基金」という。)に申し出て、昭和四十八年一月一日前までのその者の被保険者期間(大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者(昭和四十六年一月一日において五十三歳を超え、五十四歳を超えない者)にあつては、昭和四十七年一月一日前までのその者の被保険者期間を除く。)のうち、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間について、一月につき千六百五十円を納付することとができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月三十一日までに行わなければならない。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

(加入の特例)

第七条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者で、この法律の施行の際に農業者年金の

被保険者でないもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、新法第二十二條第二項(新法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和五十年六月三十日まで基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることとができる。

一 旧法第二十七條又は第二十八條の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したことがないこと。

二 昭和四十六年一月一日から施行日の前日までの間にその者に新法の規定の適用があつたとすれば、新法第二十二條の規定により農業者年金の被保険者となり、又は新法第二十三條の規定により農業者年金の被保険者となることとができる者に該当していた期間(以下「対象期間」という。)を有すること。

三 昭和四十六年一月一日から施行日の前日までの間にその者に新法の規定の適用があつたとすれば、この法律の施行の際に農業者年金の被保険者である者に該当しているか、又は施行日以後に新法第二十二條の規定により農業者年金の被保険者となり、若しくは新法第二十三條の規定により農業者年金の被保険者となることとができる者に該当するに至ること。

2 前項の規定による申出をした者は、その申出が受理されたときは、その受理された日から起算して三月を経過する日までに、対象期間を基礎として新法第二十九條の規定の例により算定される期間(以下「特定期間」という。)について、一月につき千六百五十円を基金に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付をした者は、新法第二十四條の規定にかかわらず、施行日(その者がこの法律の施行の際に新法第二十二條第一項又は第二十三條第一項に規定する者に該当していないときは、その者が新法第二十二條第一項又は第二十三條第一項に規定する者に該当することとなつた日)に、農業者年金の被保険者の

資格を取得するものとする。

4 第二項の規定により納付された金額は、新法附則第十條の三第一項の規定の適用については、保険料とみなす。

5 第三項の規定により農業者年金の被保険者の

資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

新法第二十二條第二項第二号及び第三号(新法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十二條	被保険者期間	特定期間
新法第二十二條第二項第三号(新法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)	短期被用者年金期間	特定短期被用者年金期間
新法第四十一條、第四十七條第二号及び第五十二條	保険料納付済期間等	特定期間と、特定短期被用者年金期間を合算した期間
新法第四十四條、第四十八條及び第五十一條	保険料納付済期間	特定期間

備考 この表において「特定短期被用者年金期間」とは、その者が対象期間を通じて農業者年金の被保険者であつたものとみなして新法第二十二條第二項第三号(新法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用したとすれば短期被用者年金期間となるべき期間に該当する期間のうち、施行日前における最後の資格喪失日の属する月以後の期間をいう。

二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、鶏卵・豚肉価格の引上げに関する請願(第一二二二号)

第二二二二号 昭和四十九年二月六日受理
鶏卵・豚肉価格の引上げに関する請願
請願者 千葉県佐倉市上志津原八八ノ二
長谷川定房外二百九十四名
紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

昭和四十九年二月二十七日印刷

昭和四十九年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局